

廣島市報

No. 6 1

昭和二十六年
五月二十一日 發行
(月曜日)

廣島市役所
發行人所

電話
廣島市國泰寺町三
市中三三三〇六一五
中三一〇六三
中三一〇六一五
中三一〇六一五
中三一〇六一五
中三一〇六一五
中三一〇六一五
中三一〇六一五
中三一〇六一五

規 則

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則の一部を改正する。
昭和二十六年五月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七號

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則の一部を改正する規則

廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則(昭和二十六年三月八日廣島市規則第八十七號)の一部を次のように改正する。
第五條及び第六條を次のように改める。

第五條 委員會は、次の基準によつて資格試験の合格者を決定する。

- 一 平均點數六十點以上かつ合格とする。但し、一科目につき三十點未満のものがあつたときは、原則として不合格とする
- 第六條 條例第十五條の規定による危險物取扱主任者の免許證は、別記第一號様式による。
- 第七條 條例第十八條の規定による映寫技術者の免許證は、別記第二號様式による。

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一號様式

表紙

危險物取扱主任者免許證

11 Cm

裏紙表

第 號 (種)	年 月 日 交付
廣島市消防局長	

第 1 頁

氏名	年 月 日生
寫眞	昭 年 年 月 日 撮影

住所

第 2 頁

採取者	採取印
所在地	年月日

目次

○規則 廣島市危險物取扱主任者及び映寫技術者資格試験規則の一部改正 一頁
廣島市特殊勤務手当支給規則の一部改正 二頁

○告示(甲) 市長就任について 二頁
市長職務代理権の消滅について 二頁
家屋の評定賃貸価格決定について 三頁
臨時市議會招集について 三頁
五月臨時市議會に付する事件について 三頁

○告示(乙) 廣島市職員考査規程の一部改正 三頁
廣島市警察表彰審査委員會規程制定 四頁

○教育委員會規則 廣島市立後園圖書館規則制定 五頁

○辭令 出張所々管區域別人口狀況について 五頁
戸籍上の市勢について 五頁

○雜報

第 3 頁	
就業場所	届年 月 日
出取	取者印
備	
考	

第 4 頁	
免許の種類番	年 月 日
出取	取者印
備	
考	

第 3 頁	
就業場所	届年 月 日
出取	取者印
備	
考	

この免許は就業中の携行しつたときは必ず請求する。二、三、四、

紙 表	
映寫技術者免許證	110m
備	
考	

紙 表 (抄種)	
第 號	年 月 日 交付
備	
考	

第 5、6、7 頁	
就業場所	届年 月 日
出取	取者印
備	
考	

この免許は就業中の携行しつたときは必ず請求する。二、三、四、

第 3 頁	
就業場所	届年 月 日
出取	取者印
備	
考	

第 4 頁	
免許の種類番	年 月 日
出取	取者印
備	
考	

第 1 頁	
氏 名	年 月 日生
寫 眞	昭和 年 月 日 撮影
本 籍 所	

第 2 頁	
住所	地 界 動 届年 月 日
出取	取者印
備	
考	

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十六年五月九日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
廣島市特殊勤務手当支給規則(昭和二十五年六月二十四日廣島市規則第二十五號)の一部を次のように改正する。
第二條中「速記者手当及び訓練手当」を「及び速記者手当」に「八種」を「七種」に改める。
第二十六條を次のように改める。
第二十七條 第三項を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

廣島市告示第十號

廣島市長濱井信三、昭和二十六年四月二十五日就任した。
昭和二十六年四月二十六日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第十一號

昭和二十六年四月二十五日市長の就任に伴い、地方自治法(昭和二十六年法律第六十七號)第五十二條第一項の規定による廣島市助役奥田遠郎の市長職務代理権は、以後消滅する。
昭和二十六年四月二十六日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第十二號

廣島縣知事決定分 稻荷町藤本新一外二百七十五名(新築) 大洲町大藤静馬外 七十三名(ク) 廣島市長決定分 天神町芝原キミコ外百五十三名(ク) 上柳町門田徳一外 七十六名(ク) 右の者の地方税法第四百十二條による家屋の評定貨賃價格決定について、同法第四百十五條に準じ、自五月十五日(至五月二十四日)の十日間廣島市役所資産課において、關係者の縦覧に供する。
昭和二十六年五月十四日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第十三號

昭和二十六年五月十四日 廣島市長 濱 井 信 三
左記の通り臨時廣島市議會を招集する。
一 招集日時 昭和二十六年五月二十一日午後一時
一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示甲第十四號

昭和二十六年五月十六日 廣島市長 濱 井 信 三
五月二十一日招集の臨時廣島市議會に付する事件は、左記の通りである。
一 市議會議長の選挙について
一 市議會副議長の選挙について

告 示 (乙)

廣島市告示乙第一號

廣島市職員考査規程(昭和二十二年十一月一日告示乙二十九號の一、の一部を次のように改正する。
昭和二十六年五月七日 廣島市長 濱 井 信 三
第二條中、「五名」を「七名」に改める。

廣島市告示乙第二號

廣島市警察表彰審査委員會規程を次のように定め、昭和二十六年四月一日から適用する。
昭和二十六年五月十日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市警察表彰審査委員會規程

第一條 廣島市警察表彰審査委員會(以下「委員會」といふ。)は、警察功勞章及び警察功績褒奨與の適否を審査するものとする。
第二條 委員會は、委員六名をもつて構成する。
第三條 委員會に、委員長及び副委員長を置く。
委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員中より委員長が指名する。
第四條 委員は主管助役、公安委員、警察本部長及び公安委員會の指名する警察本部の部長をもつて充てる。
第五條 委員長は、委員會に關する事務を総理し、副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。
第六條 委員會は、四名以上の出席がなければ合議を開くことができない。
委員會の議事は、出席委員の過半数で決し、可符同数のときは、委員長の決するところによる。
第七條 委員長は、委員會の庶務を整理せしめるため、警察職員の中から、公安委員會の同意を得て書記若干名を置くことができる。

廣島市告示乙第二號

第八條 この規程施行に關し必要な事項は、公安委員會が市長の承認を得て、これを定めることができる。

教育委員會規則

廣島市立淺野圖書館規則をここに公布する。
昭和二十六年四月二十一日 廣島市教育委員會委員長 小川 早苗

廣島市立淺野圖書館規則

第一章 總 則
第一條 廣島市立淺野圖書館(以下「館」といふ。)の開館時間は、次の通りである。但し、時宜によつて伸縮することができる。
午前九時から 午後八時まで
第二條 館の閉館日は、次の通りである。但し、臨時閉館の場合、その都度揭示する。
一 毎週月曜日
二 國民の祝日 但し、文化の日は開き翌日閉館
三 毎月末日 但し、月曜日に當るときは繰り上げる
四 ばく替期 九月又は十月において凡そ七日間
五 年末年始 十二月二十八日から翌年一月五日まで
第三條 借覽の圖書資料を損傷し失又は返付しなかつた場合は、借覽者は(館外持出の場合には保証人連帶で)現品をもつて辨償しなければならない。現品をもつて辨償し難いときは、館長の指示する方法によることができる。
第四條 館の圖書を借覽しない場合でも入館しようとするものは、受付で來意を告げ許可を受けなければならない。
第二章 館内閱覽
第五條 館の圖書を閱覽しようとするものは、受付で館内借覽證を受領しこれに所要の記入をして係員に渡し出し、圖書を借り受け、規定の席において閱覽しなければならない。
退館しようとするときは、その圖書を係員に返納し、

前に差し出した借覽證の返却を受けてこれを受付に渡さなければならぬ。
 新聞雑誌の閱覽については、前項にかかわらず閱覽させることある。
 第六條 同時に借覽する圖書の数は、二部以内とする。但し、特別の事情を認められたものは、この限りでない。
 第七條 館内においては、静肅を旨とし、又所定の場所以外において喫煙飲食することを許さない。

第三章 館外持出
 第八條 廣島市内に居住し館の館外持出券(以下「持出券」といふ。)を有するものは、館の圖書を館外に持出することができる。但し、貴重書、辭書、全集、新聞雑誌類その他別に定める圖書は、持出を許さない。
 第九條 圖書を館外に持出しようとするときは、受付で館外持出請求票を受け所要の記入をして持出券とともに係員に差し出し、その圖書を受領するものとする。
 第十條 同時に持出してできる圖書の数は、一部とする。
 第十一條 持出期間は、一回七日以内とする。
 第十二條 前項の期間満了後なお引續き借覽しようとするものは、一旦返納して更に借覽の手續をしなければならぬ。
 第十三條 持出圖書を返納しようとするときは、その圖書と持出券とを係員に差し出し、受領印を受けなければならぬ。
 第十四條 持出券の交付を受けようとするものは、別記第一號様式の館外持出券交付願を差し出さねばならぬ。
 第十五條 持出券を亡失したときは、直ちに館長に届け出て再交付を受けなければならぬ。
 第十六條 持出券所持者で館外持出券交付願書の記載事項に變更を生じたときは、直ちに館長に届け出てその指示を受けなければならぬ。
 第十七條 持出券は、他人に貸與することができない。
 第十八條 持出券第十五條の手續を怠り、又は前條に違反したために館に損害を與えた場合は、その持出券記名者及び連帯保証人は賠償の責を負わなければならない。
 第十九條 持出圖書を返納期限に返さないもの又は持出規定に違反したものに対しては、一時持出を停止し、又はその後の持出を許さないことある。
 第二十條 官公署において公務のため調査を要し館の圖書を借出しようとするときは、館長の許可を得て官公署の公借證を館長に差し出さなければならぬ。
 第二十一條 特別の研究のために圖書の持出閱覽を願ひ出たものがあるときは、館長において適當と認められた場合は許可することができる。

第四章 貸出文庫
 第二十二條 廣島市内にある圖書館、公民館、學校、青年團、婦人會その他の團體で館長が適當と認められた団体には、貸出文庫を貸與することができる。
 第二十三條 貸出文庫の運送に要する費用は、廻付先の負擔とする。
 第二十四條 前二條の外、貸出文庫の取扱上必要な事項については、別に定める。
 第五章 寄贈品、委託品
 第二十五條 寄贈に要する運搬費は、寄贈者の負擔とする。但し、時宜により館において負擔することがある。
 第二十六條 公衆に公開の目的をもつて圖書館資料を館に委託しようとするものは、その品目、數量、價格、住所、氏名等を記載した委託書を差し出し、館長の同意を得た上で現品を館に送附するものとする。
 第二十七條 前項の委託品に對しては館より受託書を交付する。
 第二十八條 委託品は、館所蔵の圖書館資料と同一の取扱いはする。

廣島市職員考査委員會委員を命ずる
 昭和二十六年五月七日
 佐々木 寺西 正雄 鐵
 正田 四三 男
 技術吏員 山根 信行
 廣島市職員就業規則第四十條により復職を命ずる
 昭和二十六年五月十八日

◎ 雜 報

出張所所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年五月一日現在)

出張所別	人口	世帯	同上前月との比較
牛田	八、六六六	二、一三三	△
尾長	一三、四四六	三、七三三	△
青島	一〇、九八四	三、一三三	△
段原	一〇、七三三	三、一三三	△
比治山	一〇、八七六	三、一三三	△
仁保	一〇、七三三	三、一三三	△
大河	一〇、七三三	三、一三三	△
大品	一〇、七三三	三、一三三	△
字品	一〇、七三三	三、一三三	△
似島	一〇、七三三	三、一三三	△
基町	一〇、七三三	三、一三三	△
中島	一〇、七三三	三、一三三	△
十日市	一〇、七三三	三、一三三	△
舟入	一〇、七三三	三、一三三	△
親善	一〇、七三三	三、一三三	△
己斐	一〇、七三三	三、一三三	△
三津	一〇、七三三	三、一三三	△
草津	一〇、七三三	三、一三三	△

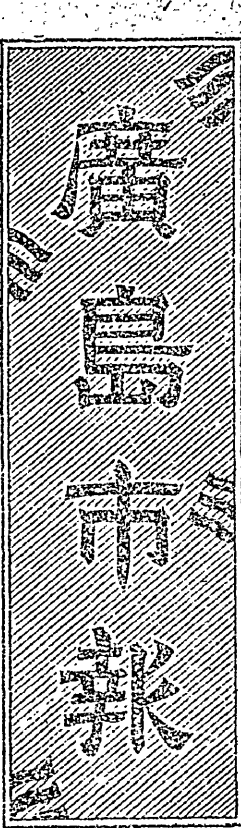
戸籍上の市勢 (昭和二十六年四月分)

種別	件数		最大	最小	平均	前年同月	増減
	男	女					
出生	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
死亡	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
結婚	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
離婚	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
寄留届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
出稼届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
印鑑届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
印鑑届	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
身分證明	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
月籍開覽	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出したもの
 二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十日分を計算したもの

第二十八條 委託品は、委託者の請求又は館の都合により隨時返付する。
 第二十九條 委託に要する運搬費は、委託者の負擔とする。但し、時宜により館において負擔することがある。
 第三十條 委託品が不可抗力により亡失又は毀損した場合は、館は賠償の責を負わない。
 附 則
 この規則は、昭和二十六年四月一日から適用する。
 第一號様式
 館外持出券交付願
 私儀館則承知の上貴館圖書を借出致したいと思ひますから館外持出券を御交付下さい。
 昭和 年 月 日
 借 覽 人 住所 氏名 職業(學校名) 年令
 連帯保証人 住所 氏名 職業 年令
 廣島市立淺野圖書館館長 氏 名 殿
 備考 米穀通帳又は身分證明書持参のこと。

◎ 辭 令
 事務吏員 水岡 博
 奥田 達郎
 石井 芳博
 江口 松芳
 願より本職を免する
 昭和二十六年四月三十日



外 號

昭和二十六年 五月三十一日 發行 (木曜日)

發行所 廣島市役所

電話 廣島市國泰寺町三五九番 中二〇六番 中三〇九番 中三七九番 中六五八番 中六六八番 中六七八番

廣島市告示第十九號

地方自治法第二百四十四條の規定並びに「財政事情」の作製及び公表に關す條例により、本市の「財政事情」を次のように公表する。

昭和二十六年五月三十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市の「財政事情」

ここに昭和二十五年分各經濟決算見込並に豫算執行の狀況等、本市の「財政事情」を公表し、市民各位の賢明なる御批判と御理解を蒙り、本市財政のためなお一層の御協力を御願いする次第である。

なお、今回發表するものは、主として、昨年十月から本年三月までの分であるが、二十五年當月初からのものも含め、公表することとした。

目次

- 一、昭和二十五年年度豫算出入状況調
(一) 一般會計出入状況について
(二) 特別會計建設費出入状況について
(三) 特別會計競馬事業費出入状況について
二、公營企業費出入状況調
三、財産公債及び一時借入金金の現在高
(一) 市有財産
(二) 公債
(三) 一時借入金
四、借入金

一、昭和二十五年年度豫算出入状況調 (公營企業分を除く)

Table with columns: 科 (Category), 目 (Item), 最終豫算額 (Final Budget), 最終豫算額に對する百分比 (Percentage of Final Budget), 自四月収入額 (Income from April), 自十月収入額 (Income from October), 収入總額 (Total Income), 最終豫算額に對する百分比 (Percentage of Final Budget).

昭和二十五年六月二十二日 月一十百九百九千一第 頁二第 報 官 報 日 本

科目	目	最初豫算額	最終豫算額	歳入	歳出
		最終豫算額に對する百分		最終豫算額に對する百分	最終豫算額に對する百分
		比		比	
特別費計	一、國庫支出金	350,000,000	350,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
	二、繰入金	800,000,000	800,000,000	800,000,000	800,000,000
	三、雑収入	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
	四、市債	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000
	五、繰入金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
	六、換地清算徴収金	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000
	七、寄附金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000
	歳入合計			10,000,000,000	
	歳出合計				10,000,000,000
	一、議會費	100,000,000	100,000,000		100,000,000
	二、被服所費	500,000,000	500,000,000		500,000,000
	三、警察警防費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	四、土木費	1,500,000,000	1,500,000,000		1,500,000,000
	五、教育費	1,200,000,000	1,200,000,000		1,200,000,000
	六、社會労働施設費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	七、保健衛生費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	八、産業經濟費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
九、財政維持費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十、統計調査費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十一、選挙費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十二、公債償還費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十三、輸送費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十四、監査委員費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十五、災害土木費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十六、諸支出金	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
十七、繰加費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000	
歳入合計				10,000,000,000	
歳出合計				10,000,000,000	

科目	目	最初豫算額	最終豫算額
		最終豫算額に對する百分	
		比	
特別費計	一、議會費	100,000,000	100,000,000
	二、被服所費	500,000,000	500,000,000
	三、警察警防費	1,000,000,000	1,000,000,000
	四、土木費	1,500,000,000	1,500,000,000
	五、教育費	1,200,000,000	1,200,000,000
	六、社會労働施設費	1,000,000,000	1,000,000,000
	七、保健衛生費	1,000,000,000	1,000,000,000
	八、産業經濟費	1,000,000,000	1,000,000,000
	九、財政維持費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十、統計調査費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十一、選挙費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十二、公債償還費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十三、輸送費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十四、監査委員費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十五、災害土木費	1,000,000,000	1,000,000,000
	十六、諸支出金	1,000,000,000	1,000,000,000
	十七、繰加費	1,000,000,000	1,000,000,000
歳入合計			10,000,000,000
歳出合計			10,000,000,000

昭和二十五年六月二十二日 月一十百九百九千一第 頁二第 報 官 報 日 本

科目	目	最初豫算額	最終豫算額	歳入	歳出
		最終豫算額に對する百分		最終豫算額に對する百分	最終豫算額に對する百分
		比		比	
特別費計	一、議會費	100,000,000	100,000,000		100,000,000
	二、被服所費	500,000,000	500,000,000		500,000,000
	三、警察警防費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	四、土木費	1,500,000,000	1,500,000,000		1,500,000,000
	五、教育費	1,200,000,000	1,200,000,000		1,200,000,000
	六、社會労働施設費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	七、保健衛生費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	八、産業經濟費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	九、財政維持費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十、統計調査費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十一、選挙費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十二、公債償還費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十三、輸送費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十四、監査委員費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十五、災害土木費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十六、諸支出金	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
	十七、繰加費	1,000,000,000	1,000,000,000		1,000,000,000
歳入合計				10,000,000,000	
歳出合計				10,000,000,000	

前回の財政事情で公表した通り、昭和二十五年に於ける本市の財政は、シテ
 ア種制度節縮の勧告による、税制の根本的改定により、本市の税体系も、常
 上した附加税並びに独立税を廃止して、新たに市民税以下七税目の普通税に整理
 し、租税負擔區分の明確化と、財政の自主確立を目指すこととなつたのである。
 この税制の改正並びに平衡交付金制度の新設を機に、年度内繰算の根本的改定並
 細を實施した結果、市税前において一億九千九百九十一万四千餘圓の増減となつた
 が、反面國際補助金においては平衡交付金制度の發足に伴い、従來の補助金制度
 が大幅に整理され、當初計上していただいたものの内、打ち切り廢止の措置も幾つか
 二千八百八十餘圓の減額となり、差引、財政制度の改革による本市の財政増加は

昭和二十五年六月二十二日 月一十百九百九千一第 頁二第 報 官 報 日 本

八千六百六十三萬四千餘圓となつたのである。その後、監證事業並びに起債事業の追加等、年度末までの歳入豫算額は逐次増加をたし最終豫算額は十億九千八百八十四萬六千七百四十二圓となり、當初豫算に對し約二九%の増率を示すに至つたのである。

歳入中の獨自財源は總額に對して六七%、その内市税五四%、使用料及び手賃料七%、その他が六%を占め、國庫より補助又は交付される財源は補助金一七%、平衡交付金八%で、總額に對し二五%となつてゐる。外、事業進行の特定財源として公債發行を行つてゐるものが八%となつてゐる。これを前年度最終豫算額と比較すれば、獨自財源は市税に對して一%使用料及び手賃料一%程度の増率を挙げ、國庫依存財源に對しては約五%の減率を示して財政制度改正に伴ひ漸次財政の自主性強化の方向に向つてゐることは、御同様にえない次第である。

然しながら現在なお平衡交付金は本市財政の面に重要な影響を興えてゐるのである。次に歳入豫算の収入状況について見ると、市税に對しては最終豫算額に對し約六六%、使用料及手賃料六八%で、前年度収入割合に比較すると市税は九%の減率、使用料及手賃料は一七%の増率となつてゐる。

市税の減率は前期財政常務委員の陳述に如く二十五年年度末より、實施豫定の新税制が、國會において廢案となり、次期國會再開八月まで地方財政空自の準備を急起し、年度後半期に入つて初めて、新税制による徴税活動を實施するに至つたことが最大の原因となつてゐる。

なお、國庫補助金においては、先般の平衡交付金制度の發見に當り、從來の清算補助等が、整理統合された結果、これが収入割合は前年度に比較して、約四九%程度の増率を示してゐる。

次に歳入状況は、前述した地方財政制度の根本的改革に伴ひ、往年十年年度間歳入豫算の全面的な再編成が實施した結果、新規追加計上の措置を必要とするものは、特定財源を差引九百三十五萬二千餘圓、起債不認證の結果一割財源を充當したもので二千三百五十二萬四千餘圓並びに特別會計建設費に對する繰入充當額八千四百四十四萬餘圓、合計一億二千六百九十一萬七千餘圓の新財源を必要とし、年度間豫算の再編に寄與したのである。

その後年度末までの間、各般の事業追加は極力これを抑制して、真に止むを得ない事業のみの追加に止めた結果、最終豫算總額は十億九千八百八十四萬六千餘圓となり、當初に比較して二億四千四百二十二萬八千餘圓の膨脹となつてゐる。なお、これが執行に當つては、賦納する經濟情勢を勘案して繰上繰下費の削減を圖る等、庶務財政の運営に努力を拂つたが、朝鮮孤兒等による諸物資の暴騰は豫算の執行に著しい影響を興え、収入面との不均衡是正に苦慮した次第で、現在二十五年度決算期目前に達し、懸命の努力を傾注してはいるが、なお三%の収入不足を生じてゐる實状に鑑み、今後一層の努力を必要とするに、市民各位の絶大御協力が必要ならば到底所期の目的は達成し難いので、今後の本市財政に對し一層深い御理解と御協力を切望する次第である。

(四)特別會計建設費歳入出状況について

本市の復興事業は、一昨年來より政府その他各府各縣の深い御理解と御援助により、その進むべき方針が確立し得たことは、御同様に堪えない次第であるが、諸般の建設事業推進の財源としては、大半を國庫に依存し、且つ又多額の公債の發行によらなければ到底所期の目的は貫徹でき得ない本市財政の現状であつて、國の財政緊縮方針及び資材勢力費の昂騰等により今後益々財政面に於ける負擔の加重が豫想され、樂觀は許されぬ状態である。

當初豫算の編成に當つては、都市計畫事業關係のものについては、一應二億七

千圓程度の事業認定を決定し、その他各學統復舊、住宅の建設、その他の建設事業費、公債償還費等を含め六億六千六百七十一千圓を計上した。その後、監證事業費の決定、公債發行額の制限によつて、當初計上した建設事業費は、その内農林部制を餘儀なくされ、又一般市税の繰入、前年度最終歳入を他を削減する諸般の追加更正を實施した結果、最終豫算總額は五億四千六百六十八萬餘圓となり、當初豫算に比較して一億六千三百三十九萬餘圓の減額となつてゐる。

歳入については、そのほごを國に依存し、國庫補助金が二億七百五十五萬四千餘圓で總額の四一%を占め、これについて公債發行額一億四千五百五十五萬圓二九%、一役計よりの繰入金一億一千八百六十四萬六千餘圓二四%、その他六%である。

なお現在までに於ける収入の状況は、監證事業による國庫補助金、公債發行が各々七%を占めてゐるが、この金額は用納額中に於ては全部交付されることになつてゐる。

又一般會計よりの繰入金については、年度末決算期において各會計が、收支の均衡保持の措置する關係上、現狀では繰入せず未収入となつてゐる。以上の事由によつて収入總額は豫算に對し、五八%程度となつてゐる。

次に歳入中主たるものは、區別整理事業關係九〇%、下水費一四%、娯樂費五七%、その他公債償還費が九四%程度を占めてゐる外、學校養育費等、翌年度に對する繰越事業以外は用納額期間中に支出を完了しなければならぬが、目下整理中で支拂合計は、豫算總額に對し五〇%程度となつてゐる。

(五)特別會計建設費歳入出状況について

御承知の如く本市は、財政困難緩和の一方策として、競馬事業費を計上し、昨年三月指定市の認可を受け、第一回を八月下旬、第二回を二月中旬、第三回を三月初旬、現在まで三回の市營厩山競馬を實施したのであるが、その成價は、開墾場所開墾市の人口、その他の立地條件等、諸般の條件に阻害されて、所期の目的を達成することができなかったが、將來これら事業の運営には、なお一役の努力を研究が必要である。

當初豫算編成に當つては、他都市の事業計畫等を研究勘案の上二年度間二回、開墾するものとして、二千四百九十八萬七千二百圓を計上し、各回ともに、競馬實施に當つては實行豫算をたて、その事業進行に万全を期したのであるが、第二回競馬實施の結果、開墾時期の天候不良等惡條件に真摯に、その成價は第一回に比し、著しく低下し赤字を見るに至つたため、引續き第三回の事業費を計上し、追加豫算三千四百九十九萬三千餘圓を計上して、成價挽回を図つた結果、各回の事業を通じて、僅少ではあるが、事業収入を得ることができたのである。各回における事業費實施状況は次の通りである。

1 豫算状況

歳入

歳入合計	三億六千九百	三億四千九百	三億四千九百
雑入	一億三千	一億三千	一億三千
投票券売上収入	三億三千	三億三千	三億三千
入場料収入	一億	一億	一億
競馬事業費	三億六千九百	三億四千九百	三億四千九百
當初豫算額	三億六千九百	三億四千九百	三億四千九百
追加額	一億	一億	一億
最終豫算額	四億六千九百	四億四千九百	四億四千九百

第一回 第二回 第三回

歳入合計 三億六千九百 三億四千九百 三億四千九百
 雑入 一億三千 一億三千 一億三千
 投票券売上収入 三億三千 三億三千 三億三千
 入場料収入 一億 一億 一億
 競馬事業費 三億六千九百 三億四千九百 三億四千九百
 當初豫算額 三億六千九百 三億四千九百 三億四千九百
 追加額 一億 一億 一億
 最終豫算額 四億六千九百 四億四千九百 四億四千九百

本市唯一の公営企業たる水道事業は、独立採算別による経営の合理化により延次その質を向上しつつあるが、経済情勢の變動に伴う、人件費並びに電力費の膨張と、朝鮮動亂による各種事業用資材の暴騰、更に又、都市建設及び災害復舊その他諸施設の改良に充當すべき一統財源の増進等により、ようやく財政上の困難を脱する實情にあるので、今後の經營に當つては、公営經營の合理化を図るは勿論、できる限り冗費を抑制し、諸施設の高度活用、能率の向上を期するにともに、市民各位の御協力により給水管理の万全を図り、保健衛生、防火並びに文化施設としての使命達成を念願している次第である。

當初豫算は、本市將來の發展と、人口増加に對應する完全給水設備のため、淨水設備擴充強化を計畫して、三億七百二十七万六千餘圓を計上したが、實際亦並ぶに起債充當事業等の削減によつて豫算真正實施の結果、最終豫算は一億八千五百六十二万九千餘圓となつてゐる。

歳入について見れば、豫算總額に對し水道使用料及手数料並びに工券收入五八%、認許事業に伴う補助金九%、公債發行額一四%、繰越金一三%、その他六%となつており、これら現在までの収入状況は、使用料及手数料九〇%、工券取扱收入七六%、補助金六二%、公債發行收入八五%で總収入歩合は、約八五%といつれども良好な成績となつてゐる。

一方歳出においては、認許事業、起債充當事業等當初計畫した増設改良事業が削減され、又朝鮮動亂による資材の入手困難等の影響もあつて、現在までの事業施行額は、一億一千八百八十三万三千餘圓で、最終豫算額に對し六四%の比率となつてゐる。

なお、都市建設事業の推進と人口の増加に伴う將來の給水増大は必要であるので、これに對應するためには、是非とも戦時中中断されてきた第四期擴設事業の繼續を期してゐる次第である。

三、財産、公債及び一時借入金の現在高

(一) 市有財産

地 四拾五万七千五百拾貳坪成分武与九
 建物 九万七千七百七拾壹坪成分武与〇七
 基金寶金の現在高 參拾參万七千四百拾五圓六拾九錢

(二) 公債

費目	現在高	對總額に對する百分比
警察消防費	1,644,000.00	3.3
土木費	3,074,000.00	6.1
教育費	110,000.00	0.2
社會費	11,000.00	0.02
衛生費	4,000.00	0.008
計	4,843,000.00	9.7

費目	現在高	對總額に對する百分比
産業經營費	1,574,000.00	3.1
災害復舊費	1,574,000.00	3.1
建設費(震災復舊費)	1,574,000.00	3.1
水道事業費	1,574,000.00	3.1
その他	1,574,000.00	3.1
計	6,096,000.00	12.2

借入先別市債現在高 (昭和二六、三、三一現在)

借入先別市債現在高 總額に對する百分比

大藏省資金運用部 1,574,000.00 3.1

簡易保険局 1,574,000.00 3.1

その他一般金融機關 1,574,000.00 3.1

計 4,722,000.00 9.4

(昭和二六、三、三一現在)

本市唯一の公営企業たる水道事業は、独立採算別による経営の合理化により延次その質を向上しつつあるが、経済情勢の變動に伴う、人件費並びに電力費の膨張と、朝鮮動亂による各種事業用資材の暴騰、更に又、都市建設及び災害復舊その他諸施設の改良に充當すべき一統財源の増進等により、ようやく財政上の困難を脱する實情にあるので、今後の經營に當つては、公営經營の合理化を図るは勿論、できる限り冗費を抑制し、諸施設の高度活用、能率の向上を期するにともに、市民各位の御協力により給水管理の万全を図り、保健衛生、防火並びに文化施設としての使命達成を念願している次第である。

歳入について見れば、豫算總額に對し水道使用料及手数料並びに工券收入五八%、認許事業に伴う補助金九%、公債發行額一四%、繰越金一三%、その他六%となつており、これら現在までの収入状況は、使用料及手数料九〇%、工券取扱收入七六%、補助金六二%、公債發行收入八五%で總収入歩合は、約八五%といつれども良好な成績となつてゐる。

一方歳出においては、認許事業、起債充當事業等當初計畫した増設改良事業が削減され、又朝鮮動亂による資材の入手困難等の影響もあつて、現在までの事業施行額は、一億一千八百八十三万三千餘圓で、最終豫算額に對し六四%の比率となつてゐる。

なお、都市建設事業の推進と人口の増加に伴う將來の給水増大は必要であるので、これに對應するためには、是非とも戦時中中断されてきた第四期擴設事業の繼續を期してゐる次第である。

三、財産、公債及び一時借入金の現在高

(一) 市有財産

地 四拾五万七千五百拾貳坪成分武与九
 建物 九万七千七百七拾壹坪成分武与〇七
 基金寶金の現在高 參拾參万七千四百拾五圓六拾九錢

(二) 公債

費目	現在高	對總額に對する百分比
警察消防費	1,644,000.00	3.3
土木費	3,074,000.00	6.1
教育費	110,000.00	0.2
社會費	11,000.00	0.02
衛生費	4,000.00	0.008
計	4,843,000.00	9.7

費目	現在高	對總額に對する百分比
産業經營費	1,574,000.00	3.1
災害復舊費	1,574,000.00	3.1
建設費(震災復舊費)	1,574,000.00	3.1
水道事業費	1,574,000.00	3.1
その他	1,574,000.00	3.1
計	6,096,000.00	12.2

借入先別市債現在高 (昭和二六、三、三一現在)

借入先別市債現在高 總額に對する百分比

大藏省資金運用部 1,574,000.00 3.1

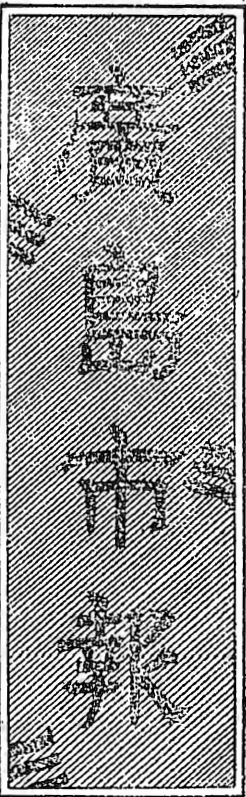
簡易保険局 1,574,000.00 3.1

その他一般金融機關 1,574,000.00 3.1

計 4,722,000.00 9.4

(昭和二六、三、三一現在)

科	目	歳入		歳出	
		最終豫算額	実績	最終豫算額	実績
内	一、使用料及手数料	6,239,000	6,239,000	6,239,000	6,239,000
	二、給水工事費收入	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
	三、雑収入	1,439,000	1,439,000	1,439,000	1,439,000
	四、公企業及貯蔵収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	五、繰入金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
	六、國庫支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	七、市債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	八、繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	九、繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	十、繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
外	一、水道費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	二、上水道費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	三、配水管貯留費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	四、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	五、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	六、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	七、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	八、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	九、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
	十、水道復舊事業費	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000



No. 62

昭和二十六年六月二十日發行

(水曜日)

發行所

廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話 中二三五一番 中三〇六六番 中三九四六番 中三七六一番 (市會事務局) (秘書課) (會計課)

◎條例

廣島市稅條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年六月十六日

廣島市長 濱井信三

廣島市稅條例第六號

廣島市稅條例(昭和二十五年八月三十日條例第二十九號)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。(課稅洩等に係る市稅の取扱)

第七條 課稅洩に係る市稅又は詐偽その他不正の行為に因り免かれた市稅があることを發見した場合においては、課稅すべき年度(法人稅制にあつてはその課稅標準の算定期間の末日現在)の稅率によつてその全額を一時に賦課徵收する。

第七條の次に次の三條を加える。

(市稅に係る申告又は報告義務の承継)

第七條の二 法第九條の規定によつて市稅に係る申告又は報告の義務を承継した者は、當該申告又は報告をする際、左に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならぬ。

一 合併後存続する法人、合併により設立した法人、清算人、残余財産の分配若しくは引渡を受けた者、又は相續人若しくは相續財團(合併法人等)という。以下本

◎目次

Table listing various regulations and their page numbers, including sections on fire insurance, disaster relief, and public works.

◎告示

廣島市助役事務兼任規則の一部改正

固定資産稅公示送達について

第二十一回換地豫定地等發賣について

廣島市議會正副議長當選について

換地豫定地指定について公示送達

六月定例市議會招集について

雜種稅公示送達について

不動産差押調書公示送達について

環境衛生監視員證紛失について

昭和二十六年度廣島市歳入出豫算追加更正について

昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出豫算追加について

廣島市尿尿採取事務取扱規程

機務改正に伴う別に辭令を用いない者の所屬について

廣島市尿尿採取事務取扱規程

機務改正に伴う別に辭令を用いない者の所屬について

五月臨時市議會議決事件について

六月定例市議會議決事件について

出張所々管區域別人口狀況について

戸籍上の市勢について

戸籍上の市勢について

戸籍上の市勢について

戸籍上の市勢について

戸籍上の市勢について

戸籍上の市勢について

條において同様とする。一の住所及び氏名又は名稱
 二 残余財産の分配若しくは引渡を受けた者又は限定承
 認をした相続人が當該解散又は相續に因つて得た財産
 の價額
 三 合併法人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継
 した年月日

(同族會社の納付又は納入の義務)
 第七條の三 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴
 収金を完納しない場合において、當該納税者又は特別徴
 収義務者の所有に係る同族會社の株式又は出資があるこ
 きは、當該株式又は出資について左の各號の一に該當す
 る事由があり、且つ、當該納税者又は特別徴収義務者の
 財産へ當該同族會社の株式又は出資を除く。に、ついで、
 滞納處分をして、なお、その徴収され、納付し、
 又は納入すべき徴収金が徴収できないと認められる場合
 に限り、その有する當該同族會社の株式又は出資へ當該
 徴収金のうち納期限の最も古いものの納期限の二年前ま
 でに取得したものを除く。の價額を限度として、當該
 同族會社に當該徴収金を納付せよ、又は納入せよとの
 ことをする。

一 再度公賣しても買受人がないこと又はその價額が見
 積價額に達しないこと。
 二 當該同族會社がその株式又は出資の譲渡について法
 律又は定款に制限があるためにこれを譲渡することが
 できないこと。
 (納税者若しくは特別徴収義務者の親族その他納税者若し
 くは特別徴収義務者特殊の関係がある個人又は同族會
 社の納付又は納入の義務)
 第七條の四 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴
 収金を完納しない場合において、これらの者がその財産
 の差押を免れるために、その親族その他當該納税者若
 しくは特別徴収義務者地方税法施行令(昭和二十五年
 政令第二百四十五號)第一條の二に規定する特殊の関係
 がある個人又は當該納税者若しくは特別徴収義務者が株

式若しくは出資を有する同族會社に對し、贈與し、又は
 著しく低い額の對價で譲渡した財産(當該徴収金のうち
 納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與
 し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、當該納
 税者又は特別徴収義務者について、滞納處分をして、
 なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金を
 徴収できないと認められる場合に限り、當該贈與又は讓
 渡を受けた者が現に有する當該財産(當該財産の異動に
 因り取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した
 財産を含む。)の價額(納税者又は特別徴収義務者に對
 し當該財産の對價として支拂つた額があるときは、その
 額を控除した額。)を限度として、その者に當該徴収金
 を納付せよ、又は納入せよとのことをする。
 第八條第一項中第七號を第八號とし、第六號の次に次の一
 號を加える。
 七 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めな
 いで市内に住所、居所、事務所、事業所又は業務所を有
 しないこととなつたとき。
 第八條の次に次の四條を加える。
 (徴収猶予)
 第八條の二 市長は、納税者又は特別徴収義務者が左の各
 號の一に該當することに因り、その徴収され、納付し、
 又は納入すべき徴収金の全部又は一部を一時に徴収さ
 れ、納付し、又は納入することができないと認められる場合
 において、その申請によつて、その徴収され、納付
 し、又は納入することができないと認められる金額を限
 度として一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることが
 できる。
 一 納税者又は特別徴収義務者がその資産について震
 災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害
 を受け、又はその資産を滅ぼれたとき。
 二 納税者又はその同居の親族が疾病にかつたとき。
 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を廢

別徴収義務者がその差押の解除を申請したときは、その
 差押を解除することができる。
 市長は、擔保物の價額が減少した場合、保證人の資力
 が徴収猶予をした金額の徴収、納付若しくは納入を擔保
 することができない状態になつたと認められる場合又は前項
 の規定によつて差押を解除した場合においては、増擔保
 その他の擔保の提供又は保證人の變更その他擔保の變更
 を求めるものとす。

第八條の四 市長は、第八條二の規定によつて徴収猶予を
 受けた者が左の各號の一に該當する場合においては、そ
 の徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴
 収猶予を取消し、これを一時に徴収するものとす。
 一 分割徴収を認められた徴収金を期限内に納付せず、
 又は納入しないとき。
 二 前條第四項の求めに應じないとき。
 三 資力を回復したため従前の條件によつて徴収猶予を
 することが不適当であると認められるとき。
 四 第八條第一項各號に掲げる事由が生じた場合におい
 て、徴収猶予の期限に至つてその徴収猶予をした徴収
 金の徴収を完了することができないと認められるこ
 と。

第九條の二の規定によつて徴収猶予をした場合におい
 て、その徴収猶予をした徴収金について差押えた財産中
 に償還又は火災若しくは法定の果實を生ずる財産がある
 ときは、その徴収猶予をした後においても、第三條第
 一から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法
 定の果實をもつて、その徴収猶予をした徴収金に充てる
 ものとす。

第八條の五 市長は、第八條の二第一項の規定によつて徴
 収猶予をした場合又は同法第九條(明治三十年法律第二
 十一號)の規定による滞納處分の例によつて滞納處分な
 する際同法第十二條第一項の滞納處分の執行の停止をし
 た場合においては、その徴収猶予をし、又は滞納處分

の執行の停止をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金
 額中當該徴収猶予又は停止をした期間に對應する部分の
 金額の全部又は一部を免除するものとす。
 第十七條及び第十八條を次のように改める。
 (市民税の納税義務者等)
 第十七條 市民税は第一號及び第三號の者に對しては、均
 等割額及び所得割額の合算額によつて、第二號及び第四
 號の者に對しては、均等割額によつてこれを課する。
 一 市内に住所を有する個人
 二 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市
 内に住所を有しない者
 三 市内に事務所又は事業所を有する法人
 四 市内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又
 は財團で代表者若しくは管理人の定めのあるもの。
 (個人の市民税の非課税の範圍)
 第十八條 左の各號の一に該當する者に對しては、市民税
 を課さない。
 一 前年中において所得を有しなかつた者
 二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
 三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦(こ
 れらの者が前年中において十万円をこえる所得を有し
 た場合を除く。)
 第十九條を次のように改める。
 (課税總所得金額の算定)
 第十九條 個人に課する所得割の課税標準である課税總所
 得金額は、前年の所得について今年において適用された
 所得税法の規定に基いて算定したものとす。
 第二十二條を次のように改める。
 (市民税の申告書の提出義務)
 第二十二條 第十七條第一號の者は、毎年四月三十日まで
 に、前年の總所得金額、所得税額、第十八條の規定に該

止し、又は休止したとき。
 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務につ
 いて、甚大な損失を受けたとき。
 五 前各號に掲げる事由に類する事由があつたとき。
 市長は、市税を課することができることとなつたとき
 から一年を経過した後に當該市税を課した場合におい
 て、納税者又は特別徴収義務者がその徴収され、納付
 し、又は納入すべき當該市税に係る徴収金の全部又は一
 部を一時に徴収され、納付し、又は納入することができ
 なくなつたときは、前項の規定に準じて當該市税の納期
 限から一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることがで
 きる。この場合において、その徴収猶予の申請は、當該
 市税の納期限内にしなければならない。
 三 前二項の規定による徴収猶予を受けようとする者は、
 左に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とす
 る事由を説明すべき書類を添附して市長に提出しなけれ
 ばならない。
 一 納税者又は特別徴収義務者の住所、氏名又は名稱
 二 年度、期別、税目、税額及び納期限
 三 徴収猶予を必要とする事由及びその期間
 第八條の三 市長は、前條第一項の規定によつて徴収猶予
 をする場合において、その徴収猶予をした金額が二万円
 をこえ、且つ、當該金額の徴収を確保するために必要が
 あると認めるときは、その徴収猶予をする金額を限度と
 して相當の擔保を徴するものとす。
 二 市長は、前條第二項の規定によつて徴収猶予をする場
 合においては、その徴収猶予をする金額に相當する擔保
 を徴しなければならない。但し、その徴収猶予をする金
 額が二万円以下である場合又は相當の擔保を徴すること
 が困難とする特別の事情がある場合においては、擔保を
 徴しないことができる。
 三 市長は、前條の規定によつて徴収猶予をした徴収金に
 ついて差押えた財産がある場合において、納税者又は特

當する事項の有無その他市長の定める事項を記載した市
 民税申告書を提出しなければならない。
 第十八條第二號から第四號までの者は、毎年四月三十
 日まで、一月一日現在において有する事務所、事業所
 又は家屋敷の所在その他市長の定める事項を記載した市
 民税申告書を提出しなければならない。
 三 第十七條第一號の者で前年中において給與の支拂を受
 けたものは、毎年二月十日までに、前年中の給與所得の
 金額、給與の支拂を受ける際に徴収された所得税額、第
 十八條の規定に該當する事實の有無その他市長の定める
 事項を記載した市民税申告書を提出しなければならない。
 四 前項の申告書を提出した者で前年中に給與所得以外の
 所得を有しなかつたものは、第一項の申告書を提出する
 ことを要しない。
 第二十二條の次に次の一條を加える。
 (源泉徴収票又はその寫の添附義務)
 第二十二條の二 前條第三項の規定により申告書を提出す
 る義務がある者は、當該申告書に所得税法の規定による
 源泉徴収票又はその寫を添附しなければならない。
 第二十三條を次のように改める。
 (課税總所得金額に係る更正又は決定事項の申告義務)
 第二十三條 第十七條第一號の者は、第二十二條第一項の
 規定による申告をした後に、又は同項の申告期限までに
 申告しなかつた場合においては、その申告期限後に、所得
 税法第二十七條第一項の規定によつて提出することがで
 きる申告書を提出した場合又はその總所得金額、課税總
 所得金額若しくは所得税額について所得税法第四十六條
 第七項の規定によつて、更正若しくは決定の通知を受け
 け、若しくは同法第四十八條第五項若しくは同法第四十
 九條第五項の規定によつて決定の通知を受けた場合にお
 いては、第二十八條又は第二十九條の規定を適用して市
 民税を課していた場合を除き、その通知を受けた日から

十日以内に別に市長が定める様式によつて市長に申告しなければならぬ。
第二十五條及び第二十六條を次のように改める。
(均等割の税率)
第二十五條 均等割の税率は、左の各號に掲げる者に對し、當該各號に定める額とする。
一 第十七條第一號又は第二號の者 五百円
二 第十七條第三號又は第四號の者 千八百円
(均等割の税率の軽減)
第二十六條 左の各號に掲げる者に對して課する均等割の額は、前條の規定にかかわらず、それぞれ當該各號に定める額とする。
一 均等割を納付する義務がある扶養親族を二人以上有する者 四百円
二 均等割を納付する義務がある扶養親族 三百円
三 所得税法第十一條の二の規定によつて所得がないものみなされる者(前號に掲げる者を除く) 三百円
前項の規定は、第二十二條の規定による申告書を提出しなかつた者には適用しない。
第二十六條の次に次の二條を加える。
(個人に對して課する所得割の課税標準)
第二十六條の二 個人に對して課する所得割の課税標準は、課税總所得金額とする。
第二十七條の見出しを「(個人に對して課する所得割の税率)」に改め、全條中「市民税」を「所得割」に改める。
第二十七條の二 法人に對して課する所得割の税率は、百分の十五とする。
(所得割額の軽減)
第二十七條の三 所得割の納税義務者で扶養親族を有する者に對しては、所得割額から扶養親族一人につき五千円

を軽減する。
前項の規定は、第二十二條の規定による申告書を提出しなかつた者には適用しない。
第二十八條及び第三十條を次のように改める。
(市による所得の計算)
第二十八條 左の各號に掲げる場合においては、市民税の納税義務者の所得を所得税法に規定する計算の方法に従つて計算し、その計算に基いて課税總所得金額を算定して市民税を課する。
一 所得税法第二十六條第一項の確定申告書を提出する義務がある認められる者が、當該申告書を政府に提出しなかつた場合において、政府が課税總所得金額若しくは所得税額の決定をなかつたとき、又は政府が決定した課税總所得金額若しくは所得税額が過少であるを認められるとき。
二 前號の申告書又は所得税法第二十條第一項の修正確定申告書の提出があつた場合において、これらに記載された課税總所得金額若しくは所得税額が過少である認められる場合において、政府がこれを更正しなかつたとき、又は政府が更正した課税總所得金額若しくは所得税額が過少であるを認められるとき。
三 所得税法第二十六條第二項本文の規定によつて同條第一項に指定する確定申告書の提出を要しない者が課されるべき所得税を同法第三十八條第一項又は第四十條の規定によつて徴収すべき者がこれを徴収しなかつたとき、又は徴収した所得税額が過少であるを認められるとき。
四 同族會社の株主若しくは社員又はこれら親族、使用人等の特殊の關係がある者の課税總所得金額又は所得税額の基礎となつた所得の計算に所得税の負擔を不當に減少するものがあるを認められる場合において、政府が所得税法第六十七條の規定による計算をしなかつたとき、又は政府が同條の規定によつて計算し

なつたこと等に因り市民税を特別徴收の方法によつて徴收されないこととなつた場合においては、特別徴收の方法によつて徴收されないこととなつた日以後において到來する第三十一條の納期がある場合においてはそれぞれ納期において、その日以後に到來する同條の納期がない場合においては直ちに、普通徴收の方法によつて徴収するものとする。
前條の通知によつて變更された特別徴收税額に係る市民税について、既に特別徴收義務者から市に納入された特別徴收税額が當該納税者から徴収すべき特別徴收税額を超過する場合(徴収すべき特別徴收税額がない場合を含む。)において當該納税者の未納に係る徴収金があるときは、當該過納又は誤納に係る税額は、第九條の規定の例によつて當該納税者の未納に係る税金に充當する。
(法人税割の申告納付)
第三十二條の七 法人税割を申告納付する義務がある法人は、法第三十二條の八の規定によつて同條各項の申告書を市長に提出し、及び申告に係る税金を納付しなければならぬ。
法第三十二條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場においては、當該税額に當該税金に係る法第三十二條の八第一項又は第二項の納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、當該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切捨て)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金を加算して納付金によつて納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においてはこの限りでない。
第三十三條及び第三十五條を次のように改める。
(市民税の納期限の延長)
第三十三條 市長は、市民税の納税者又は特別徴收義務者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があるを認める場合においては、當該納税者又は特別

た課税總所得金額若しくは所得税額が過少であるを認められるとき。
(市民税の賦課期日)
第三十條 市民税(法人税割を除く。)の賦課期日は當該年度の初日の属する年の一月一日とする。
第三十條の次に次の一條を加える。
(市民税の徴收方法)
第三十條の二 市民税の徴收については、第三十二條の二の規定によつて特別徴收の方法による場合又は第三十二條の七の規定によつて申告納付の方法による場合を除く外、普通徴收の方法による。
第三十一條を次のように改める。
(市民税の納期)
第三十一條 普通徴收の方法によつて徴収する市民税の納期は、左の通りとする。
第一期 六月一日から同月三十一日まで
第二期 八月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 翌年一月一日から同月三十一日まで
均等割のみを課する市民税の納期は、前項の規定にかかわらず、六月一日から同月三十一日までとする。
第三十二條第二項中「百分の五」を「百分の一」に改める。
第三十二條の次に次の六條を加える。
(市民税の特別徴收)
第三十二條の二 市民税の納税義務者が當該年度の初日の属する年の前年中に給與の支拂を受けた者であり且つ同日において、所得税法第三十八條第一項の規定により給與の支拂を受ける際所得税を徴収されるものである場合においては、特別徴收税額を特別徴收の方法によつて徴収する。
(特別徴收義務者の指定等)
第三十二條の三 市民税の特別徴收義務者は當該年度の初日において前條の納税義務者に對して給與の支拂をして

徴收義務者の申請によつて、納税者に對しては三月を、特別徴收義務者に對しては三十日を超えない限度において、市民税の納期限の延長をすることができる。
前項の申請をする者は納期限よんで左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明する書類を添附して市長に提出しなければならぬ。
一 納税者又は特別徴收義務者の住所、氏名又は名稱、二年一度(法人税割にあつては課税標準の算定期間)月別又は納期の別及び税額
二 延長を必要とする事由
三 市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請を承認し又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。
昭和二十六年度分の市民税に係るこの條例の規定の適用)
第三十五條 昭和二十六年度分の市民税に限り、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替ふるものとする。

いる者(他の市町村において給與の支拂をしてゐる者を含む。)で所得税法第三十八條第一項の規定によつて給與の支拂の際所得税を徴収して納付する義務があるものとする。この場合においては、當該特別徴收税額を特別徴收の方法によつて徴収する旨を、同年四月十五日までに、當該特別徴收義務者及びこれを經由して當該納税義務者に通知する。
同一の納税義務者について、前項の特別徴收義務者が二人以上ある場合において、各特別徴收義務者に徴収させる特別徴收税額の額は市長が別に定めることによる。
(特別徴收税額の納入の義務等)
第三十二條の四 前條の特別徴收義務者は、月割額を徴収した月の翌月十日までに、市長の定める様式により月割納入計算書を市長に提出し、及びその徴収した月割額を納入金によつて納入しなければならない。
特別徴收義務者は、その徴収すべき特別徴收税額に係る市民税の納税義務者が當該特別徴收義務者から給與の支拂を受けないこととなつた場合においては、その事由が發生した日の属する月の翌月十日までに、地方財政委員會議決で定める様式によつて給與の支拂を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る特別徴收税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要の事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
(特別徴收税額の變更)
第三十二條の五 第三十二條の三の規定によつて特別徴收税額を通知した後に於いて、當該特別徴收税額に誤があることを發見した場合その他これを變更する必要がある場合には、直ちに當該特別徴收税額を變更して、その旨を當該特別徴收義務者及びこれを經由して當該納税者に通知する。
(普通徴收税額への繰入)
第三十二條の六 市民税の納税者が給與の支拂を受けなく

なつたこと等に因り市民税を特別徴收の方法によつて徴收されないこととなつた場合においては、特別徴收の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到來する第三十一條の納期がある場合においてはそれぞれ納期において、その日以後に到來する同條の納期がない場合においては直ちに、普通徴收の方法によつて徴収するものとする。
前條の通知によつて變更された特別徴收税額に係る市民税について、既に特別徴收義務者から市に納入された特別徴收税額が當該納税者から徴収すべき特別徴收税額を超過する場合(徴収すべき特別徴收税額がない場合を含む。)において當該納税者の未納に係る徴収金があるときは、當該過納又は誤納に係る税額は、第九條の規定の例によつて當該納税者の未納に係る税金に充當する。
(法人税割の申告納付)
第三十二條の七 法人税割を申告納付する義務がある法人は、法第三十二條の八の規定によつて同條各項の申告書を市長に提出し、及び申告に係る税金を納付しなければならぬ。
法第三十二條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場においては、當該税額に當該税金に係る法第三十二條の八第一項又は第二項の納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、當該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切捨て)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金を加算して納付金によつて納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においてはこの限りでない。
第三十三條及び第三十五條を次のように改める。
(市民税の納期限の延長)
第三十三條 市長は、市民税の納税者又は特別徴收義務者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があるを認める場合においては、當該納税者又は特別

た課税總所得金額若しくは所得税額が過少であるを認められるとき。
(市民税の賦課期日)
第三十條 市民税(法人税割を除く。)の賦課期日は當該年度の初日の属する年の一月一日とする。
第三十條の次に次の一條を加える。
(市民税の徴收方法)
第三十條の二 市民税の徴收については、第三十二條の二の規定によつて特別徴收の方法による場合又は第三十二條の七の規定によつて申告納付の方法による場合を除く外、普通徴收の方法による。
第三十一條を次のように改める。
(市民税の納期)
第三十一條 普通徴收の方法によつて徴収する市民税の納期は、左の通りとする。
第一期 六月一日から同月三十一日まで
第二期 八月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 翌年一月一日から同月三十一日まで
均等割のみを課する市民税の納期は、前項の規定にかかわらず、六月一日から同月三十一日までとする。
第三十二條第二項中「百分の五」を「百分の一」に改める。
第三十二條の次に次の六條を加える。
(市民税の特別徴收)
第三十二條の二 市民税の納税義務者が當該年度の初日の属する年の前年中に給與の支拂を受けた者であり且つ同日において、所得税法第三十八條第一項の規定により給與の支拂を受ける際所得税を徴収されるものである場合においては、特別徴收税額を特別徴收の方法によつて徴収する。
(特別徴收義務者の指定等)
第三十二條の三 市民税の特別徴收義務者は當該年度の初日において前條の納税義務者に對して給與の支拂をして

徴收義務者の申請によつて、納税者に對しては三月を、特別徴收義務者に對しては三十日を超えない限度において、市民税の納期限の延長をすることができる。
前項の申請をする者は納期限よんで左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明する書類を添附して市長に提出しなければならぬ。
一 納税者又は特別徴收義務者の住所、氏名又は名稱、二年一度(法人税割にあつては課税標準の算定期間)月別又は納期の別及び税額
二 延長を必要とする事由
三 市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請を承認し又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。
昭和二十六年度分の市民税に係るこの條例の規定の適用)
第三十五條 昭和二十六年度分の市民税に限り、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替ふるものとする。

條項	読み替ふる規定	読み替ふる規定
第二十二條	一月一日	昭和二十六年四月一日
第二十三條	毎年二月十日	昭和二十六年四月二十日
第二十八條	所得税法第二十六條第一項の確定申告書	所得税法改正する法律(昭和二十六年法律第六十三號)による改正前の所得税法(以下本條において「第二十六條第一項」という。)第二十六條第一項の確定申告書又は同法第二十六條の二第一項の農業確定申告書
第二十九條	所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書	改正前の所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書若しくは農業確定申告書
第三十條	當該年度の初日の属する年	昭和二十六年四月一日
第三十二條	四月十五日	六月十五日

徴收義務者の申請によつて、納税者に對しては三月を、特別徴收義務者に對しては三十日を超えない限度において、市民税の納期限の延長をすることができる。
前項の申請をする者は納期限よんで左に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする事由を證明する書類を添附して市長に提出しなければならぬ。
一 納税者又は特別徴收義務者の住所、氏名又は名稱、二年一度(法人税割にあつては課税標準の算定期間)月別又は納期の別及び税額
二 延長を必要とする事由
三 市長は、前項の申請書を受理した場合において、當該申請を承認し又は却下したときは、遅滞なく、これを當該申請者に通知しなければならない。
昭和二十六年度分の市民税に係るこの條例の規定の適用)
第三十五條 昭和二十六年度分の市民税に限り、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替ふるものとする。

條項	読み替ふる規定	読み替ふる規定
第二十二條	一月一日	昭和二十六年四月一日
第二十三條	毎年二月十日	昭和二十六年四月二十日
第二十八條	所得税法第二十六條第一項の確定申告書	所得税法改正する法律(昭和二十六年法律第六十三號)による改正前の所得税法(以下本條において「第二十六條第一項」という。)第二十六條第一項の確定申告書又は同法第二十六條の二第一項の農業確定申告書
第二十九條	所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書	改正前の所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書若しくは農業確定申告書
第三十條	當該年度の初日の属する年	昭和二十六年四月一日
第三十二條	四月十五日	六月十五日

第三十七條から第四十條までを次のように改める。
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第三十七條 法第三百四十八條第二項第二號の土地又は家屋について同條同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一號及び第二號に、家屋については第三號及び第四號に掲げる事項を記載した申告書に、當該土地又は家屋が神社、寺院又は教會の所有に属しないものである場合においては、當該土地又は家屋を當該神社、寺院又は教會に無料で使用させていることを證明する書面を添附して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 神社、寺院又は教會の設立及び境内地若しくは構内地の區域變更の年月日
三 家屋の所在、家屋番號、種類、構造及び床面積並びにその用途
四 宗教法人の用に供し始めた時期

第三十八條 法第三百四十八條第二項第八號の固定資産について同條同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一號及び第二號に、家屋については第三號及び第四號に、償却資産については第五號及び第六號に掲げる事項を記載した申告書に、當該土地、家屋又は償却資産が學校教育法第一條若しくは第九十八條第一項の學校を設置する學校法人若しくは私立學校法第六十四條第四項の法人又は民法第三十四條の法人で圖書館を設置するもの(以下本條において「學校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、當該土地、家屋又は償却資産を當該學校法人等に無料で使用させていることを證明する書面を添附して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 學校又は圖書館の設立及び當該學校又は圖書館の用に供する土地の區域變更の年月日

三 家屋の所在、宅屋番號、種類、構造及び床面積並びにその用途
四 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期又は直接圖書館の用に供し始めた時期
五 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
六 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期又は直接圖書館の用に供し始めた時期

第三十九條 法第三百四十八條第二項第九號の固定資産について同條同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第一號及び第二號に、家屋については第三號及び第四號に、償却資産については第五號及び第六號に掲げる事項を記載した申告書に、當該土地、家屋又は償却資産が社會福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設(以下本條において「社會福祉事業等」という。)の經營する者の所有に属しないものである場合においては、當該土地、家屋又は償却資産を當該社會福祉事業等を經營する者に無料で使用させていることを證明する書面を添附して市長に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
二 社會福祉事業等の經營の開始若しくは設立及び當該社會福祉事業等の用に供する土地の區域變更の年月日
三 家屋の所在、家屋番號、種類、構造及び床面積並びにその用途
四 社會福祉事業等の用に供し始めた時期
五 償却資産の所在、種類、数量及びその用途
六 社會福祉事業等の用に供し始めた時期

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)
第四十條 法第三百四十八條第二項本文の規定の適用を受けている固定資産について、當該各號に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は無料で使用させている固定資産の所有者がすべき申告)
第四十條 法第三百四十八條第二項本文の規定の適用を受けている固定資産について、當該各號に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は無料で使用させている固定資産の所有者がすべき申告)

廣島市運動場使用條例をここに公布する。
昭和二十六年六月十八日
廣島市長 濱井信三

廣島市運動場使用條例
第一條 この條例において運動場とは、廣島市中央庭球場及び廣島市中央排球場をいう。
第二條 運動場の使用は、体育を目的とするものに限り、これを許可する。但し、市長において公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
第三條 運動場を使用しようとするものは、文書をもつてあらかじめ市長の許可を受けなければならない。
第四條 運動場内の市長の指定する場所において、物品の販売、物件の預り、その他これ等に関する行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない。
第五條 前項の場合において使用者は、市長の指定する物品又は物件以外はこれを販売し、又は預ることばできない。
第六條 市長は、使用者に対して管理上必要な條件を附し、又は設備をなせしめることがある。
第七條 使用者において、運動場に使用上特別の設備をなし又は變更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
第八條 前項の場合において、これに要する費用は、使用者の負担とする。
第九條 左の各號の一に該當するときは、運動場の使用を許可しない。
一 公益を害するおそれがあるとき
二 運動場又はその附屬物を損傷するおそれがあるとき
三 管理上支障があるとき
四 その他市長において不適当と認めるとき

廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)を廢止する。
廣島市長 濱井信三

廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)を廢止する。
廣島市長 濱井信三

資産を有料で使用させることとなつた場合においては、當該固定資産の所有者は直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。
第四十三條を次のように改める。
(固定資産税の免稅点)
第四十三條 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産の固定資産課税台帳に登録された價格の合計額が土地又は家屋にあつてはそれぞれ一萬四、償却資産にあつては三萬四に満たない場合においては、固定資産税を課さない。
第四十四條、第四十八條及び第四十九條を次のように改める。
第四十四條第四十八條及び第四十九條 削除
第四十九條及び第五十一條を次のように改める。
(固定資産税の納期)
第五十條 固定資産税の納期は、左の通りとする。
第一期 四月一日から同月三十一日まで
第二期 七月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 翌年二月一日から同月末日まで
(昭和二十六年度分の固定資産税の納期の特例)
第五十一條 昭和二十六年度分の固定資産税の納期は、前條の規定にかかわらず、左の通りとする。
第一期 四月一日から同月三十一日まで
第二期 六月一日から同月三十一日まで
第三期 九月一日から同月三十一日まで
第四期 十二月一日から同月三十一日まで
第五十二條中「千分の五」を「百分の一」に改める。
第五十四條第二項及び第四項中「又は第二項」を削り、第三項中「前二項」を「前項」に改め、第三項、第四項をそれぞれ第二項、第三項に繰り上げる。
第六十條の見出しを「(固定資産税評価審査委員会の設置等)」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

一 この條例若しくはこの條例に基いて定められた規則、又は許可條件に違反したとき
二 使用許可後第五條の事由が生じたとき
第九條 使用者が運動場の使用を終えたとき、又はその使用の許可を取り消されたときは、直ちに原形に復さなければならない。
第十條 使用者が前項の義務を履行しなかつたときは、市長においてこれを施行し、その費用を使用者より徴収する。
第十一條 使用により運動場内の設備、その他の物件を滅失又は損じたときは、使用者は市長の定める損害額を賠償しなければならない。
第十二條 使用者は、運動場使用の権利を他に譲渡し又は轉行することはできない。
第十三條 この條例施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

附則
一 この條例は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場使用條例(昭和二十五年九月八日)併例第四十條(及)廣島市中央排球場使用條例(昭和二十五年十一月一日)併例第三十八條(及)廢止する。

別表第一	區 分	使		用	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	料	料
一 級	最高入場料金の五〇人分 及び 一日一面につき三〇〇円	一日一面につき 三〇〇円	四時同以上	四 時 間	一時間以内、又は 時間を加へる毎
學 生	最高入場料金の三〇人分 及び 一日一面につき二〇〇円	一日一面につき 二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	三〇〇円

備考 1 体育以外の目的に使用する場合の使用料は五割増とする。
2 入場料を徴収する場合の使用料の額が、入場料の額を徴収しないものの額を適用する。

別表第二
物品販賣 二〇〇〇円(一日一ヶ所につき)
物件預り 五〇〇円(全 右)

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例をここに公布する。
昭和二十六年六月十八日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第八號
廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例
廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例(昭和二十三年十一月條例第五十八號)の一部を次のように改正する。
第一條第一號中「廣島市立工業專門學校」を削る。
第二條中「工業專門學校 三六〇〇円」を削る。
第三條中「工業專門學校 一五〇円」を削る。
附 則
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

廣島市事務分掌條例をここに公布する。
昭和二十六年六月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第九號
廣島市事務分掌條例
第一條 市長は、その権限に屬する事務を分掌させるために左の局、室及び課を設けるものとする。
工業指導所、中央卸賣市場、保健所、舟入病院、東部復興事務所及び淨水場は課とみなす。
市長室
市長室
會計課
秘書課
渉外課
總務局
總務課
職員課
財務課
市民税課
資産税課
徴収課
調査課
戸籍課

産業局
商工課
農水産課
工業指導所
中央卸賣市場
厚生局
勞政課
社會課
衛生課
体育課
保健所
舟入病院
建設局
總務課
計画課
管財課
土木課
緑地課
下水課
管轄課
住宅課
東部復興事務所
水道局
經理課
給水課
施設課
淨水場
第二條 局、室及び課の分掌事務を左の通りとする。
市長室
一 綜合企画に關すること
二 市長の特命に關すること
三 市政の普及に關すること
四 市民の世論に關すること
五 報道に關すること

會計課
一 會計及び出納に關すること
秘書課
一 秘書に關すること
二 儀式及び交際に關すること
三 表彰に關すること
渉外課
一 外事に關すること
總務局
總務課
一 法規、例規に關すること
二 文書に關すること
三 公印に關すること
四 市報に關すること
五 總内の取締及び總舎の管理に關すること
六 出張所に關すること
七 局の庶務に關すること
八 他の部局の所管に屬しないものに關すること
職員課
一 人事及び給與に關すること
二 職員の新修及び厚生に關すること
財務課
一 財務に關すること
二 市議會に關すること
市民税課
一 市民税及び雑種税に關すること
二 雑種税に關すること
三 固定資産税に關すること
徴収課
一 税及び収入金の徴収に關すること
二 納税金の充當費付に關すること
調査課

戸籍課
一 統計調査に關すること
二 戸籍及び寄留に關すること
三 印鑑に關すること
産業局
商工課
一 商工業に關すること
二 貿易に關すること
三 金融に關すること
四 度量衡に關すること
五 觀光に關すること
六 競馬及び競輪に關すること
七 生活物資に關すること
八 局の庶務に關すること
農水産課
一 農林、畜産業及び水産業に關すること
二 耕地に關すること
工業指導所
一 工業技術に關すること
中央卸賣市場
一 市場の管理に關すること
二 生鮮食料品の集荷及び分荷に關すること
厚生局
勞政課
一 勞務者の福祉に關すること
二 失業対策に關すること
三 局の庶務に關すること
社會課
一 社會福祉に關すること
衛生課
一 保健衛生事務の連絡調整に關すること
二 清掃に關すること
三 墓地及び埋火葬等に關すること

體育課
一 市民体育に關すること
保健所
一 保健衛生事業に關すること
舟入病院
一 傳染病予防法による患者の隔離收容及び治療に關すること
建設局
總務課
一 局の庶務に關すること
二 工事用物品に關すること
三 工事の施工手續に關すること
計画課
一 都市計画に關すること
二 工事關係技術の連絡調整に關すること
三 港灣に關すること
管財課
一 土地、建物その他の不動産の取得、管理及び處分に關すること
土木課
一 道路、河川橋梁及び土木工事に關すること
二 交通に關すること
綠地課
一 公園及び綠地に關すること
下水課
一 下水道に關すること
管轄課
一 管轄に關すること
住宅課
一 市民住宅に關すること
東部復興事務所
一 土地區劃整理に關すること

水道局 經理課

- 一 水道使用料に関する事
- 二 工事用物品に関する事
- 三 工事の施行手続に関する事
- 四 局の庶務に関する事

給水課

- 一 給水工事に關する事
- 二 上水道工作物の管理に關する事

施設課

- 一 上水道施設の工事に關する事
- 二 淨水場
- 三 取水場及び調整場に関する事

第三條 この條例の施行に關し、必要な事項は市長が定める。

附 則
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市役所事務分掌條例(昭和二十二年七月十五日廣島市條例第六號)

廣島市園藝指導所設置條例をここに公布する。
昭和二十六年六月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十號
廣島市園藝指導所設置條例

第一條 本市における園藝の研究、及び指導を行い、その普及と振興を圖るため、廣島市園藝指導所(以下「指導所」といふ。)を設置する。

第二條 指導所の位置は、廣島市庚午北町二十二丁目二番地の壹とする。

第三條 指導所においては、園藝に關する次の業務を處理する。

- (一) 工場及びこれらの類
- (二) 事業場、作業場、工作場及びこれらの類
- (三) 事務所、營業所、銀行、官公署及びこれらの類
- (四) 研究所、試験所、撮影所及びこれらの類
- (五) 發電所、變電所及びこれらの類
- (六) 自動車庫、電車庫及びこれらの類
- (七) 營業用倉庫及びこれらの類
- (八) 別表第一に掲げる大量可燃物の集積所及び保管所の類
- (九) 爆発性、發火性、引火性物件の製造所、貯藏所、販賣所及び取扱所
- (十) 前条の舟、船、汽船、埠頭に繋留された船舶、鐵道、軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、前號四に掲げるものを除き、多數の者の勤務するもの

第二章 火災予防

第一節 建築物及び物件

(防火對象物に對する火災予防上の措置)

第四條 防火對象物は、關係法令により防火的にする外、特に火災予防上の各該によらなければならぬ。

一 左に掲げる設備のある場所は、別表第一に掲げる大量可燃物を製造し、貯藏し、又は取り扱う工場及び作業場から十メートル以上はなし、又は防火壁その他の有効な防火區画によつて隔離し、且つ、盛積は、不燃材料で、ふくこ。

(イ) 發熱場、多家用調理室、ボイラー室、乾燥室等當時火氣を使用する設備

(ロ) 鋸物、カサスの製造等當時多量の火氣又は高熱物質を取扱う設備

(ハ) 電気室、化学實驗室等火災發生の危険がいらしむる設備

二 第十一條に掲げる建築物は、各該、各階の床又は天井に厚さ十二センチメートル以内のこまに、左の基準により点検口を設けること。

一 試験並びに研究に關する事

二 經營並びに技術の指導に關する事

三 種苗の幹施並びに配布に關する事

四 その他園藝に關する事

第四條 指導所に左の職員を置く。

所 長 若干名

第五條 所長は、上司の命を受け所務を掌理し、所員を指揮監督する。所長に事故があるときは、出席者がその職務を代理する。

第六條 職員は所長の命を受け所務に従事する。

第七條 この條例施行に關し、必要な事項は市長がこれを定める。

附 則
この條例は、公布の日から施行する。

廣島市火災予防條例をここに公布する。
昭和二十六年六月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十一號
廣島市火災予防條例

廣島市火災予防條例(昭和二十三年十月四日條例第五十號)の全部を次のように改正する。

第一章 總 則

(目的)
第一條 この條例は廣島市における消防の目的を達成するため、消防法(以下法という)の施行その他火災予防に關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義及び算定方法)
第二條 この條例の用語の意義及び算定方法は、左の各號に定める通りとする。

一 「防火對象物」、「消防對象物」、「關係者」、

「關係のある場所」、「舟車」、「危險物」及び「消防隊」とは、法第二條に定めるものをいふ。

二 「建築物」、「敷地」、「地階」、「耐火構造」、「防火構造」、「防火戸」及び「不燃材料」、「防火區画」とは、建築基準法及びこれに基く政令に定めるものをいふ。

三 「敷地面積」、「建築面積」、「床面積」、「延べ面積」、「建築物の高さ」、「軒の高さ」、及び「階敷」の算出方法は、建築基準法及びこれに基く政令に定めるものをいふ。但し、「階敷」には、地階及び屋階を算入しないものとする。

(防火對象物の指定)
第三條 法第四條第二項の規定による防火對象物は、左の各號に掲げるものとする。

一 公衆の出入する場所

- (イ) 興行場、劇場、映画館、演藝場、観物場、運動場、競技場)及びこれらの類
- (ロ) 遊技場、カフェー、キヤバレー、ダンスホール、飲食店、料理屋、貸席、待合及びこれらの類
- (ハ) 百貨店、市場、取引所、マーケット、商店及びこれらの類
- (ニ) 旅館、ホテル、宿泊所、アパート、寄宿舎、下宿屋及びこれらの類
- (ホ) 病院、診療所、助産所、施設所、授産所、託児所、收養所、育兒院、養老院及びこれらの類
- (ヘ) 學校、圖書館、博物館、美術館、展覽會場、博覽會場、動物園及びこれらの類
- (ロ) 公會堂、集會場、クラブ及びこれらの類
- (ハ) 社寺、教會、火葬場及びこれらの類
- (ニ) 公衆浴場及びこれらの類
- (イ) 停車場、埠頭、棧橋及びその附屬建築物の類
- (ロ) 前条の舟、埠頭に繋留された船舶、鐵道、軌道に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、公衆の出入するもの

(イ) 面積百五十平方メートル以上の中庭のある建築物は、中庭へ通する巾一、五メートル以上の進入路

(ロ) 高低差のある敷地内の第十一條の防火對象物(第一號及び第二號)に掲げるものを除く。は、これに通する巾一、五メートル以上の進入路

(ハ) けた行百メートルをこえる建築物は、消火活動上容易に背面へ廻り抜けできる巾一、五メートル以上の竪道又は廊下

(ニ) 同一敷地にある建築物の延べ面積(建築物が、二以上の種をなす場合は、その延べ面積の合計)が、三千平方メートルをこえる場合は、その敷地内にある貯水そうその他の消防用水利又は消防隊用消火設備の位置並びに建築物の配座状況をそれら相互の關係からみて消防長又は消防署長が指定する位置に、巾三メートル以上の進入路及びそれに接続する消防用出入口

第二節 器具及び設備

(ストープ、かまど、ボイラー等の位置及び構造)

第五條 火を使用する設備及び器具又はその使用に際し、火災の發生の虞ある設備及び器具で左の各號に掲げるものの位置及び構造は、それら、當該各號によらなければならぬ。但し、周囲の状況及び設備又は器具の状況により火災予防上支障ないこと認められる場合は、軽減することができる。

一 ストープ

ストープの類を設備する場合は、左の基準によること。但し、家庭用で火災の予防上支障ないこと認められる場合は、この限りでない。

(イ) 適當な不燃性の台の上に置き、台の底面が、可燃性の床、敷物等に直接接触する場合は、充分な空間をもち、他に燃えうつらない製法とする。

(ロ) 充分な厚さの不燃性のたきらを受取けること

(ハ) 周囲の可燃物から、側方は五十センチメートル以

檢口を設けること。

(イ) 点検口は、容易に開放し、内部を点検できる直徑七十センチメートル以上又は一邊六十センチメートル以上の大きさ

(ロ) 点検口のふた板は、天井に設ける場合は、それと同等以上の防火効力をもつ材料

三 第十一條第一項(イ)及び(ロ)に掲げるものうち、延べ面積の六百平方メートル以上又は収容人員五百人以上で、舞臺設置のあるものは、舞臺の上部に手動又は自動開放装置のある排煙口を設けること。

四 第十一條に掲げる建築物のうち興行場及び公會堂は、觀覽席の床面積の三十分の一以上の喫煙所を、工場、倉庫、大量可燃物の集積所及び爆発性、發火性、引火性物件の製造所、貯藏所、販賣所又は取扱所は、喫煙所を火災予防上適當な位置に設け、その旨を標示すること。

五 壁中が、防火構造を必要とする建築物で、それが二重壁の場合は、一つの壁に一個所以上天井又は小屋組の下端にあたる水平部分に、不燃材料(大材を含む)をもつて壁の内部空間を密に充填し、火焰等の上昇を阻止する装置を設けること。

六 第十一條第一號(イ)乃至(ロ)のうち、展覽會場、博覽會場、(イ)のうち、公會堂で、可燃性裝飾材料を使用する場合は、防火液、防火製品、防火材料等の有効な防火材料をもつて措置すること。但し、小規模な場合で、建築物の構造、周囲の状況から火災予防上及び避難上支障ない場合は、この限りでない。

七 自動車庫、大量可燃物の集積所、爆発性、發火性、引火性物件の製造所、貯藏所、販賣所及び取扱所の直上階には、住居の用に供する室を設けないこと。但し、水平防火區画を完全にし、充分な避難設備があり火災予防上支障ない場合は、この限りでない。

八 建築物又はその敷地には、左の基準によりそれぞれ、有効な進入路を設けること。

昭和二十六年六月二十日

上、上方は一、五メートル以上はなして据え付けること。但し、特殊な構造、燃料又は使用状況等により火災予防上危険を認められた場合は、更に充分な距離を要すること。

(二) 周囲を防火構造又はそれと同等以上の耐火性能をもつ壁体とした場合は、その側方の距離を三十センチメートルまで減ずることができる。

二 かまど

多量調理用又は作業用その他の大規模なかまどの類を設ける場合は、左の基準によること。

(イ) 上方の可燃物から一、五メートル以上はなすこと

(ロ) 側方の可燃性部分は、床面からかまどの上部三十センチメートル以上の部分まで、耐火構造又は防火構造とし、二十五センチメートル以上はなすこと。但し、耐火構造の場合は、その距離を軽減することができる。

(三) 室内にふたのある不燃性取灰入を設けること

(イ) 常時、油又はその他の危険物の類をしやふつする場合は、かまどの上部に、外氣に通ずる通氣管をつけた不燃性の天がいを設けること。

小規模の炊事用、風呂用その他のかまどの類は、前號の(イ)及び(ロ)によることとし、周囲が不燃材料でおおわれている場合は、(イ)の一、五メートルを一メートル、(ロ)の二五センチメートルを十五センチメートルまで減ずることができる。

三 ホイラー

ホイラー(労働安全衛生規則昭和二十二年十月労働省令第九號)の適用を受けるものを除く。)の類を設ける場合は、左の基準によること。

(イ) 可燃性の壁体及び工作物から上方及び側方は四十センチメートル以上、たき口前方は一、二メートル以上はなすこと

(ロ) 不燃性の床面に据え付けること

(ハ) 厚さ三センチメートル以上の珪藻土又はこれと同

等以上のしや熱体でおおうこと

(二) 室内に、ふたのある取灰入を設けること

四 營業用の乾燥器及び乾燥機の類は、左の基準によること

(イ) 不燃材料でつくること。(火入容器も同様とする)但し、火災予防上支障ないを認めるものは、この限りでない

(ロ) 火を装置する上部には、網目一平方センチメートル以下の金網を張り、乾燥物その他の可燃性の物品の接觸を防ぐ設備又はこれと同等以上の効力のある設備をすること

五 靜電氣を発生する機械装置

グラビヤ印刷機、ゴムスプレッター、起毛機等の靜電氣により火災發生の虞ある機械装置は、電荷の中和又は除去装置を設けること

六 電氣器具類

法令により型式承認を要するものは、すべて承認済のものであること

七 煙突及び煙道

(イ) 先端は、建築物の窓その他の開口部から三メートル以上はなすこと。但し、火災予防上支障ない場合は、この限りでない

(ロ) ガスホイラー用は、不燃ガスがたまらない構造をすること

(ハ) 掃出口は、基礎の築かれていたものは、基礎の部分及び百二十度以内の屈曲部等の適當な位置に設けること。但し、壁面に面する側には、設けないこと

(ニ) 火粉により發火の虞のある箇所に用いるものは、適當な煤粉及び火粉防止装置を設けること

(ホ) 煙突又は煙道は、可燃物から十五センチメートル(ホイラー、ストーブ及び多量調理用かまど又は作業用かまどから一、八メートル以内)にある部分は、

四十五センチメートル)以上はなすこと。但し、厚さ三十センチメートル以上金屬以外の不燃材料でおおうか又は隔離し、火災予防上支障ない場合は、この限りでない

(ハ) 可燃性の壁体、天井及び屋根を貫通する場合は、めがね石を用い、又金屬以外の不燃材料でおおうこと。但し、小屋裏、床下等の露出しない部分には、周囲を點検できる空間を設けること

(ロ) 壁体、天井及び屋根の貫通部又はその附近若しくは露出しない部分においては、つがいないこと

第三節 電氣設備、ガス設備及び避雷設備

(電氣設備)

第六條 電氣設備は、關係法令に基き設計し、工作する外、特に温度過昇、短絡、漏電、落雷その他事故による災害予防に注意して、設備しなければならぬ。

(ガス設備)

第七條 ガス設備は、關係法令に基き設計し、工作する外、特にガス漏洩その他の事故による災害予防に注意して、設備しなければならぬ。

(避雷設備)

第八條 高さ二十メートル以上の建築物は、有効な避雷針を設けなければならない。但し、他の避雷針の保護範圍内にある部分及び消防長又は消防署長が必要ないを認められた場合は、この限りでない。

第四節 火氣使用上の制限及び防火上の管理

(火氣使用上の制限)

第九條 火氣を使用する設備及び器具又はその使用に際し、火災發生の虞ある設備及び器具を使用する場合は、災害の予防に注意し、特に左の各號を守らなければならない。

一 たき火をする場合は、引火性又は可燃性物品の附近を避け、特に一定の場所を、採暖その他のため常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性容器若しくは耐火

火性容器の中で行うこと。

二 火を直接使用するストーブ、だんろ、ホイラー、火起場、風呂場、るかまど等のたき口から一メートル以内の場所は、常に整頓し、不要な可燃物を置かないこと。

三 火氣使用後二十四時間を経過しない取灰、消炭等は、不燃材料でつくつた火消すばその他の容器又は土坑に入れ、風で飛散することを防ぐこと。

四 引火性ガスを發する物品を加熱する場合は、水分その他の不純物の混合又は温度上昇によつて液狀の可燃物が流出し、又は發生した引火性ガスに引火しないよう調節し、るかまど等のたき口は、操作する場合の外、開放したままで使用しないようにすること。また、引火性ガスを發する燃料を使用する場合は、特に注意すること。

五 自然發火の虞あるものを貯蔵し、又は集積する場合は、温度その他が危険な状態に達しないよう適當な處を設けること。

六 火花を發し、又は過熱する電氣設備及び器具並びに電氣若しくはガスによる熔接等の火花を發する作業を行う場所又は過熱し易い熱受等際接によつて發熱する施設の部分等に可燃物は、一メートル以上近づけて置かないようにし、引火性又は發火性物品は、火花の到達しない距離以上はなすこと。但し、火花をしや断する有効なおおひ又は隔離を設けた場合は、この限りでない。

七 ガス又は油類の容器を接続し、又はこれらの容器に火花を接近させる場合は、爆發性ガスの發生に留意することとし、容器及びその内を換氣し又は残留物を換却する等の方法をすること。

八 火のついた煙草、マッチ又は残火等かみだりに媒介内又は道路若しくは建築物その他の可燃物品の附近に捨てないこと。

九 火起場及びこれらの類は、同箇中に煙草部で、残火

を使用しないこと。但し、建築物の構造、設備及び四圍の状況等により消防長又は消防署長が支障ないを認めたとときは、この限りでない。

十 煙突は、破損したままの状態、煙又は火氣が漏洩する状態及び筒内にいちじろしく煤煙を堆積させたままの状態等で使用しないようにすること。また、火災警報發令中又は火災予防上危険を認める場合は、紙、わら、かんなくす、のこす、枯草等のいちじろしく火粉を飛散する物を繼續してたかないこと。

(防火上の管理)

第十條 關係者は、第四條乃至第七條に掲げる設備又は器具を火災予防上常に有効に保持することとし、特に左の各號を守らなければならない。

一 防火壁の近くに延焼の媒介となるような可燃物を集積し又は施設をしないこと。

二 防火戸、防火シャッター、防火幕等の防火設備の機能は、常に検査して有効に保持し、閉鎖の妨害となる施設をしないこと。

三 喫煙又は火氣使用の禁止を指定された場所は、見易い位置に赤色の地に白色の文字を用い、火氣禁煙又は喫煙禁止の旨を明瞭に標示し、且つ、その附近には、紛らわしい他の標示をしないこと。但し、興行場及びこれらの類は、喫煙席前面に赤色の照明で前項の標示を二ヶ所以上設けること。

四 電氣設備、ガス設備及び避雷設備又は工作物を施設し、若しくは改修する場合は、熟練した工事人にさせること。

五 第十一條に掲げる防火對象物の電氣設備は、年二回以上最終抵抗を測定し、記録の低下している箇所は、直ちに修理すること。

第十一條 法第十七條の規定により、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水利並びに避難器具(以下消防設備をいう。)を設備しなければならない防火對象物は、左の各號に掲げるものとする。

一 公衆の集合する場所

(イ) 興行場(劇場、映画館、演藝場、観物場、運動場、競技場)及びこれらの類

(ロ) 遊技場、キャバレー、ダンスホール及びこれらの類(遊技場は、延べ面積百平方メートル以上のもの)

(ハ) 百貨店、市場、取引所、マーケット、商店及びこれらの類(マーケットは、延べ面積二百平方メートル以上、商店は、延べ面積三百平方メートル以上若しくは地階又は二階以上に賣場のあるもの)

(ニ) 旅館、ホテル、宿泊所、アパート、寄宿舎、下宿屋及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は客室數五以上のもの

(ホ) 飲食店、料理屋、貸席、待合及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は客室數五以上のもの(三階以上又は地階においては客室一以上)

(ヘ) 病院、診療所、助産所、施設所、授産所、託児所、收容所、育児院、養老院及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上のもの

(ヘ) 學校、圖書館、博物館、美術館、展覽會場、博覽會場、動物園等の施設及びこれらの類で、延べ面積三百平方メートル以上のもの

(ロ) 公會堂、集會場、クラブ及びこれらの類で、延べ面積二百平方メートル以上又は收容人員百人以上のもの

(ハ) 社寺、教會、火葬場及びこれらの類で、延べ面積三百平方メートル以上又は收容人員百人以上のもの

(ニ) 公衆浴場及びこれらの類

(ホ) 停車場、埠頭、橋及びその附属建築物の類

(ロ) 舟、埠頭に繋留された船舶、鐵道、軌道に用いる

車輛、自動車及びこれらの類で、公衆の出入するもの

二 多數の者の勤務する場所

(イ) 工場、事業場、作業場、工作物及びこれらの類

(ロ) 延べ面積百五十平方メートル以上又は常時就業

(ハ) 事務所、營業所、銀行、官公署及びこれらの類

(ニ) 延べ面積三百平方メートル以上又は常時勤務者

(ホ) 研究所、試験所、撮影所及びこれらの類

(ヘ) 發電所、變電所及びこれらの類

(ニ) 自動車、電車、電車、車庫及びこれらの類

(ハ) 營業用倉庫及びこれらの類

(イ) 燃焼性、發火性、引火性物件の製造所、貯藏所、

販賣所及び取扱所

(ロ) 舟、船、埠頭に繋留された船舶、船道、軌道

に用いる車輛、自動車及びこれらの類で、前號(イ)に

掲げるものを除き、多數の者の勤務する場所のうち

ち、消防長又は消防署長の指定するもの

三 其他

(イ) 延べ面積三百平方メートル以上の木造建築物又は

階敷三以上の建築物若しくは工作物(第一號及び第

二號に掲げるものを除く。)

(ロ) 仮設の建築物及び工作物で、公衆が出入し、又は

多數のものが勤務するもの若しくはその用途又は規

模により消防長又は消防署長の指定するもの

りこの章に定める消防設備について、その設置すべき場

所若しくは方法を指定し、又は軽減することができる。

(共同設備)

第十四條 關係者が、この章で定める消防設備を單獨で設

けられない場合において、消防長又は消防署長が支障な

い認められる場合は、一定の區域を定め、共同でこれを設

備することができる。

(標識又は標示の基準)

第十五條 消防設備は、左の各號により明瞭な標識又は標

示を設けなければならない。

一 消防設備及び火災通報設備の器具又は容器若しくは

その位置を明示する標識板等は、赤地に白色の文字を

もつて名稱、使用法その他を標示すること。

二 第二十一條の火災報知器は、二十ワット以上の電球

を備えた赤色灯を常に点灯して置くこと。

三 避難設備のうち、非常出口は、その上部の見易い位

置に、非常出口を記した緑色灯を設けること。但し、

その大きさは、直徑十五センチメートル以上の球状又

は各邊の長さ縦十二センチメートル、横三十五センチ

メートル、厚さ十二センチメートルの直方体若しくは

これに類似のものとし、文字の大きさは、一字が五セ

ンチメートル角以上、電球は、二十ワット以上のもの

を使用すること。

(イ) 放水能力

一口に付筒先壓力毎平方センチメートル一、七キ

ログラム(毎平方インチ二十五ポンド)以上放水

量毎分百三十リットル(毎分三十五ガロン)以上

(ニ) 水 源

同一階にある全消火栓、(但し、最大五個、階數

五以上の場合は最小二個、階數四以下の場合には最

小一個とする)を同時に開いた場合にも前記の放

水量で、二十分間以上放水できるもの

(ロ) 可搬式の動力消防ポンプで、左の放水能力及水

源のあるもの

(イ) 放水能力

筒先壓力毎平方センチメートル四、一キログラム

(毎平方インチ六十ポンド)以上、放水量毎分二

百二十五リットル(毎分六十ガロン)以上(國家

公安委員會告示第二號の動力ポンプ規格中心二に

合格するもの)

(ニ) 水 源

建築物の各部分から四十メートルの範圍内に、一

箇所以上あるように配置されたもので、その水量

の合計は、ポンプ一台に付前記放水水量で、二十分

間以上放水できる量に、第十八條の設置基準によ

る所要ポンプ台數を算出して算出した水量以上とし、各水源は、少くともポンプ一台分の水量以上であるもの

三五キログラム(毎平方インチ五ポンド)以上、放

水量毎分四十五リットル(毎分十二ガロン)以上

(ロ) 水 源

(イ) 水道又は送水ポンプによる場合は、毎分二千二

百五十リットル(毎分六百ガロン)以上

(ロ) 重力タンクの場合は、その底部が、最高位のヘ

ッドから四、五メートル以上高い場合は、その底

部が、最高位のヘッドから六メートル以上高い場

合は、その容積二十立方メートル(五千三百ガロ

ン)以上

(イ) 庄方タンクの場合は、貯水容十五立方メートル

れに接続する立管及びサイアミーズコンネクション

で、左の基準に該當するもの

(イ) 消火栓の口径は、六三、五ミリメートル(二、五イ

ンチ)のもの

(ロ) 立管の管徑は、百ミリメートル(四インチ)以上の

もの

(ハ) サイアミーズコンネクションは、双口で消防長又は

消防署長の指定する位置に取り付けられたもの

(ニ) 消防対象物に対する適應性は、第一種、第二種及び第五

種は一般可燃物に、第三種のうち、包は一般可燃物と油

類に、酸、アルカリは一般可燃物に、四塩化炭素及び炭

うち、同一目的物に對する種類のもの設置基準を軽減

することができる。

一 第一種(イ)の屋内用の消火栓の場合は、その位置を中

心として半径二十五メートルの範圍内の部分に對し、

左の表による所要單位數を四分の一に、設置間隔を二

倍にすること。

二 第一種(ロ)の消防ポンプの場合は、前條の水源の位置

を中心として半径四十メートルの範圍内の部分に對

し、左の表による所要單位數を三分の一に、設置間隔

を一、七倍にすること。

三 第二種(イ)のスプリンクラーの場合は、その有効な部分

第一種及び第二種の設置基準
 第十八條 第十一條の防火対象物のうち、左の表に掲げるものは前條による外、それぞれ、左の表により第十六條の防火設備のうち、第一種(イ)及び第二種(ウ)のうち、何れか一種以上を備えなければならない。

設置すべき防火対象物の範囲及びその区分
 防火対象物の延べ面積が千二百平方メートル以上又は収容人員千人以上のもの
 延べ面積千二百平方メートル以上又は収容人員千人以上のもの
 延べ面積六百平方メートル以上又は収容人員五百人以上のもの
 延べ面積千二百平方メートル以上又は収容人員二百人以上のもの
 延べ面積六百平方メートル以上又は収容人員二百人以上のもの

防火対象物の種類
 第一號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの
 第二號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの
 第三號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの

備考
 防火対象物が、耐火構造の場合には、右の表に掲げるものは前條による外、それぞれ、左の表により第十六條の防火設備のうち、第一種(イ)及び第二種(ウ)のうち、何れか一種以上を備えなければならない。

部全のも		第一種(イ)及び第三種(ウ)	第二種(ロ)	第二種(イ)	第三種(イ)
(イ)及び第三種(ウ)	同右、但し、三百平方メートルを用いる	各種別ごとに、単位数量の十倍で、全数量を除いた数(端数は切り上げる。)(注)をもつて所要単位数量とする	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル
第二種(ロ)	同右、但し、設置間隔を四十メートル	各種別ごとに、単位数量の十倍で、全数量を除いた数(端数は切り上げる。)(注)をもつて所要単位数量とする	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル
第二種(イ)	同右、但し、設置間隔を四十メートル	各種別ごとに、単位数量の十倍で、全数量を除いた数(端数は切り上げる。)(注)をもつて所要単位数量とする	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル
第三種(イ)	同右、但し、設置間隔を四十メートル	各種別ごとに、単位数量の十倍で、全数量を除いた数(端数は切り上げる。)(注)をもつて所要単位数量とする	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル	同右、但し、設置間隔を四十メートル

備考
 防火対象物が、耐火構造の場合には、右の表に掲げるものは前條による外、それぞれ、左の表により第十六條の防火設備のうち、第一種(イ)及び第二種(ウ)のうち、何れか一種以上を備えなければならない。

第二十二條 前條の第一號乃至第三號の一に該当するものは、火災の際、内部の公衆に知らざるため、有効な警報装置その他一般に知らざる装置を備えなければならない。

第二十三條 第二十一條の防火対象物は、私設火災報知装置規格(昭和二十一年十二月國家公安委員會告示第四號)及び同設備規格(昭和二十六年四月國家公安委員會告示第四號)に基づき、自動火災報知装置を備えなければならない。但し、第十六條のうち、第二種の自動信號装置を備えたスプリンクラー及び同第三種の自動信號装置を備えた自動式化学消防装置をもつて、この條の装置に替えることができる。

第二十四條 第十一條の防火対象物は、避難及び救護のため、この節に定める設備を設けなければならない。

第二十五條 避難用の階段は、左の各號によらなければならない。

(通則)
 第二十四條 第十一條の防火対象物は、避難及び救護のため、この節に定める設備を設けなければならない。
 第二十五條 避難用の階段は、左の各號によらなければならない。

第四節 避難設備
 第二十六條 第十一條の防火対象物は、左の表により避難用器具を備えなければならない。但し、延べ面積三百平方メートル以下で、収容人員二百人以下の場合若しくは充分な避難用階段を設けた場合は、数量を軽減することができる。

(第五種の設置基準)
 第十九條 第十一條の防火対象物のうち、左の表に掲げるものは前二條による外、左の表の基準により第十六條の防火設備のうち、第五種(イ)を備えなければならない。

設置すべき防火対象物
 階数七以上のもの
 階数五以上のもの
 階数三以上のもの
 延べ面積六千平方メートル以上又は収容人員五千人以上のもの
 延べ面積千二百平方メートル以上又は収容人員二百人以上のもの

防火対象物の種類
 第一號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの
 第二號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの
 第三號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの

備考
 防火対象物が、耐火構造の場合には、右の表に掲げるものは前條による外、それぞれ、左の表により第十六條の防火設備のうち、第一種(イ)及び第二種(ウ)のうち、何れか一種以上を備えなければならない。

防火対象物の種類		第一號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの	第二號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの	第三號(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) (ヘ)及び(ロ)に掲げるもの
地階	避難梯子(避難上有効な階段を含む。)	同上	同上	同上
	すべり梯、緩降機又はこれら類のもの	同上	同上	同上
	救助袋、避難梯子、細網	同上	同上	同上
	救助袋、緩降機又はこれら類のもの	同上	同上	同上
二階(耐火構造以外のもの)	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上
三階以上各階	救助袋、避難梯子	同上	同上	同上
	救助袋、緩降機又はこれら類のもの	同上	同上	同上
四階以上各階	救助袋、避難梯子	同上	同上	同上
	救助袋、緩降機又はこれら類のもの	同上	同上	同上

備考
 避難用器具の一種として、緩降垂直梯子を建築物の壁に固定して設ける場合は、適當な場所を設け、足のかかる構造は、壁面から二十センチメートル以上ははずさないこと。

(開口部の構造) 第二十七條 前條の避難用器具を利用する位置にある窓その他の開口部は、避難救護に支障ない構造としなければならない。

(観覧席の最低照度) 第二十八條 興行場の観覧席は、演技又は映寫中であつても常に〇・ニルクス以上の照度を保つように照明の設備をしなければならぬ。

第二十九條 興行場、キヤバレー、ダンスホール、公會堂又は集合場で、夜間において使用する場合は、廊下、階段、通路、出入口及び非常出口その他避難救護に使用する場所に、充分な照度を保つ照明設備及び非常時の際の補助照明設備を設けなければならない。

第五節 消防管理 (消防設備の保守) 第三十條 關係者は、消防設備を直ちに使用することのできるよう常に有効に保持し、故障を發見したときは、直ちに修理しなければならぬ。

關係者の遵守事項 第三十一條 關係者は、災害が発生したとき、公衆又は勤務者が、安全に屋外に用られるよう特に左の各號を守らなければならない。

一定員制のある防火対象物は、定員をこえて收容し、又は容席の通路に一時的に使用する椅子等を置き、若しくは人をこぎまゝに入らないようにすることに、入

場者が各等各席定員に達したときは、各等各席別に、満員札を入券賣場の窓口その他適當な場所に掲げ、直ちに入場券の發賣を中止すること。

第二 廊下、階段及び通路の床面は、つまずき、すべり等歩行に支障ないよう常に補修を行うことにも、通行避難のために設けられた危険防止の設備を有効に保持すること。

第三 出入口、非常出口、廊下、階段、通路及び周囲の空地その他通行避難のため使用する場所は、通行避難の妨害となる物を置かないこと。

(防火壁等の標誌) 第三十二條 消防長又は消防署長は、防火壁及び防火區画等に標誌をつける場合は、左の各號により、甲種又は乙種を名記した標誌を見易い個所につけなければならない。

一 甲種とは、耐火構造のもの 二 乙種とは、防火構造のもの 三 白地に黒色の文字とし、標誌の大きさは、横十センチメートル以上、縦二十センチメートル以上

警報發令のための施設利用 第三十三條 市長は、火災警報を發するため、必要な施設を利用することができる。但し、その所有者とあらかじめ協定しなければならぬ。

第三十四條 火災警報發令中は、何人も左の各號を守らなければならない。 一 屋外においてたき火をしないこと。但し、炊事火、作業火等で、やむを得ず使用する場合は、責任ある看視人をつけ、消火用水等を準備すること。

五 屋外の殘火、取灰等を消火すること。 六 いちじるしく火粉を發散させないこと。 七 みだりに屋内において、建築物の開口部を開放したまま裸火を使用しないこと。

八 屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。 附則 第五節 雜則 (火災まぎらわしい行為の届出)

第三十五條 何人もいちじるしく火災まぎらわしい煙又は火炎を發しようとするときは、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第三十六條 消防設備は、第十二條の規定によつて國家消防廳がこれを勧告するまでは、消防長又は消防署長が有効であるを認めただに限る。

(市長の定める必要事項) 第三十七條 市長は、この條例の施行に關し、必要な事項を定めることができる。 附則 此の條例は、公布の日から施行する。

別表第一 大量可燃物 類別 品名 單位數 第一類 塗料類のうち危険物以外のもの 〇〇〇〇 第二類 樹脂類のうち危険物以外のもの 〇〇〇〇

廣島市消防手數料條例 廣島市報 昭和二十六年六月二十日 廣島市報 第十一號 廣島市報 第十一號 廣島市報 第十一號

Table with columns for 備考 (Remarks), 種類 (Type), and 第 (Section). It lists various items and their corresponding measurements and categories.

ついでに、この条例の定めるところによる。
第二条 手数料を徴収する消防許可等の種別及び金額は左の通りとする。

- 一 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の検査合格證交付
 - 指定数量十倍以上のもの 一件につき 五百円
 - 指定数量十倍未満のもの 一件につき 三百円
 - 二 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の變更検査合格證交付
 - 一件につき 二百円
 - 三 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の検査合格證の再交付
 - 一件につき 百円
 - 四 危険物の「そう」の検査合格證交付
 - 「そう」の容量一、〇〇〇立以上のもの 一個につき 二百円
 - 「そう」の容量一、〇〇〇立未満のもの 一個につき 百円
 - 五 映寫室の使用證交付
 - 一件につき 二百円
 - 六 映寫室の變更使用證交付
 - 一件につき 百円
 - 七 映寫室の使用證並びに危険物の「そう」の検査合格證再交付
 - 一件につき 百円
 - 八 危険物取扱主任者の資格試験
 - 一回につき 二百円
 - 九 危険物取扱主任者の免許証交付
 - 一件につき 百円
 - 一〇 危険物取扱主任者の免許證の再交付
 - 一件につき 百円
- 一 映寫技術者の資格試験 一件につき 二百円
二 映寫技術者の免許證交付 一件につき 百円
三 映寫技術者の免許證の再交付 一件につき 百円
四 證明書交付 一通につき 二十円
- 第三条 前条の手料は、請求の際廣島市収入證紙により納付しなければならない。
第四条 この条例に定めるものの外、手数料の免除、還付、その他徴収に關しては、廣島市證明及び閲覧手数料条例の規定を準用する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

廣島市規則第九號
廣島市警察費請求審査委員會規則を廢止する規則
昭和二十六年五月二十八日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十號
廣島市尿尿汲取手数料条例施行規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市尿尿汲取手数料条例施行規則をここに公布する。

申請日	年	月	日
○	昭和	年	月 日
○	尿	汲取	手数料
○	書	送	申
○	科	數	手
収入證紙貼付欄			
要	摘	目	氏
		標	名
		※	※
		職	業
		住	所
		町	番
		地	番
		家	族
		數	
		日	毎
		に	汲
		取	一
		回	
		荷	見
		込	込

注意 ※欄には洩れなく記入御提出下さい。

昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十號
廣島市尿尿汲取手数料条例施行規則
第一条 尿尿汲取手数料は、一荷につき五十円とする。
第二条 汲取を受けようとする者は、尿尿汲取申込書(第一號様式)に手数料に相當する金額の収入證紙を貼付し、提出しなければならない。
第三条 手数料を納付した者には、尿尿汲取券(第二號様式)を交付する。
第四条 手数料の免除を受けようとする者は、尿尿汲取手数料免除願(第三號様式)に、民生委員の證明を得て市長の許可を受けなければならない。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市規則第十一號
廣島市中央卸賣市場酸酵室使用料の特例に關する規則をここに公布する。
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

(二號様式)

廣島市 尿尿汲取券 (一荷)

取扱者印

一、本券は、本市發行の収入證紙五十四貼付申したものに交付する

二、汲取を終了したときは一荷へ二枚に付本券一枚を汲取人に交付されたい

三、本券に取扱者印のないものは無効とする

(第三號様式)

尿尿汲取手数料免除願

昭和 年 月 日

廣島市長 濱 井 信 三

住所 氏名

免除理由

氏名 職一年令

昭和 年 月 日

民生委員氏名

印

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市中央卸賣市場酸酵室使用料の特例に關する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十二號
廣島市災害救助隊規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十三號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十四號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十三號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十四號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十五號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十六號
廣島市災害救助隊施行規則の一部を改正する規則
昭和二十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

する。

別表（その一）中江波港町住宅の項に次の通り加える。

江波港町住宅	自二三號至二六號	八〇〇
同	自二七號至三八號	八五〇
同	自三九號至四二號	八〇〇
同	自四三號至四四號	八五〇
同	自四五號至四六號	九五〇
同	自四七號至四八號	八五〇
同	自四九號至五〇號	九五〇
同	自五一號至五二號	八五〇
同	自五三號	九五〇

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市手数料規則をここに公布する。

昭和二十六年六月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十八號

廣島市手数料規則

- 第一条 地方自治法第二百二十二條第二項により徴収する手数料は、別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。
- 第二条 前条の手料は次の区分により徴収する。
 - 一 轉出證明書交付手数料 一件につき 二十円
 - 二 旅行證明書交付手数料 〃 十円
 - 三 事業用旅客輕車輛検査手数料 〃 百円
 - 四 事業用旅客輕車輛検査證再交付手数料 〃 五十円

五 事業用旅客輕車輛検査證再交付手数料 三千円

- 六 事業用旅客輕車輛検査證使用に對する検査證再交付手数料 五十円
- 七 主要食糧小賣販賣業者に對する購入割當記入手数料（基本割當） 〃
- 八 小賣販賣業者甲 一回につき 百円
- 九 小賣販賣業者乙 〃 五十円
- 十 飲食店營業許可手数料 一件につき 千円
- 十一 喫茶店營業許可手数料 〃 五百円
- 十二 氷菓子製造業許可手数料 〃 五百円
- 十三 食肉販賣業許可手数料 一件につき 五百円
- 十四 魚介類販賣業許可手数料 〃 五百円
- 十五 氷雪販賣業許可手数料 〃 五百円
- 十六 牛馬 一頭につき 二百五十円
- 十七 羊、豚、こうし（生後一年未満のもの） 〃 百五十円
- 十八 病畜 〃 三百円
- 十九 診療所使用許可證交付手数料 一件につき 三百円
- 二十 助産所使用許可證交付手数料 〃 二百円
- 二十一 犬の登録（鑑札の交付を含む）手数料 一頭につき 三百円
- 二十二 犬の鑑札再交付手数料 〃 三十円
- 二十三 犬の狂犬病予防注射手数料 〃 七十円
- 二十四 犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 〃 三十円
- 二十五 犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 〃 三十円
- 二十六 二十二 犬の検査料 〃 百円
- 二十七 第三条 前条の手料は、それぞれ請求の際、廣島市収入證紙により納付しなければならぬ。
- 二十八 第四条 この規則により既に納付した手数料は、還付しない。
- 二十九 第五条 詐偽その他不正の行爲に因り、第二条の手料の徴収を免れた者については、その免れた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科することができる。

當する金額以下の過料を科することができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和二十六年六月十五日から施行する。
- 2 左の規則は、廢止する。
 - 廣島市轉出證明書交付手数料等徴收規則（昭和二十六年四月一日規則第三號）
 - 廣島市旅客輕車輛検査等に關する手数料規則（昭和二十四年九月二十四日規則第三十八號）
 - 飲食店營業許可等に關する手数料規則、昭和二十五年六月八日規則第十七號）

廣島市々營住宅使用条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月十八日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號

廣島市々營住宅使用条例施行細則

- 廣島市々營住宅使用条例施行細則の一部を改正する規則
- 廣島市々營住宅使用条例施行細則（昭和二十四年十一月九日廣島市規則第四十七號の二）の一部を次のように改正する。
- 別表（その一）中の貸付ブロック住宅の次に次のように加える。

白鳥ブロック住宅	自一號至一〇號	一、一〇〇
高須第一アパート	一階四階	二、一五〇
高須第二アパート	二階三階	二、一五〇
高須第三アパート	〃	二、一五〇

同表中の江波南町引揚者住宅の項に次の通り加える。

江波南町引揚者住宅	自七三號至一二二號	三〇〇
同	自一二三號至一二四號	三〇〇
同	自一二五號至一二六號	三〇〇
同	自一二七號至一二八號	三〇〇
同	自一二九號至一三〇號	三〇〇
同	自一三一號至一三二號	三〇〇
同	自一三三號至一三四號	三〇〇
同	自一三五號至一三六號	三〇〇
同	自一三七號	三〇〇

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年六月一日から適用する。

廣島市事務分掌規則をここに公布する。

昭和二十六年六月十九日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號

廣島市事務分掌規則

- 第一条 本市の局、室、課、所、場及び係は次の通りとし、この規則の定めるところにより、それぞれ事務を分掌する。
- 市長室—企画係、廣報係
- 會計課—出納係、用度係
- 秘書課
- 沙外課
- 總務課—庶務係、文書係
- 職員課—人事係、給與係

財務課—財務係、資金係

- 調査課
- 戸籍課—戸籍係、證明係、寄留係
- 市民税課—庶務係、市民税係、雜種稅係
- 資産稅課—土地資産係、家屋資産係、徵收資産係
- 徵收課—徵收第一係、徵收第二係、徵收第三係
- 産業局
- 商工課—庶務係、商業係、工業係、計量係、觀光係
- 農水産課—農産係、水産係、耕地係
- 厚生局
- 勞務課—庶務係、勞務係、厚生係
- 社會課—庶務係、保護係、福利係
- 衛生課—庶務係、保健係、清掃係
- 體育課—體育係、施設係
- 建設局
- 總務課—庶務係、經理係、資料係
- 計量課—庶務係、計量係、港灣係
- 管財課—庶務係、川地係、管理係
- 土木課—庶務係、設計係、工事係、維持係
- 綠地課—庶務係、設計係、工事係
- 下水課—庶務係、管理係、計量係、工事係
- 營繕課—庶務係、計量係、工事係
- 住宅課—庶務係、計量係、工事係
- 東部復興事務所
- 庶務課—庶務係、土地係
- 補償課—調査係、補償係
- 工務課—測量係、工事係、換地係
- 水道局
- 經理課—庶務係、經理係、料金係、徵收係
- 給水課—庶務係、工事係、工事係、測水係
- 施設課—庶務係、計量係、工事係、擴張係
- 貯水場—庶務係、運轉係、水質係

第二条 局所の保健所並びに管財物の事務組織について

- 三 東京出張所に關すること
- 四 室の庶務に關すること
- 廣報係
 - 一 廣報機關紙等の刊行に關すること
 - 二 世論調査に關すること
 - 三 投資等世論の處置に關すること
 - 四 報道機關との連絡に關すること
 - 五 その他市政の普及に關すること

- 會計課
 - 出納係
 - 一 収入及び支出に關すること
 - 二 金銭及び有價證券の保管に關すること
 - 三 歳入出豫算に關すること
 - 四 雜部金に關すること
 - 五 市金庫に關すること
 - 六 課の庶務に關すること
 - 用度係
 - 一 物品の調達及び修繕に關すること
 - 二 物品の管理に關すること
 - 三 納入物品の検収に關すること
 - 四 不用物品の處分に關すること
 - 五 その他物品會計に關すること
 - 六 印刷所に關すること

- 秘書課
 - 一 秘書に關すること
 - 二 儀式及び交際等に關すること
 - 三 褒賞及び表彰に關すること
 - 四 式辭・祝辭等に關すること
 - 五 課の庶務に關すること
- 渉外課
 - 一 進駐軍との交渉連絡に關すること
 - 二 礦業並びに通譯に關すること
 - 三 外國人登録令に關すること

- 四 第三國入送還事務に關すること
- 五 その他外事に關すること
- 六 課の庶務に關すること

- 總務課
 - 庶務係
 - 一 總務に關すること
 - 二 總務の維持管理に關すること
 - 三 各課の連絡調整並びに令達に關すること
 - 四 日本都市連盟・全國市長會及び市有物件災害共済會に關すること
 - 五 電話及び電氣に關すること
 - 六 災害救助隊に關すること
 - 七 貯蓄奨励に關すること
 - 八 町名・字名の新設變更に關すること
 - 九 公舎の管理に關すること
 - 十 團体等規正令による届出に關すること
 - 十一 出張所の統轄並びに連絡に關すること
 - 十二 出張所職員の人事給與に關すること
 - 十三 出張所物品の調達に關すること
 - 十四 所舎の管理に關すること
 - 十五 渡航その他説明事項に關すること
 - 十六 その他出張所關係の庶務に關すること
 - 十七 局の予算並びに經理に關すること
 - 十八 局の収入・支出命令に關すること
 - 十九 局の庶務に關すること
 - 二十 課の庶務に關すること
 - 二十一 他の部局の所管に關しないものに關すること
 - 文書係
 - 一 法規・例規に關すること
 - 二 文書の收受發送に關すること
 - 三 文書の保存整理に關すること
 - 四 市の公告及び市報發行に關すること

- 職員課
 - 人事係
 - 一 職員の任免及び賞罰に關すること
 - 二 職員の定員配置に關すること
 - 三 職員の出勤簿並びに出張命令に關すること
 - 四 職員の研修に關すること
 - 五 職員の福利厚生並びに保健に關すること
 - 六 宿直・日直の割當に關すること
 - 七 共済組合及び職員組合に關すること
 - 八 課の庶務に關すること
 - 給與係
 - 一 職員の給與及び待遇に關すること
 - 二 職員の退職料・退職死亡給與金及び遺族扶助料に關すること
 - 三 給與台帳及び給與月報に關すること
 - 四 その他給與に關すること
- 財務課
 - 財務係
 - 一 歳入出豫算の編成に關すること
 - 二 市議會に關すること
 - 三 事務報告書及び財政表に關すること
 - 四 市有財産台帳の整理に關すること
 - 五 課の庶務に關すること
 - 資金係
 - 一 財源の調査に關すること
 - 二 平衡交付金資料の整備作成に關すること
 - 三 公債及び借入金及び運用金に關すること
 - 四 資金計畫に關すること
 - 五 基本財産及び積立金に關すること

- 調査課
 - 一 國勢調査及び人口・住宅統計に關すること
 - 二 農林・水産・商工・港灣・勤勞等の統計に關すること
 - 三 廣島市統計書及び統計表作成に關すること
 - 四 廣島市市勢調査區に關すること
 - 五 市勢要覽に關すること
 - 六 その他調査に關すること
 - 七 課の庶務に關すること

- 戸籍課
 - 一 戸籍に關すること
 - 二 除籍に關すること
 - 三 戸籍除籍簿抄本に關すること
 - 四 出生死亡完全性報告に關すること
 - 五 戸籍相談に關すること
 - 六 寄留に關すること
 - 七 寄留簿抄本に關すること

- 證明係
 - 一 印鑑登録及び證明に關すること
 - 二 犯罪人名簿に關すること
 - 三 身分その他の證明に關すること
 - 四 課の庶務に關すること

- 庶務係
 - 一 稅務關係の行事務委託に關すること
 - 二 諸法規に關すること
 - 三 租稅完納運動に關すること
 - 四 豫算決算に關すること
 - 五 稅收入の簿記・記載整理に關すること
 - 六 課の庶務に關すること

- 市民稅係
 - 一 市民稅に關すること

- 雜種稅係
 - 一 自轉車稅・荷車稅・電氣ガス稅・木材取引稅・廣告稅等雜種稅に關すること
 - 二 舊法による稅收入に關すること
 - 三 雜稅の檢稅・通稱檢舉に關すること

- 資產稅課
 - 土地資產係
 - 一 土地台帳・名寄帳整理に關すること
 - 二 土地の評價に關すること
 - 三 課の庶務に關すること
 - 家屋資產係
 - 一 家屋台帳・名寄帳整理に關すること
 - 二 家屋評價に關すること
 - 徵却資產係
 - 一 徵却資產課稅台帳整理に關すること
 - 二 徵却資產の評價に關すること
 - 三 土地家屋徵却資產合計簿整理に關すること
 - 四 固定資產稅の賦課に關すること
 - 五 固定資產評價審査委員會に關すること

- 徵收課
 - 徵收第一係
 - 一 滞納金の囑託受託に關すること
 - 二 差押物件の公付要求に關すること
 - 三 收入金の照會書の計算に關すること
 - 四 徵收簿の取入整理に關すること
 - 五 繰越簿の整理に關すること
 - 六 過額納金還付に關すること
 - 七 課の庶務に關すること
 - 徵收第二係
 - 一 納稅督促及び滞納金の徵收に關すること
 - 二 滞納處分執行に關すること
 - 徵收第三係
 - 一 納稅督促及び滞納金の徵收に關すること

- 產業局
 - 二 滞納處分執行に關すること
 - 商工課
 - 庶務係
 - 一 事業內容證明に關すること
 - 二 火藥類に關すること
 - 三 旅客輕車輛檢査に關すること
 - 四 地方競馬並びに自轉車競技に關すること
 - 五 自轉車振興會その他關係團體に關すること
 - 六 局内他課の主管に關すること
 - 七 局の収入・支出命令に關すること
 - 八 局の豫算並びに經理に關すること
 - 九 局の庶務に關すること
 - 十 課の庶務に關すること
 - 工業係
 - 一 經濟事情の調査に關すること
 - 二 企業誘致に關すること
 - 三 技術向上指導に關すること
 - 四 工場經營の改善に關すること
 - 五 發明奨励及び工藝指導に關すること
 - 六 金庫に關すること
 - 七 中小工業協同組合その他工業關係に關すること
 - 八 商工相談所に關すること
 - 商業係
 - 一 商業の振興及び助成に關すること
 - 二 郷土品の販路擴張に關すること
 - 三 輸出の振興に關すること
 - 四 貿易事情の紹介に關すること
 - 五 商店街連合會その他商業團體に關すること
 - 六 貿易關係に關すること
 - 七 生活物資配給に關すること
 - 八 計量に關すること

- 二 計量思想の普及かん養に關すること
- 三 計量改善に關すること
- 四 その他計量に關すること
- 觀光係
 - 一 觀光施設の整備改善に關すること
 - 二 内外觀光客誘致及び接遇に關すること
 - 三 觀光施設の宣傳紹介に關すること
 - 四 觀光土産品の指導育成に關すること
 - 五 觀光團體に關すること
 - 六 其の他觀光事業に關すること
- 農水産課
 - 農産係
 - 一 農業及び畜産の生産指導に關すること
 - 二 農業經營並びに家庭園藝經營の指導に關すること
 - 三 農産物の生産及び供出に關すること
 - 四 農業用報償物資に關すること
 - 五 肥料に關すること
 - 六 農業生産資材に關すること
 - 七 食糧調整委員會並びに農業生産區に關すること
 - 八 農地調整並びに自作農創設に關すること
 - 九 農地委員に關すること
 - 十 農業關係團體の指導に關すること
 - 十一 家畜市場に關すること
 - 十二 園藝指導所に關すること
 - 水産係
 - 一 水産物の生産並びに加工指導に關すること
 - 二 水産業關係團體の指導に關すること
 - 三 漁船及び漁業権に關すること
 - 四 鮮魚介類及び加工水産物の荷受機關に關すること
 - 五 漁業生産資材並びに報償物資に關すること
 - 六 魚市場に關すること
 - 七 課の庶務に關すること
 - 八 耕地係
 - 一 農業土木に關すること
- 二 病院診療手及び助産所の構造、設備、使用に關すること
- 三 保健所に關すること
- 四 各種豫防及び防疫その他保健衛生の企畫に關すること
- 清掃課
 - 一 塵芥、尿尿その他の汚物に關すること
 - 二 公共便所に關すること
 - 三 道路、橋梁その他の清掃に關すること
 - 四 塵芥、尿尿等汚物処理場に關すること
- 体育係
 - 一 市民体育に關すること
 - 二 体育團體との連絡に關すること
 - 三 課の庶務に關すること
- 施設係
 - 一 体育施設に關すること
- 建設局
 - 庶務係
 - 一 局の豫算に關すること
 - 二 豫算關係申請並びに報告に關すること
 - 三 建設業法に關すること
 - 四 局の庶務並びに事務連絡調整に關すること
 - 五 課の庶務に關すること
 - 經理係
 - 一 局の豫算整理に關すること
 - 二 局の収入、支出命令に關すること
 - 三 請負工事入札及び契約に關すること
 - 四 資材係
 - 一 工事用物品の調達及び修繕に關すること
 - 二 工事用物品の枚收に關すること
 - 三 工事用物品の保管及び配分に關すること

- 二 土地改良に關すること
- 三 農業水利に關すること
- 四 土地改良區に關すること
- 五 農地に關する事業調査に關すること
- 六 砂防に關すること
- 七 開拓並びに移殖民に關すること
- 八 林業に關すること
- 厚生局
 - 勞政課
 - 庶務係
 - 一 局の豫算並びに經理に關すること
 - 二 局の収入、支出命令に關すること
 - 三 局の庶務に關すること
 - 四 課の庶務に關すること
 - 五 局内他課の主管に關すること
 - 勞務係
 - 一 失業対策事業に關すること
 - 二 公共事業勞務に關すること
 - 三 勞務者證明に關すること
 - 四 勞働關係統計調査に關すること
 - 厚生係
 - 一 勞働關係の調整に關すること
 - 二 勞務者の福祉に關すること
 - 三 勞働者災害補償保險及び失業保險に關すること
 - 社會課
 - 庶務係
 - 一 漂流物、沈没品に關すること
 - 二 復員義務整理に關すること
 - 三 職災者、復員者及び引揚者の授産に關すること
 - 四 將校名簿に關すること
 - 五 供養に關すること
 - 六 共同基金及び日赤基金に關すること
 - 七 課の庶務に關すること

- 四 工事用物品の調査、報告に關すること
- 計費課
 - 庶務係
 - 一 都市計費事業の推進並びに諸手續に關すること
 - 二 都市計費事業の綜合連絡調整に關すること
 - 三 局の失業対策事業の連絡調整に關すること
 - 四 屋外の廣告物法に關すること
 - 五 課の庶務に關すること
 - 計費係
 - 一 都市計費に關すること
 - 二 鐵道軌道の事業計費に關すること
 - 三 觀光施設に關すること
 - 四 工事關係技術の調査研究並びに連絡調整に關すること
 - 五 その他建設計費に關すること
 - 港灣係
 - 一 港灣の新設及び改修に關すること
 - 二 港灣橋樑の維持管理及び運営に關すること
 - 三 その他港灣に關すること
- 管財課
 - 庶務係
 - 一 不動産の讓與、拂下及び貸借に關すること
 - 二 財産の登記に關すること
 - 三 他の部局に屬しない市有財産の處分に關すること
 - 四 課の庶務に關すること
 - 五 川地係
 - 一 不動産の買収及び収用に關すること
 - 二 土地の買収に關すること
 - 三 地上物件その他の担保に關すること
 - 四 字圖に關すること
 - 五 碑開跡地に關すること
 - 管理係
 - 一 市營住宅の入居及び管理に關すること

- 一 生活保護法の施行に關すること
- 二 身体障害者福祉法に關すること
- 三 生活困窮者の援護に關すること
- 四 行旅病人及び行旅死亡人に關すること
- 五 民生委員に關すること
- 六 罹災救助に關すること
- 七 救護物資に關すること
- 八 駅前臨時出張所に關すること
- 九 その他援護に關すること
- 福利係
 - 一 児童福祉法に關すること
 - 二 児童委員に關すること
 - 三 児童福祉審議會に關すること
 - 四 児童福祉司との連絡に關すること
 - 五 職業指導に關すること
 - 六 各種社會調査に關すること
 - 七 社會福祉審議會に關すること
 - 八 公益實業に關すること
 - 九 隣保箱及び保育所に關すること
 - 十 喜生園、保養院及び診療所に關すること
 - 十一 母子寮に關すること
 - 十二 消費生活協同組合に關すること
- 衛生課
 - 庶務係
 - 一 墓地、火葬場及び埋火葬に關すること
 - 二 社會保健醫院に關すること
 - 三 中央診療所に關すること
 - 四 居場の運営管理に關すること
 - 五 國民健康保險に關すること
 - 六 各種保健團體に關すること
 - 七 課の庶務に關すること
 - 八 食品衛生に關すること

- 二 市營住宅の家賃に關すること
- 三 住宅分譲賦金に關すること
- 四 地代家賃統制令に關すること
- 五 他の部局に屬しない市有財産の管理に關すること
- 土木課
 - 庶務係
 - 一 土木事業の諸手續に關すること
 - 二 道路、橋、河川及び堤防の管理に關すること
 - 三 水防に關すること
 - 四 設計係
 - 一 土木工事の計畫、調査、測量及び設計に關すること
 - 工事係
 - 一 土木並びに都市計費工事の施行に關すること
 - 二 道路、橋及び河川等の新設、改修に關すること
 - 三 維持係
 - 一 道路、橋及び河川の維持、修繕に關すること
 - 二 道路台帳に關すること
 - 緑地課
 - 庶務係
 - 一 公園、綠地、廣場及び運動場の管理に關すること
 - 二 墓苑の管理に關すること
 - 三 課の庶務に關すること
 - 四 管理係
 - 一 公園、綠地、廣場及び運動場の工事施行に關すること
 - 二 墓苑の工事施行に關すること
 - 庶務係
 - 一 下水道事業の諸手續に關すること
 - 二 下水道用地及び汚泥取の占用使用料金に關すること
 - 三 課の庶務に關すること

- 一 生活保護法の施行に關すること
- 二 身体障害者福祉法に關すること
- 三 生活困窮者の援護に關すること
- 四 行旅病人及び行旅死亡人に關すること
- 五 民生委員に關すること
- 六 罹災救助に關すること
- 七 救護物資に關すること
- 八 駅前臨時出張所に關すること
- 九 その他援護に關すること
- 福利係
 - 一 児童福祉法に關すること
 - 二 児童委員に關すること
 - 三 児童福祉審議會に關すること
 - 四 児童福祉司との連絡に關すること
 - 五 職業指導に關すること
 - 六 各種社會調査に關すること
 - 七 社會福祉審議會に關すること
 - 八 公益實業に關すること
 - 九 隣保箱及び保育所に關すること
 - 十 喜生園、保養院及び診療所に關すること
 - 十一 母子寮に關すること
 - 十二 消費生活協同組合に關すること
- 衛生課
 - 庶務係
 - 一 墓地、火葬場及び埋火葬に關すること
 - 二 社會保健醫院に關すること
 - 三 中央診療所に關すること
 - 四 居場の運営管理に關すること
 - 五 國民健康保險に關すること
 - 六 各種保健團體に關すること
 - 七 課の庶務に關すること
 - 八 食品衛生に關すること

- 管理係
- 一 下水道施設の管理に關すること
 - 二 私設下水道に關すること
- 計課係
- 一 下水道施設の調査・設計に關すること
 - 二 下水道施設の工事施行に關すること
- 工務係
- 一 建築工事の諸手續に關すること
 - 二 工事の統計に關すること
- 住宅係
- 一 住宅建設事業の諸手續に關すること
 - 二 課の庶務に關すること
- 計課係
- 一 住宅建設敷地の測量調査に關すること
 - 二 住宅建設設計及及び設計に關すること
 - 三 工事係
 - 一 住宅建設工事の施行に關すること
 - 二 住宅修繕工事に關すること
- 庶務係
- 一 土地區劃整理事業の諸手續に關すること
 - 二 所舎の維持管理に關すること

- 三 土地區劃整理委員會に關すること
 - 四 所の庶務に關すること
 - 土地係
 - 一 土地區劃整理の相談に關すること
 - 二 土地・建物の登記及び諸手續に關すること
 - 三 減歩補償及び整理前の土地評價に關すること
 - 四 行政區劃の改廢並びに地積査定に關すること
 - 五 土地買収及び調査に關すること
 - 六 換地精算に關すること
- 補償係
- 一 建物及び墓地等の調査に關すること
 - 二 建物等の移轉許容に關すること
 - 三 補償審査會に關すること
 - 四 建物等の補償金査定に關すること
 - 五 建物等の移轉に關すること
- 測量係
- 一 測量及び圖面作成に關すること
 - 二 路線決定に關すること
 - 三 建築線に關すること
 - 四 工事係
 - 一 區劃整理事業の計畫調査設計及び施行に關すること
- 換地係
- 一 換地設計及び圖面に關すること
 - 二 整理後の土地評價に關すること
 - 三 建築許可申請に關すること
- 水道局
- 庶務係
- 一 給水の制限及び断水の告知に關すること

- 二 給水船に關すること
 - 三 管材に關すること
 - 四 勞務關係諸報告に關すること
 - 五 勤者災害補償保險及び失業保險に關すること
 - 六 局の庶務に關すること
 - 七 課の庶務に關すること
 - 八 局内他課の主管に屬しないこと
- 經理係
- 一 工事の諸手續に關すること
 - 二 局の豫算並びに逕理に關すること
 - 三 局の收入・支出命令に關すること
 - 四 統計に關すること
 - 五 物品の購入に關すること
 - 六 豫算關係諸報告並びに申請に關すること
 - 七 料金係
 - 一 給水の方法及び種別決定に關すること
 - 二 水道使用料・手数料並びに給水工事費の徴收及び逕附に關すること
 - 三 水道使用料の測定に關すること
 - 四 給水の開始及び閉止に關すること
- 徴收係
- 一 水道使用料の集金に關すること
 - 二 量水器の點檢に關すること
 - 三 給水装置の使用取締に關すること
- 給水係
- 一 水道用器材並びに保管用納に關すること
 - 二 課の庶務に關すること
 - 三 工務係
 - 一 配水及び給水施設の計畫並びに設計に關すること
 - 二 工事の竣功検査に關すること
 - 三 工事の精算に關すること
 - 四 その他の設計に關すること

- 工務係
- 一 配水管及び給水工事の施行に關すること
 - 二 工用器材の検査並びに製作及び修繕に關すること
 - 三 配水管及び給水施設の維持管理に關すること
 - 四 量水器の修理及び檢定に關すること
 - 五 その他の工事施行に關すること
- 漏水係
- 一 漏水防止に關すること
 - 二 その他の調査に關すること
- 施設係
- 一 工用器材の保管・用納に關すること
 - 二 課の庶務に關すること
 - 三 水道施設の調査・設計に關すること
 - 四 工事竣功検査に關すること
 - 五 工事施行に關すること
 - 六 工事精算に關すること
 - 七 工用器材の製作及び修繕に關すること
 - 八 工事精算に關すること
- 貯水場
- 一 貯水場の保管・用納に關すること
 - 二 貯水場の保管・用納に關すること
 - 三 貯水場の修繕に關すること
 - 四 取水場・貯水場・調整場の操作運轉に關すること

二 養水管路及び送電線路の維持管理に關すること

水質係

- 一 水質の検査に關すること
- 二 鹽素減菌に關すること

附則

一 この規則は、公布の日から施行する。

二 廣島市役所係設置規則(昭和二十三年八月二十日規則第二十八號)は、廢止する。

地方自治法第五十二条による市長代理順序をここに公布する。

昭和二十六年六月十九日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十一號

地方自治法第五十二条による市長代理順序

地方自治法第五十二条による市長に故障がある場合の代理順序を次の通りとする。

助役 高山 一三

助役 坂田 修一

附則

一 この規則は、公布の日から施行する。

二 地方自治法第五十二条による市長代理順序(昭和二十二年九月二十三日規則第十三號)は、廢止する。

廣島市助役事務擔任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月十九日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十二號

廣島市助役事務擔任規則の一部を改正する規則

廣島市助役事務擔任規則(昭和二十二年七月十五日規則第八號)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条は、左の区分により事務を擔任する。

高山助役

- 一 市役室・會計課・秘書課及び涉外課に關する事務
- 二 總務局に關する事務
- 三 建設局に關する事務
- 四 水道局に關する事務
- 五 坂田助役
- 一 産業局に關する事務
- 二 厚生局に關する事務

第三條 第一項の次に次の一項を加える

二 兩助役事故あるときは、地方自治法第二百四十七條による市長の職務代理者に關する規則を準用する。

附則

一 この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月二十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第十五號

廣島市牛田町中町正一外五、四九九名に關する昭和二十六年第一期中定資産税住所不明のため送達不能につき地方自治法第二十條並びに廣島市稅條例第十一條の規定により公示する。

昭和二十六年五月二十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第十六號

昭和二十六年五月二十三日 廣島市長 濱井信三

第二十一回換地予定地變更指定及び第六回換地予定地指定取消發表について

一 換地予定地變更指定

一 廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員會の諮問を経て換地予定地が變更決定したから關係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

2 土地所有者に對する換地予定地の指定通知書は土地所有届を提出済の人にだけ送達する。なお土地所有届を未だ提出されていない人は、至急提出されたい。

3 今回發表の土地を賣買又は譲渡するときは、必ず事前に東部復興事務所に協議の上で御取返願ひたい。万一連絡がない場合には、決定した換地を取消すことになることがあるから是非連絡されたい。

4 この換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

大手町六丁目十三番地ノ一 廣川政太郎外四十四件
二 換地予定地指定取消
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴い先に指定した左記の換地予定地は土地區劃整理委員会の審問を経て取消することに決定したから關係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

四五二プロック一 二番地吉田繁外一件
關係圖書覽覽場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所
昭和三十六年五月二十四日

廣島市告示第十七號

廣島市長 濱 井 信 三
廣島市議會議長 秋 田 正 之
廣島市議會副議長 猪 原 光 夫

廣島市告示第十八號

昭和三十六年五月二十五日
廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行者
廣島市長 濱 井 信 三

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行地區内の別紙土地所有者野田晴美外七名に對する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行地區内の貴殿所有又は關係の土地に對し特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調査及び圖面の通り指定する。

一 この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し、従前の土地は使用出来ない。

一 建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつたものについてはおつて調査の上移轉方通知する。

一 換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまでその土地を使用することができない。それまでの間従前の土地が使えるか云々云々も又使えないことになる。また従前の土地に建物その他工作物があるときはこれを取除くまで換地予定地を使うことができない。現在道路を一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益ができない。これらの土地の使用開始の時期は別に通知する。

一 従前の土地に借地権その他権利が設定せられたりものは、換地予定地の上に権利の内容も當然についてゆくの土地所有者と協議の上使用區分を決め使用収益せられたり。

一 換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合、當方の現場明示を必ず受けること。

一 換地予定地指定地區内の土地を賣買、譲渡する場合、當方に連絡し協議の上でないこと不測の御迷惑を生ずる事がある。

一 調査及び圖面記載の坪数は將來多少増減することがある。

廣島市告示第二十二號
廣島市小網町一四二番地藤川トメヨ、廣島市八丁廻七三〇番地横根勝彦に關する昭和二十五年年度不動産差押調査、住所不明のため送達不能につき地方稅第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示する。

昭和三十六年六月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第二十三號
左記の證券は、昭和二十六年六月一日紛失したので、以

一 その他不審の點は廣島市東部復興事務所に問合せられたい。

廣島市告示第二十號
昭和三十六年六月四日
廣島市長 濱 井 信 三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一 招集日時 昭和三十六年六月十一日午後一時
一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第二十一號

廣島市牛田町今井司外三、二七七名に關する昭和二十六年年度自動車稅、廣島市牛田町上田春三外一二五名に關する昭和二十六年年度荷重稅、並びに廣島市二葉ノ里市川秀雄外一四六名に關する昭和二十六年年度廣告稅、住所不明のため送達不能につき地方稅法第二十條並びに市稅條例の規定により公示する。

昭和三十六年六月七日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第二十二號

廣島市小網町一四二番地藤川トメヨ、廣島市八丁廻七三〇番地横根勝彦に關する昭和二十五年年度不動産差押調査、住所不明のため送達不能につき地方稅第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示する。

昭和三十六年六月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第二十三號

左記の證券は、昭和二十六年六月一日紛失したので、以

後無効とする。

昭和三十六年六月八日

廣島市長 濱 井 信 三
環境衛生監視員證 第二十三號 内 田 達 雄

廣島市告示甲第二十四號

六月十二日市議會の議決を経た昭和二十六年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和三十六年六月十二日
廣島市長 濱 井 信 三

昭和三十六年度廣島市歳入出予算追加更正

歳入

- 一 地方財政平衡交付金 金六千五百九十九万五千五百五拾貳圓
- 二 地方財政平衡交付金 金六千五百九十九万五千五百五拾貳圓
- 三 縣支出金 金五千四百四拾七万四千九百九拾貳圓
- 四 交付金 金壹百六万四千八百九拾圓
- 五 歳入合計 金拾壹億五千八百八拾六万六拾圓

歳出

- 一 議會費 金壹千七百七拾叁万壹千四百拾四圓
- 二 市議會費 金壹千七百七拾叁万壹千四百拾四圓
- 三 警察消防費 金貳億肆千四百九拾五万六千九百五拾五圓
- 四 警察費 金壹億叁千叁百八万九千九百五拾圓
- 五 消防費 金六千五百九拾肆万九千九百五拾七圓
- 六 教育費 金九千七百七拾五万叁千四百七拾四圓
- 七 教育委員會費 金壹千叁百九拾六万四千四百六拾九圓
- 八 小學校費 金四千九拾六万貳千九百七拾壹圓
- 九 財源費 金七百八拾貳万貳千四百拾五圓
- 十 施設費 金七拾八万五千叁百四拾圓
- 十一 選挙費 金壹千六百貳拾叁万四千八百七拾七圓

七 農業委員會議員選舉執行費

- 一 諸支出金 金壹億貳百貳拾貳万四千六百拾五圓
- 二 特別會計繰出金 金六千六百參拾九万五千四百七拾貳圓
- 三 歳出合計 金拾壹億五千八百八拾六万六拾圓
- 四 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第二十五號

六月十三日市議會の議決を経た昭和二十六年年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和三十六年六月十三日
廣島市長 濱 井 信 三

歳入

- 一 國庫支出金 金壹千万圓
- 二 補助金 金壹千万圓
- 三 繰入金 金貳百六拾肆万圓
- 四 繰入金 金貳百六拾肆万圓
- 五 市債 金壹千万圓
- 六 歳入合計 金貳千貳百六拾肆万圓

歳出

- 一 建設費 金貳千貳百六拾肆万圓
- 二 橋梁費 金貳千万圓
- 三 學校修繕費 金貳百六拾肆万圓
- 四 歳出合計 金貳千貳百六拾肆万圓
- 五 歳入出差引殘金なし

告 示 (乙)

廣島市告示乙第三號

廣島市尿管尿採取事務取扱規程を次のように定める。

昭和三十六年六月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市尿管尿採取事務取扱規程

- 第一條 係員は、尿管尿採取の申込を受けたときは、これを定期と臨時とに區別して採取台帳（第一號様式）に記載し、整理しなければならない。
- 第二條 係員は、前條の申込者に對し、採取券を交付し、直ちに採取票（第二號様式）を作成しなければならない。
- 第三條 係員は、採取券に採取票により採取券と引換に渡取らしめ、荷数を採取券と照合し完了したときは、採取券を貼付し、月日記入の上整理しなければならない。
- 第四條 係員は、採取作業日報（第三號様式）を作成し、その日の採取状況を保健課長に報告しなければならない。

（第一號様式）

建設局地謀工事係長を命ずる 〃 土谷 鉄美
 建設局土木課設計係長を命ずる 〃 高橋 信雄
 建設局住宅課庶務係長を命ずる 事務吏員 野間 英作
 建設局住宅課計畫係長を命ずる 技術吏員 坂井 康美
 建設局營繕課工事係長を命ずる 事務吏員 石 突正
 東部復興事務所補償課係長を命ずる 技術吏員 藤 本 勳
 東部復興事務所補償課調査係長を命ずる 〃 渡 壁 行 一 郎
 建設局下水課管理係長を命ずる 〃 前 田 時 夫
 水道局施設課課長を命ずる 事務吏員 尾 森 唯 男
 中央出張所長を命ずる 〃 景 山 豊
 基町出張所長を命ずる 技術吏員 瀧 本 鶴 一
 已斐出張所長を命ずる 〃 廻 船 文 明
 工業指導所勤務を命ずる 事務吏員 景 山 良 三
 総務局徴収課勤務を命ずる 〃 小 林 延 恩
 船入病院事務長を命ずる 技術吏員 前 川 武 之
 厚生局衛生課勤務を命ずる 事務吏員 多 田 廣

建設局計画課長を免ずる 技術吏員 勝 原 享 三
 建設局計畫課勤務を命ずる 事務吏員 山 崎 千 代 助
 保健所総務課長を免ずる 〃 桑 原 茂
 保健所総務課勤務を命ずる 〃 水道局經理課經理係長を命ずる 技術吏員 安 達 友 吉
 水道局施設課工事係長を命ずる 技術吏員 山 脇 昌 一
 水道局淨水場巡轉係長を命ずる 事務吏員 春 川 一 夫
 総務局財務課資金係長を命ずる 〃 今 橋 重 雄
 厚生局衛生課庶務係長を命ずる 〃 石 井 博
 昭和三十二年六月十九日 〃 石 井 博
 昭和三十二年六月十九日 〃 石 井 博
 昭和三十二年六月十九日 〃 石 井 博
 昭和三十二年六月十九日 〃 石 井 博

◎ 雑 報

議 決 報 告
 五月臨時市議会において左記の通り議決された。
 (五月二十三日)
 一、廣島市議會議長選挙について 秋田正之議員當選
 一、廣島市議會副議長選挙について 猪原光夫議員當選
 (五月二十八日)
 一、廣島市教育委員會委員選挙について 吉本壽一議員當選

◎ 文教委員會

委員長 大横田 義雄
 副委員長 網 本 芳 人
 委 員 杉 村 政 太 郎
 〃 土 岡 喜 代 一
 〃 鈴 木 明 一
 〃 增 村 明 一
 〃 八 百 千 頭 夫
 〃 津 賀 泰 一
 〃 内 藤 德 松
 〃 伊 藤 忠 男
 〃 新 關 貞 夫
 以上十一名

◎ 産業委員會
 委員長 水野 謙雄
 副委員長 谷 本 成 時
 委 員 三 宅 崇 吉
 〃 淺 尼 義 光
 〃 永 田 百 太 郎
 〃 增 村 明 一
 〃 總 部 敬 藏
 〃 中 邑 元
 〃 榎 垣 滿
 〃 宮 本 正 夫
 〃 新 關 貞 夫
 〃 新 關 貞 夫
 〃 以上十一名
 〃 菊 崎 正 行
 〃 菊 崎 正 行
 〃 猪 垣 滿
 〃 池 永 清 眞
 〃 網 本 芳 人
 〃 田 中 隆 三
 〃 堀 江 守
 〃 宮 本 正 夫
 〃 岩 井 常 吉
 〃 以上九名

◎ 水道委員會
 委員長 波多野 秀男
 副委員長 瀧 田 一 實
 委 員 池 永 清 眞
 〃 瀧 田 一 實
 〃 木 山 正 二
 〃 吉 中 良 雄
 〃 吉 本 壽 一
 〃 伊 藤 忠 男
 〃 伊 藤 忠 男
 〃 以上九名
 〃 田 頭 新 太 郎
 〃 村 田 良 一
 〃 松 谷 德 市
 〃 猪 原 光 夫
 〃 土 岡 喜 代 一
 〃 鈴 木 正 二
 〃 木 山 正 二
 〃 岩 井 常 吉
 〃 吉 本 壽 一
 〃 九 名 以 上
 〃 伊 藤 忠 男
 〃 吉 中 良 雄
 〃 松 谷 德 市
 〃 吉 本 壽 一
 〃 八 百 千 頭 夫
 〃 谷 本 正 則
 〃 以上七名
 〃 以上決定

◎ 治安委員會
 委員長 田 頭 新 太 郎
 副委員長 村 田 良 一
 委 員 松 谷 德 市
 〃 猪 原 光 夫
 〃 土 岡 喜 代 一
 〃 鈴 木 正 二
 〃 木 山 正 二
 〃 岩 井 常 吉
 〃 吉 本 壽 一
 〃 九 名 以 上
 〃 伊 藤 忠 男
 〃 吉 中 良 雄
 〃 松 谷 德 市
 〃 吉 本 壽 一
 〃 八 百 千 頭 夫
 〃 谷 本 正 則
 〃 以上七名
 〃 以上決定

◎ 建設委員會

委員長 山 田 辰 實
 副委員長 木 村 辰 實
 委 員 松 谷 德 市
 〃 中 下 勝
 〃 濱 田 一 實
 〃 永 田 百 太 郎
 〃 内 藤 德 松
 〃 八 百 千 頭 夫
 〃 津 賀 泰 一
 〃 中 邑 元
 〃 任 務 係 長
 〃 以上十一名

◎ 總務委員會

委員長 伊 藤 忠 男
 副委員長 吉 中 良 雄
 委 員 松 谷 德 市
 〃 土 岡 喜 代 一
 〃 榎 部 敬 藏
 〃 八 百 千 頭 夫
 〃 谷 本 正 則
 〃 以上七名
 〃 以上決定

六月十三日
 (六月十三日)
 一、第四十六號議案 廣島市事務分掌條例制定について 委員會付託
 一、第四十七號議案 廣島市稅條例の一部を改正する條例制定について 委員會付託
 一、第四十八號議案 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
 一、第四十九號議案 廣島市消防手数料條例制定について 委員會付託
 一、第五十號議案 廣島市運動場使用條例制定について 原案可決
 一、第五十一號議案 廣島市火災豫防條例を改正する條例制定について 委員會付託
 一、第五十二號議案 廣島市團體指導所設置條例制定について 原案可決
 一、第五十三號議案 昭和二十六年度廣島市特別會計建予算追加 原案可決
 一、第五十四號議案 昭和二十六年度廣島市建設事業費公債方變更について 原案可決
 一、第五十六號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第五十七號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第五十八號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第五十九號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第六十號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第六十一號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第六十二號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第六十三號議案 契約締結の承認について 原案承認
 一、第六十四號議案 契約締結の同意について 原案同意
 一、第六十五號議案 契約締結の同意について 原案同意

一、第六十六號議案 ヒューム管徑一、五〇長一、一八
 ○混入契約締結の同意について 原案同意

一、第六十七號議案 児童靴及び腰掛購入契約締結の同意 原案同意
 について 原案同意

一、第六十八號議案 助役選任の同意について 原案同意
 一、第六十九號議案 監査委員選任の同意について 原案同意
 一、議員提出第二號 廣島市立職町中學校校舍復舊に關する請願書提出について 提出に決定
 一、議員提出第三號 電力料金値上問題に關する意見書提出について 提出に決定

(六月十六日)

一、第四十七號議案 廣島市稅條例の一部を改正する條例 制定について 原案可決(希望事項付)

一、第四十九號議案 廣島市消防手數料條例制定について 原案可決(希望事項付)

一、第五十一號議案 廣島市火災予防條例を改正する條例制定について 原案可決(希望事項付)

一、議員提出第一號 廣島市草津地區の電話の市内通話取扱に關する意見書提出について 提出に決定

一、第五十五號議案 専決處分の承認について 原案承認

一、都市計畫廣島地方審議會委員の選任について

津賀 春一
 八百 千頭夫
 木山 正二
 山田 辰實
 宮本 正夫
 以上當選

一、臨時出納検査立會人の互選について 中邑 陸三 以上當選

一、第四十六號議案 廣島市事務分掌條例制定について 原案可決(希望事項付)

一、請第一號 平田屋河筋に下水管布設方要望について 委員會付記

一、請第二號 中島町立選に對し善處方要望について 委員會付記

出張所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年五月現在)

出張所別	人口	同上前月 Δの比較	世帯	同上前月 Δの比較
牛田	八、七五五	九	二、七六	一七
尾長	一三、一四〇	△	三、〇七	四
青崎	九、六七七	△	二、五五	一六
段原	二二、〇〇三	△	五、五八	一八
比治山	一六、九四四	△	四、六八	一三
仁保	五、七二二	△	一、四〇	〇
大河	一一、〇四三	△	二、六五	三
皆賀	一六、四四九	△	四、〇八	二
宇品	二二、九七	△	六、三〇	四
似島	二二、四三三	△	五、〇〇	〇
基町	二七、四六	△	七、〇七	五
中央	三三、八二	△	九、七三	一四
十日市	二〇、六五	△	五、三三	三
舟入	一三、三〇	△	三、三三	三
親善	一八、七四九	△	四、六四	四
己斐	一八、五八	△	四、八六	九
草津	一三、五三	△	三、三八	一六
三條	一七、五二	△	四、三三	八
計	二九六、三七	二、〇三	七四、八四	三五

戸籍上の市勢 (昭和二十六年四月分)

種別	件数	出生		死亡		離婚	婚姻	最大	最小	平均	前年同月分	増減
		計	女、男	計	女、男							
出生	二六三	二六三	一三二	一一一	二二	二	二	二	二	二	二	二
死亡	一七三	一七三	八八	八五	八八	一	一	一	一	一	一	一
離婚	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
婚姻	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
寄留届	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
出寄留届	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
印鑑届	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
印鑑照査	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
身分證明	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
戸籍閲覧	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ部送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十日分を計算したもの

宮本正夫
以上當選

計

二九六三七

二〇三三

七四、八四

三五四

廣島市報

No. 6 3

昭和二十六年
七月二十日發行

(金曜日)

發行人所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話

中二三〇一
中二六〇六
中三〇九四
中三七九一
中三六五七
中三六五七
中三六五七
中一六五八
中一七六一
中二七〇五
中三七六一
(市會事務局)
(秘書課)
(會計課)

目次

廣島市下水道條例施行細則制定	一頁
廣島市職員採用昇格規則の一部改正	七頁
廣島市運動場使用條例施行細則制定	八頁
廣島市警察吏員給與品及び貸與品規則制定	九頁
予防接種の施行について	一〇頁
昭和二十六年度事業所統計調査について	一一頁
舊吉島飛行場跡地の譲渡並びに貸與の申込について	一四頁
清潔方法及びその期間について	一四頁
使用料の指定について	一五頁
文書の格式及び文休用語等に關する規程	一五頁
令	
●辭	
●雜報	
出張所々管区域別人口及び世帯状況	三三頁
戸籍上の市勢	三三頁
規則	
●規	
廣島市下水道條例施行規則をここに公布する	
昭和二十六年六月二十一日	

廣島市規則第二十三號

廣島市長 濱井信三

廣島市下水道條例施行規則
廣島市下水道條例施行規則制定

第一條 この規則において條例とは、廣島市下水道條例（昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十四號）をいう。

第二條 條例第八條により、下水道用地を使用しようとするものは、下水道用地使用許可願に図面及び隣地主又は家主の使用同意書を添えて、市長に提出しなければならない。

第三條 前條により許可を受けたものが、許可事項を變更しようとするときは市長が必要と認めるときは、直ちに第二條の手續をなし、又はさせなければならない。

第四條 許可を受けた者は、許可書受領の日から十日以内に請書を提出しなければならない。

第五條 許可を受けた者は、許可書又はその寫を使用場所の見易いところに掲げなければならない。

第六條 使用者は、使用許可期限内であつても、當初の使用目的を變更し、又は他人に使用させることはできない。

第七條 使用人が故意又は怠慢により、使用許可の土地又は物件を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第八條 相續により使用を繼承しようとするものは相續開始の日から十日以内に保證人連署の上、市長に届けなければならない。

第九條 使用者又は保證人が住所を移轉し、又は氏名を變更したときは、十日以内に保證人連署の上、その旨を届けなければならない。

第十條 申請書、届出書の保證人は、本市に住所を有する能力者であつて身元の確實な者でなければならない。なお市長が必要と認めるときは、保證人を變更させることができる。

第十一條 保證人は申請者と連帯して、使用に關する一切の責を負わなければならない。

第十二條 使用者は保證人を變更しようとするときは、事由發生の日から十日以内に保證人變更届を提出しなければならない。

第十三條 使用許可期間は満一年とする。使用許可期間満了後使用を繼續しようとするものは、期間満了の日から少くとも一月前に繼續使用願を提出しなければならない。

第十四條 使用を許可したときは、使用料を徴収する。但し、通行の目的をなすつて溝渠に沿つた長さ二米以内を使用するときはこの限りでない。

第十五條 使用料は道路占用規則（昭和二十三年七月規則第二十五號）に定めた占用料を準用する。

第十六條 使用料は毎年四月において、その年度分を一時に徴収する。但し、一年に滿たない繰上期間の使用料は、許可と同時に臨時徴収する。

② 端數期間は、月割とし、一箇月に満たない端數は十六日以上は一箇月とし、十五日以内は半箇月とする。

第十五條 左の各號の一に該當するときは、許可を取消することができる。

- 一 使用者がこの規則に違反したとき。
- 二 指定期間内に使用料を納付しないとき。
- 三 下水道管理上必要と認めるとき。
- 四 その他市長が公益上必要と認めるとき。

第十六條 前條第一項第一號又は使用者の都合により使用を取消し、又は廢止したときは、既納の使用料は還付又は減額しない。但し、前條第一項第三號又は第四號により使用を取消したときは、取消の日の翌月から月割をもつて使用料を返還することがある。

第十七條 使用者が期間満了、又は許可の取消により、使用場所を返還しようとするときは、原状に回復し返還するものとする。この場合、下水道用地返還届を提出しなければならぬ。但し、原状のまま返還を許可したときは、この限りでない。

第十八條 使用者が前條の義務を履行しないときは、市長がこれを行う。

第十九條 前項の場合、その費用は使用者から徴収する。

第二十條 義務者は條例第九條の期間内に私設下水道を築造できないときは、その事由を具して期間の延長を申請しなければならぬ。

第二十一條 義務者は、土地の状況によつて單獨で私設下水道を築造できないときは、市長の承認を得て敷人共同して築造することができる。この場合、各義務者はその私設下水道に関する義務について連帯してその責を負わなければならない。

第二十二條 前項の承認を申請しようとするときは、代表者を定めて市長に届け出なければならない。

第二十三條 私設下水道は別記設計標準により、築造しなければならぬ。

第二十四條 條例第七條による淨化装置により、私設下水道を築造しようとするときは、廣島縣水槽便所取務規則による知事の許可書書を添付しなければならない。

第二十五條 この規則施行に關して、必要な申請書その他の様式は、別記様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

別 記

下水道條例施行規則第二十一條による設計標準

私設下水道の設計は、左の標準による。但し、特別の事由があるときは、市長の許可を得なければならない。

一、管渠

排水面積	内	徑	排水面積	内	徑
三〇〇〇平方メートル以上	一〇糎以上	一五〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル以上	一〇糎以上	一五糎以上
六〇〇〇平方メートル以上	一五糎以上	三〇〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル以上	一〇糎以上	一五糎以上
九〇〇〇平方メートル以上	一八糎以上	三〇〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル以上	一〇糎以上	一五糎以上

二、接續柵

下水道取付管と連絡すべき箇所にこれを設置し、その底部に一八糎以上の深さの泥溜を設置すること。

三、柵

暗渠の起端集合屈曲又は内徑若しくは種類を異にする管渠接續箇所又は直線部の内徑一二〇倍以上の間隔に、これを設置すること。

柵は、管渠の内徑及び施設の深度に應じ、掃除に支障なき大きさをなし、その底部は汚物が滞留しない構造とする。

四、防臭装置

各吐口には必要に應じ、適當な防臭装置をすること。

五、通風装置

暗渠の起端その他換氣を必要とする箇所には、適當な外氣流通の装置をなすこと。

六、蓋装置

柵及び接續柵には覆蓋を設け、覆蓋は堅固にて、掃除の際自由に開閉し得る構造にすること。

七、塵埃防止装置

炊事場、浴室、洗濯場その他固形物又は管の流通を妨げるものを排出するおそれのある吐口には、一五糎以上の金風若しくは陶製の格子又は網を取付けること。

八、脂肪遮断装置

飲食店、料理店、その他脂肪類を多量に排出する場所の吐口には脂肪遮断装置をすること。

九、構造及び材料

管渠柵その他の附屬装置は補強土管、「モルタル」、「コンクリート」、煉瓦、石材等の不透透質耐久構造とする。

十、基礎工事

設計に基き掘削又は埋立を終つたときは、鉛掘若しくはその他の方法により充分地盤を掘き固め三糎乃至六糎の砂利を敷均し、更に搦ぎ固めた後、管渠又は柵の据付をすること。

十一、繼 手

管渠の継手又は柵と管渠の取合箇所は、絶対に漏水しない様、「モルタル」をなすて充分填充すること。

第一號様式

十二、設計圖

1 平面圖 縮尺三十分之一とし右事項を記載すること。
但し、面積擴大なるものは千二百分之一迄短縮することができる。

(一)申請地の境界及び面積。
(二)申請地域に異なる私設下水道義務者を、その土地に介在するときは、その境界及び面積。

(三)私設下水道及び吐口の位置。
(四)管渠及び附屬装置の大きさ區別

2 縦断面 縮尺は平面圖に準じ縦はその十倍とし、管渠の大きさ、勾配及び連絡すべき下水道埋設道路路面を基準として、地表及び管渠の高さを表示すること。
3 構造圖 縮尺二十十分之一以上とし、管渠及びその附屬装置の構造、寸法を記載すること。

第 號		第 號		第 號	
簡所	町 丁目 番地	面積	坪 合 均 中長 米 米	至	自昭和 昭和 年 年 月 月 日 日
下水道用地 (溝渠敷)	使用額	目的			
廣島市長何某殿		右使用に當つては市法規を遵守することは勿論使用料金は御指定の通り納付致しますから御許可願います。			
廣島市長何某殿		願出人住所 氏名			
廣島市長何某殿		氏名			
廣島市長何某殿		氏名			
廣島市長何某殿		氏名			
廣島市長何某殿		氏名			

件 條 料 用 使 項 事 査 調

下水課長		管理係長		庶務係長	
昭和 年 月 日	起案	昭和 年 月 日	決裁	昭和 年 月 日	指令
廣島市 町 丁目 番地		廣島市 町 丁目 番地		廣島市 町 丁目 番地	
第 號		第 號		第 號	

許可以外のものに使用しないこと。液漏に支障を及ぼさないこと。

第二號様式

下水道用地使用同意書

願出人住所氏名

右の者が申請している廣島市 町 丁目 番地の下水道用地の申請については御許可になりましたも異議はありません

昭和 年 月 日

隣地主住所 又は家主氏名

廣島市長何某殿

廣島市指令建下第 號

下水道用地許可書

廣島市 町 丁目 番地

氏名

昭和 年 月 日

附申請の廣島市 町 丁目 番地の下水道用地 (溝渠敷) の使用について左記により許可する

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某

一、場所 廣島市 町 丁目 番地

二、面積 坪 合 均 中長 米 米

三、目的 (自昭和 昭和 年 年 月 月 日 日)

四、期間 至昭和 昭和 年 年 月 月 日 日

五、使用料

第四號様式

廣島市指令建下第 號により許可された下水道用地の使用については、廣島市下水道條例及び同條例施行細則を遵守することと誓い、よすから保証人捺印をなすて本請書を出し致します。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某

第八號様式

私設下水道築造並に取付願	場所	町番地	用地面積	坪
建築用途	戸床面積	坪	設計書の通り	
下水道施設	竣工予定期日	昭和 年 月 日		
工事施行者	住所	右工事の施工御許可願います。追つて取付管内図欄係別紙圖示の箇所に取付願います。		
住居氏名	住所	昭和 年 月 日		
廣島市長何某殿	土地建物所有者氏名	氏名 〇		

設計書備考	名	材料	大きさ	延長(箇所)
	管渠	管渠	管渠	管渠
取付書	名	単位	数量	金額
	管渠	管渠	管渠	管渠

(略 後)

○備考 案内圖及び設計時圖添付のこと

昭和 年 月 日
 使用者 氏名
 保証人 氏名
 廣島市長何某殿

第五號様式

現使用面積	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃
送上面積	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃
送上面積	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃
送上面積	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃	坪 合 〃 〃

下水道用地(溝渠敷)一部返還届
 下水道用地(溝渠敷)全部返還届
 町丁目(別紙圖面(香地))
 昭和 年 月 日 起案 昭和 年 月 日 決裁
 下水道課長 庶務係長 管理係長

第七號様式

下水道課長	庶務係長	管理係長
廣島市長何某殿	新保証人住所	氏名
廣島市長何某殿	新保証人住所	氏名

第六號様式

下水道課長	庶務係長	管理係長
廣島市長何某殿	新保証人住所	氏名
廣島市長何某殿	新保証人住所	氏名

第九號様式

私設下水道及増築變更届並取付管布設願	箇所	町番地	面積	平方メートル
変更期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日		
変更目的	右の爲築造致度に付御許可願います。追つて取付管内圖示の箇所に取付願います。			
住所	昭和 年 月 日			
土地建物所有者氏名	氏名 〇			
廣島市長何某殿				

設計書備考	名	材料	大きさ	延長(箇所)
	管渠	管渠	管渠	管渠
取付書	名	単位	数量	金額
	管渠	管渠	管渠	管渠

(略 後)

第十二號様式

側溝築造並補修願

施行場所 町 番地

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右工事の施行方御許可御願致します。追つて側溝補修箇所左記圖示の通り御願致します。

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

数量

單位

寸法

名稱

取付及補修材料

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額
砂利	100	10	立方	1000	1000
砂	100	10	立方	500	500
大目	100	10	立方	1000	1000
水	100	10	立方	1000	1000

第十二號様式

側溝築造並補修願

施行場所 町 番地

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右工事の施行方御許可御願致します。追つて側溝補修箇所左記圖示の通り御願致します。

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付及補修材料

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額
砂利	100	10	立方	1000	1000
砂	100	10	立方	500	500
大目	100	10	立方	1000	1000
水	100	10	立方	1000	1000

第十一號様式

各戸下水管修理願

施行場所

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右下水管修理御許可御願致します。追つて取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所を取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付書

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額

第十一號様式

各戸下水管修理願

施行場所

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右下水管修理御許可御願致します。追つて取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所を取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付書

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額

位置圖

注意 位置見取圖はなるべく目標箇所をはつきり書いて下さい

注意 平面圖はなるべく具体的に家屋内の間取り特に下水管布設箇所は特に明記して下さい

廣島市職員採用昇格規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年六月三十日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十四號

廣島市職員採用昇格規則の一部を改正する規則

廣島市職員採用昇格規則（昭和二十三年十一月十二日規則第五十號）の一部を次のように改正する。

第三條中「五十歳以下」を削る。

第七條中「書記又は技師として三年以上在職した者」を「書記若しくは技師として三年以上在職した者又は非事檢定試験若しくは技師檢定試験に合格した者」に改める。

附則

この規則は、昭和二十六年七月一日から施行する。

第十一號様式

共同施設願

施行場所 町 丁目 番地より

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右の爲め共同を以つて施設致度付御許可御願いたします。追つて取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所に取付

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付書

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額

第十一號様式

共同施設願

施行場所 町 丁目 番地より

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右の爲め共同を以つて施設致度付御許可御願いたします。追つて取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所に取付

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付書

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額

第十一號様式

共同施設願

施行場所 町 丁目 番地より

使用所氏名

土地所有者

竣工予定日

工事施行者

住所氏名

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

右の爲め共同を以つて施設致度付御許可御願いたします。追つて取付管内徑欄紙別紙圖示の箇所に取付

昭和 年 月 日

土地建物所有者氏名

廣島市長何某殿

算金額

精算金額

計量

數量

單位

寸法

名稱

取付書

名稱	寸法	數量	單位	算金額	精算金額

廣島市運動場使用條例施行規則をここに公布する。
昭和二十六年六月三十日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十五號

廣島市運動場使用條例施行規則

第一條 廣島市運動場使用條例（以下「條例」という。）第三條第一項及び第二項の規定により、市長の許可を受けようとするものは、それぞれ別記様式第一號、第二號又は第三號による許可申請書を市長に提出しなければならない。

第二條 運動場の使用は、三日以内とする。但し、使用者より、長期にわたる使用を必要とする事由を具して申出があつた場合において、市長がその必要を認められた場合に限り、一年以内の期限を定めて、特に長期使用を許可することができる。

第三條 運動場の使用時間は、次のとおりとする。但し、時宜によりこれを伸縮することができる。
自四月十一日（午前九時から午後七時まで）
自十月三十一日（午前九時から午後七時まで）
自十一月十一日（午前九時から午後五時まで）
自三月三十一日（午前九時から午後五時まで）

第四條 條例第六條第一項但書の規定により使用料を減額又は免除する場合は、次のとおりとする。
一 廣島市が主催若しくは後援する競技を行うときは、免除する。
二 前項の場合において、廣島市の後援により競技を行うおとするものは、その理由を具して、あらかじめ市長に申出なければならぬ。

第五條 條例第六條第一項に規定する使用料のうち、あらかじめ四時間を単位として使用許可の申請をした場合には、一五〇円を徴収し、使用時間を延長して四時間に達した場合には二〇〇円を徴収するものとする。

第六條 條例第六條第二項に規定する使用料のうち、物品販賣のため天幕その他の資材を利用して施設を設けた場合に

は一〇〇〇円を徴収し、物品の立置又は椅子机のみを利用する場合には五〇〇円を徴収するものとする。

第七條 條例第六條第三項に規定する「設備」とは、運動場附屬の管理所をいい、その使用料は、次のとおりとする。

時間	使用料
日間（自午前九時）	二時間以内 四時間以内 八時間以内
夜間（自午後五時）	二時間以内 四時間以内
夜間（自午後九時）	二〇〇円 四〇〇円

第六條 條例第七條但書により既納の使用料の全部を還付する場合は、次のとおりとする。
一 市において使用するため許可を取り消したとき。
二 不可抗力により使用できないとき。
三 使用の前日までに許可の取り消しを申出て、市長において正當である認められたとき。

第七條 次の各號の一に該當する者は、入場を拒絶し、又は退場させることがある。
一 泥酔者
二 傳染性疾患にかかつていると認められる者、又は他人が嫌悪するような容姿をしている者
三 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるような物件若しくは動物の類を携行する者
四 その他運動場係員において支障がある認められた者

第八條 運動場内では次の行為を禁止し、使用者においてその取締りの責に任じなければならない。
一 特に市長の承認しているものの外、場内において廣告傳的行爲又は物品の販賣をすること
二 場内に乗物を持込むこと
三 酒類を携行すること
四 みだりに使用許可以外の場所に立入ること

第九條 前項に定められたものの外、場内の整理警戒については、すべて係員の指示に従わなければならない。

第十條 運動場の使用に基因するすべての傷害については、使用者がその責を負わなければならない。

第十條 使用者は、運動場係員の入場を拒むことはできない。
第十一條 使用者は、その使用を終つたときは、運動場係員に申出なければならない。

附則
一 この規則は、公布の日から施行する。
二 廣島市中央庭球場條例施行規則（昭和二十五年十一月十五日規則第六十二號）及び廣島市中央排球場條例施行規則（昭和二十五年十一月七日規則第五十九號）は、廢止する。

別記様式第一號

廣島市運動場使用許可申請書	昭和 年 月 日 自 時 分 至 時 分
使用日時	
施設の名稱	庭球場 排球場
使用コート	第 號コート
使用目的	
使用人員	名
観覧料徴収の有無	
使用料金	金 円也

廣島市運動場條例を遵守の上申請致しますから許可下さるよう御願ひ致します。
昭和 年 月 日
団体名又は住所 責任者氏名
廣島市長 濱井信三 職

別記様式第二號
物品販賣店設置（立賣）許可申請書

一、設置の位置	二、販賣物品名	三、品名別単價	四、賣店（設備の程度）又は立賣の種類	五、期 間	六、使用料金

右により廣島市運動場條例を遵守の上物品を販賣致したので許可されるよう申請致します。
昭和 年 月 日
住所 氏名
廣島市長 濱井信三 職

別記様式第三號
物品預所設置許可申請書

一、設置の位置	二、預り品名	三、品名別單價	四、設備の程度	五、期 間	六、使用料金

右により廣島市運動場條例を遵守の上物品預所を設置致したので許可されるよう申請致します。
昭和 年 月 日
住所 氏名
廣島市長 濱井信三 職

廣島市警察吏員給與品及び貸與品規則をここに公布する。
昭和二十六年七月一日
廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市警察吏員給與品及び貸與品規則（以下「規則」という。）に對しては、この規則の定めるところにより被服及び附屬品並びに武器その他を給與又は貸與する。

第二條 警察吏員に給與する品目は次の通りとする。
一、帽 一、甲種外さう 一、冬ワイシャツ
一、日服 一、乙種外さう 一、夏ワイシャツ
一、冬服 一、短袴 一、靴下
一、サージ夏服 一、ネクタイ 一、短靴
一、盛夏衣 一、手袋
前項の外、交通事務を命ぜられた者にはヘルメット帽を給與するものとする。

第三條 警察吏員に貸與する品目は次の通りとする。
一、散 章 一、警 棒 一、帽徽章
一、帶 革 一、階級章 一、帽あご紐留め
一、警察手帳 一、外さう締革 一、捕じよう
一、外さう、被服ホタン 一、警笛
一、特殊公務の證

前項の外勤務の性質により水筒、乙種外さう（二種）プロテクター及び特殊帽を貸與することができる。

第四條 給與品は現品を支給するものとする。但しネクタイ、手袋、冬ワイシャツ、夏ワイシャツ、靴下、短靴は別表（一）により代料を以て支給することができる。制服を着用しない特殊の勤務に服する者に対しては任命の際、前項の規定により給與し、その後はすべて代料をもつて支給することができる。

前項の代料の支給額は當該給與年度の換算額によるものとする。

第五條 給與品の枚數及び使用期限は別表（二）の通りとする。

第六條 貸與品は、退職、休職、又は死亡の際はこれを返納するものとする。使用期限の終らない給與品についても又同じである。但し、給與品の代料をもつて支給したものは、使用残額に相當する金額を返納するものとする。

第七條 貸與品又は使用期限の終らない給與品を毀損、紛失し代品を交付する場合には、その毀損、紛失が自己の怠慢によるときは辨償の責を負わしめるものとする。

第八條 この規則の施行について必要な事項は、公安委員會がこれを定める。

附則
一 この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。但し、この規則適用の際既に支給した現品の使用期限についてはそれを支給したときからこれを起算する。
二 別表（一）の品目及び代料は、當分の間給與しない。

別表（一）

品 目	枚數	單 價	金 額	一ヶ月金額
ネクタイ	二本	一〇〇円	二〇〇円	
手 袋	四個	三五円	一四〇円	
冬ワイシャツ	二組	三三〇円	六六〇円	
夏ワイシャツ	二組	二〇〇円	四〇〇円	三三〇円
靴 下	四足	二五〇円	一〇〇〇円	
短 靴	二足	八〇〇円	一、六〇〇円	

備考 代料は年額を十二分して一月三百円を毎月の俸給と併せて支給する。

別表(四)

品目	員數		使用期限	着用期限
	長	短		
帽	一個	一個	二ヶ年	自十月十六日
冬服	一組	一組	二ヶ年	自五月十六日
サ―シ夏服	一組	一組	三ヶ年	自五月十六日
盛夏衣	一組	一組	一ヶ年	自七月十六日
甲種外ミウ	一着	一着	三ヶ年	自八月十六日
乙種外ミウ	一着	一着	二ヶ年	自七月十六日
短袴	一着	一着	三ヶ年	自七月十六日
ネクタイ	二本	二本	一ヶ年	自七月十六日
手袋	二個	二個	六ヶ月	自七月十六日
冬ワイシャツ	二組	二組	八ヶ月	自七月十六日
夏ワイシャツ	二組	二組	四ヶ月	自七月十六日
靴	二足	二足	一ヶ月	自七月十六日
短靴	二足	二足	一ヶ月	自七月十六日
ヘルメット帽	一個	一個	二ヶ年	自七月十五日
短脚絆	一足	一足	一ヶ年	自七月十五日

備考 盛夏衣は任命後初めて給與する場合に限り二組を支給する。

告示

廣島市告示甲第二十六號
 今回予防接種法(昭和二十三年法律第六十八號)の規定

に基く勝チフス、パラチフス及び百日せきの予防接種を左記の通り施行する。
 昭和二十六年六月二十八日
 廣島市長 濱井信三

○勝チフス、パラチフス予防接種
 一、日時、昭和二十六年七月五日(午後二時より午後七時まで)
 二、場所
 七月五日 白鳥小學校
 七月六日 尾長小學校
 七月七日 矢野小學校
 七月七日 大河小學校
 七月九日 仁保小學校
 七月九日 荒瀬小學校
 七月十日 宇品小學校
 七月十日 比治山小學校
 七月十一日 元宇品小學校
 七月十二日 皆賀小學校
 七月十三日 牛田小學校
 七月十三日 三條小學校
 七月十四日 竹屋小學校

○百日せき予防接種
 一、日時、昭和二十六年七月十一日(診療時間中) 九月二十九日
 二、委託實施場所(百日せき、勝チフス、パラチフス)

牛田町 河本醫院
 尾長町東山根 奥田
 東盤屋町 廣本
 仁保町青崎 藤原
 大洲町 會根
 段原日之出町 胤森
 似島町 稻村
 三川町 富田
 細工町 越智
 基町 灰塚
 舟入幸町 藤巻
 西引御堂町 高田
 天満町 岩崎
 己斐町 津田
 上流川町 田坂
 橋本町 土本
 白鳥中町 永山
 仁保町淵崎 大橋
 仁保町丹那 松田(鎮雄)
 旭町 久保
 出沙町 野坂
 皆賀町三丁目 伊藤
 江波南町 細川
 舟入仲町 香川
 三條本町一丁目 長崎
 三、料金 一回 四十五円

四、接種を受ける人 1 生後三ヶ月から十八ヶ月までの人で三週間間隔で三回接種
 2 希望の人も受けられます

五、其の他、勝チフス、パラチフス予防接種も右の各醫師、病院において同時に進行していただきます。

廣島市告示甲第二十七號

昭和二十六年事業所統計調査調査区番號、調査区域並に調査員氏名を左記の通り告示する。
 昭和二十六年六月二十八日
 廣島市長 濱井信三

調査区番號 擔當調査区域 調査員氏名

- 一 新庄町及び三滝町一四 小河 愛子
- 二 打越町及び山手町一四 木原 新一郎
- 三 横川町一丁目の一部 渡部 倉一
- 四 全 田中 五郎
- 五 横川町二丁目の一部 村上 文雄
- 六 横川町三丁目の一部 北山 豊
- 七 横川町二丁目の一部 保本 猛
- 八 横川町三丁目の一部 小田 滝一
- 九 全 和田 徳
- 一〇 三條本町一丁目の一部 上西 泰登
- 一一 三條本町一丁目の一部 東 憲司
- 一二 三條本町二丁目の一部 面家 隆義
- 一三 三條本町三丁目の一部 高岡 兵次
- 一四 三條本町三丁目の一部 山口 勝之
- 一五 三條本町四丁目及大芝町一四 新井 又吉
- 一六 三條本町四丁目一四 松島 又吉
- 一七 三條本町三丁目一四 田村 兼人
- 一八 三條本町二丁目一四及び三條本町一丁目一四 武内 兼二
- 一九 三條本町一丁目一四 大野 兼夫
- 二〇 牛田新町の区の一部 岩田 法二
- 二一 牛田新町の区の一部 岩田 法二
- 二二 牛田新町の区の一部 岩田 法二
- 二三 牛田新町の区の一部 岩田 法二
- 二四 牛田新町の区の一部 岩田 法二
- 二五 牛田新町の区の一部 岩田 法二

- 二四 牛田町早稲田本町、南区の各一部 芳山 計夫
- 二五 尾長町の一部 清水 謙子
- 二六 同 中川 章
- 二七 同 村上 敏夫
- 二八 同 香木 敏郎
- 二九 矢野町一四 三宅 敏視
- 三〇 曙町及東盤屋町一四 木村 次雄
- 三一 愛宕町の西部、若草町の一部 廣田 昭三
- 三二 若草町の一部 長神 勉
- 三三 白鳥北町一四、西中町、中町、東中町各一部九軒町一四 小野 崇茂
- 三四 西白鳥町一四西中町、中町東中町各一部 田内 一登
- 三五 二葉の里一四 山本 澤七
- 三六 東白鳥町の一部 西井 代志男
- 三七 東白鳥町の一部、基町の一部 西尾 配
- 三八 基町の一部 金原 繁美
- 三九 同 高下 強
- 四〇 同 大岡 育造
- 四一 同 吉崎 信
- 四二 同 伊藤 直樹
- 四三 同 土佐岡 武一
- 四四 同 岩田 武
- 四五 八丁堀の一部 桑本 久
- 四六 八丁堀の一部、鉄砲町の一部 平岡 繁徳
- 四七 鉄砲町の一部 加藤 興作
- 四八 同 三谷 直吉
- 四九 同 堀中 直吉
- 五〇 上流川町の一部 尾塚 直吉
- 五一 上流川町の一部、横町の一部 今瀬 和枝
- 五二 横町の一部 今瀬 和枝
- 五三 同 山崎 久子
- 五四 上柳町の一部 加藤 久子
- 五五 橋本町一四、一四、一四、一四、一四 田村 久子

- 五六 下柳町の一部 的場 三平
- 五七 同 高橋 龜松
- 五八 石見屋町一四、山口町一四 國原 開造
- 五九 銀金町一部 安國 省三
- 六〇 東胡町一四 河田 省三
- 六一 斜屋町一四、堀川町の一部 大西 省三
- 六二 堀川町の一部 池村 信男
- 六三 堀川町の一部 武永 三太郎
- 六四 胡町一四 小林 龍一
- 六五 廣瀬北町一四 秋本 又吉
- 六六 寺町一四 高本 光俊
- 六七 空鞘町一四、鷹匠町の一部 山崎 元一
- 六八 西引御堂町一四 寺本 元一
- 六九 廣瀬元町一四 山崎 元一
- 七〇 北坂町及横堀町一四 堀村 庄一
- 七一 新市町一四 野間 善之丞
- 七二 西九軒町一四 西脇 深登
- 七三 十日市町一四 土井 正煥
- 七四 鷹匠町の一部 平岡 正太郎
- 七五 左官町及び鍛冶屋町一四 越智 抽一
- 七六 塚本町及び猪屋町一四 大島 政一
- 七七 西大工町一四 松野 政一
- 七八 坂町一四 伊藤 政一
- 七九 坂町の一部 伊藤 政一
- 八〇 同 伊藤 政一
- 八一 西地方町一四、西新町の区の一部 吉田 山三郎
- 八二 西新町の区の一部 武田 正英
- 八三 小柳町の一部 武田 正英
- 八四 同 武田 正英
- 八五 舟入町の一部 三光 俊次
- 八六 同 三光 俊次
- 八七 上河原町一四 田中 正英
- 八八 河原町一四 田中 正英
- 八九 舟入仲町一四 河内 正英

Table with columns for names, addresses, and numbers. Includes entries like '昭利町一部', '南野町一四', '南竹屋町一四', etc.

Table with columns for names, addresses, and numbers. Includes entries like '舟入本町の一部', '中廣町一四', '中廣本町一四', etc.

二九一 元字品町一四 多葉井八重子
二九二 字品町の一部 祝 清二
二九三 似島町一四 濱本亥三三郎
二九四 荒神町の一部 飯島 乙巳

廣島市告示第二十八號

昭和二十六年七月二日 廣島市長 濱 井 信 三

舊吉島飛行場跡地の譲渡並に貸與の甲込について
廣島都市計畫事業復興土地區畫整理区域内所在の家屋立
退者にして舊吉島飛行場跡地の譲渡並に貸與を希望の方は
左記事項を熟慮の上東部復興事務所へ甲込されたたい。

- 一、甲込期限 昭和二十六年七月五日
- 二、割當方法 都市計畫事業遂行上最も急を要する地区より
り選考し同一條件のものに抽籤
尙既に甲込された方も一應解消致しますので改めて申込
を願ひます。

廣島市告示第二十九號

傳染病豫防法施行細則(大正十二年八月廣島縣令第四十
九號)第二十四條に依り、施行すべき清潔方法及びその期
間を左の通り定める。

- 昭和二十六年七月五日 廣島市長 濱 井 信 三
- 一、清潔方法は概ね左の各號に依り實施するものとする。
(一) 家は掃除着手のはじめに建具を開放し空気を流通
させること
- (二) 常用の衣類、寝具、疊、その他の敷物及び濕氣を帶
びた雜具はこれを屋外に取出しよく日光にさらすこと
- (三) 床板の全部又は一部を取外し床下の乾燥を圖りくま

なく掃除し濕氣のある箇所には乾燥した土砂を撒布す
ること
(四) 家屋の内外をよく掃除し特に台所流し、浴室流し、
下水管、汚水溝、便所等は清潔にし、破損した箇所は
修理すること
(五) 「ゴミ箱」は各戸必ず蓋のある完全なもの設備す
ること
(六) 飲用井戸は井戸側、井戸流し、釣瓶を掃除し井底を
浚渫すること
(七) 塵芥、汚物は箱若しくは袋等に入れて路傍に運び散
進させないこと
(八) 期日は別記の通り。但し、雨天の場合は順次これを繰
り下げる。
注意
塵芥利用について
大掃除に依り生ずる不用物品中には金屬類、反古紙ほ
う切「ゴム」「セルロイド」空ビン、硝子屑等再生し
て利用出来るものも澤山ありますから夫々分類して屑
屋に賣る等其他、木片、竹片の可燃物は燃料にする等
廢品の利用につきまめませう。
塵芥汚物について
塵芥、汚物の蒐集には充分ではないが毎日市より集め
に行つておりますが、所による運搬車の入らない所
を取り残すことがあるので出来るだけ運搬車の通路の
便を考慮して塵芥等の設置方お願い致します。
施行月日 出張所名 施行 区域 城

七、二〇	比治山	畑、段原末廣、段原新町の一部分、段原 山中町の一部、段原東浦町の一部、比治 山公園
七、二一	仁保	段原新町の一部、段原中町の一部、段 原東浦町の一部、南段原、東雲町の一部 仁保の内、淵崎、柞木、本浦、東雲の 一部
七、二二	大河	仁保の内、大河、丹那、楠那、日宇那 仁保の内、出汐、旭町
七、二三	皆賀	皆賀、一丁目、二丁目、三丁目、翠町 皆賀一四
七、二四	似島	似島一四
七、二五	白鳥	白鳥北、白鳥中、白鳥東中、白鳥九軒 白鳥西中、東白鳥、西白鳥、二葉里、 上柳、鐵砲、上流川、八丁堀、 橋本、下柳、石見屋、山口、銀山、彌 生、東胃、斜屋、胡町、下流川の一部 堀川、基町
七、二六	寺町	寺町、空鞘、鷹匠、西引御堂、鍛冶屋 左官町、十日市、塚本、油屋、猫屋、 堀町、西九軒、西大工、廣瀬北、廣瀬元 堀町、新市、横堀、北坂町、坂町、西 地方、西新町、小綱、河原、舟入、舟 入仲、舟入本、中廣、上天満、西天満 天満
七、二七	舟入	舟入幸、舟入川口、舟入南、一丁目、 二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六 丁目、江波
七、二八	觀音	東觀音、一丁目、二丁目、觀音本、西 觀音、一丁目、二丁目、南觀音
七、二九	己斐	己斐、福島、南三條、庚午北、同三丁 目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目 七丁目、八丁目、九丁目、古田(高須) 横川、一丁目、二丁目、三丁目、楠木 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、三 條本、一丁目、二丁目、三丁目、四丁 目、大芝、新庄、三滝、打越、山手 草津本、草津南、草津東、草津濱町、 庚午北、千丁目、(高須を除く) 庚午、古田、(高須を除く)
八、一	草津	平塚、薬研堀、下流川の一部、(新天 地を除く)三川、田中、竹屋、鶴見、 寶町、昭和、富士見、竹筒屋、平野、
八、二	中央	
八、三	舟入	
七、三〇	觀音	
七、三一	己斐	
八、一	草津	
八、二	草津	
八、三	中央	

廣島市收入証紙規則第一條による、使用料の指定につ
て、次のように指定する。
昭和二十六年七月十三日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第三十號

廣島市收入証紙規則第一條により、次のように指定する。
一、廣島市中央庭球場使用料
一、廣島市中央球場使用料

訓令

廣島市訓令第五號

昭和二十六年七月一日 廣島市長 濱 井 信 三

文書の格式及び文体用語等に関する規程を次のように定
める。
一、文書の格式及び文体用語等に関する規程
二、文書の格式及び文体用語等に関する規程
三、文書の格式及び文体用語等に関する規程

一、文書は、漢字「ひらがな」を交えて用い、縦書きを
本とする。但し、外國の人名、地名及び外國語から
の借用語等には、「かたかな」を用い(例、トルマ
ン、シヤンハイ)又場合によつては、全文を横書きす
ることとする。
二、漢字は、努めて「常用漢字表」の範圍に限る。
三、かなづかいには「現代かなづかい」による。
四、数字を表すには、縦書きの文章の中では、一、二、
三、十、百等の漢字を用い、日附、巻数等には、場
合によつて「第一二三號」(第百二十三號の意)のよう
に十、百等の漢字を用いない。但し、横書きの文章若し
くは、数字の中では算用数字を用いるのを例とする。
五、項目を相列する必要があるときは、第一、第二、第
三、……、一、二、三、……、(一)、(二)、
(三)の順序による。
六、文章には必ず句點、中絶點は必ずつけ、句讀點(、
よ、てん、な、かてん)を附し、又必要に応じて()

かつ「」かきかっこ等を用いて理解し易く、読み易
くする。
七、文章を書き下すとき及び行を改めるときは、はじめ
の一字分を空白にする。
第五條 令達文書及び發送文書の形式は、概ね、別記文例
による。
第六條 公文の区分は、概ね、次の通りとする。
一 条例 地方自治法その他法令に基き、條例とされ、
市議會の議決を経て定められるもの。
二 規則 地方自治法その他法令に基き、規則とされ又
は條例の施行に關して規定するもの等。
三 告示 地方自治法その他法令に基き、市の一般又は
一部に公告するもの。
四 訓令 職員一般又は特定の局課等、若しくはこれら
の職員に對して、事務處理又は一定事項につき
命達するもの。
五 指令 申請(願)等に對して許可、認可し(許可、
認可しない場合を含む)又は指示命令するもの。
六 上申 上司又は諸官公廳等に對し、意見又は事實を
述べらるもの。
七 副申 上司又は諸官公廳等に對し、進達する文書に
意見ををえるもの。
八 申請 許可又は認可を請うもの。
九 願 許可又は認可を請うもの又は一定事項につき
届け出るもの。
十 届 成規によつて、一定の事項につき、届け出る
もの。
十一 内申 上司又は諸官公廳等に内申するもの。
十二 伺 上司又は諸官公廳等の指揮を請うもの。
十三 報告 事務の状況その他上司又は諸官公廳等に報
告するもの。
十四 通知 (通達)事實を周知して通知するもの。
十五 依命通達 訓令事項並びに通知事項を市長の決裁

を経て、補助機關が自己の名を以て通知すなむの

- 十六 照會 回答を求めもの
- 十七 回答 照會に應ずるもの
- 十八 囑託(委嘱) 事務處理その他一定の行爲を委嘱するもの
- 十九 証明 一定の事實を証明するもの
- 二十 辭令 任免、給與又は命課等をするもの
- 二十一 復命 上司より命ぜられた任務の結果又は出張中の取扱事項その他を報告するもの
- 二十二 供覧 上司の閣覽に供するもの
- 二十三 回覽 一部若しくは全部の職員が閣覽するもの

第七條 文書の番號及び記載例は、概ね、次の通りとする。

一 發送公文番號記載例

廣何甲第 號 市長名をもつてする文書

廣何乙第 號 市役所名をもつてする文書

廣何丙第 號 局長名をもつてする文書

「何」の個所には、所管局課の頭字を記し、機密に属するものは、廣字の上に「秘」の字を附記する。

二 條例提案記載例

議案第 號(議案番號は、財務課において、決定手續をなす。)

廣島市何々條例制定について

廣島市條例第 號

廣島市何々條例

第一條 何々

第二條 何々

附則

三 條例記載例

公布

年 月 日提出

廣島市長 何 某

何々條例をここに公布する。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某(署名)

廣島市條例第 號

何々 條例

第一條 何々 (條二條第一項)

第二條 何々 (第二條第二項)

三 何々 (第二條第二項第一號)

二 何々 (第二條第二項第二號)

第三條 何々 (第三條但書)

附則

改正

(一) 全文改正の場合

何々條例をここに公布する。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某(署名)

廣島市條例第 號

何々 條例

何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)の全部を次のように改正する。

第一條 何々

第二條 何々

附則

(二) 一部改正の場合

(1) 單一の場合

何々條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某(署名)

廣島市條例第 號

何々 條例

何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)の第一條(何々)を「何々」に改め、同條第何項(何々)を「何々」に改める。

第二條 何々

附則

(2) 複合する場合

何々條例等の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某(署名)

廣島市條例第 號

何々條例等の一部を次のように改正する。

第二條 何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)の一部を次のように改正する。

附則

何々條例の一部を改正する條例

何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)の一部を次のように改正する。

附則

(3) 廢止

何々條例を廢止する條例をここに公布する。

昭和 年 月 日

廣島市長 何 某(署名)

廣島市條例第 號

何々條例を廢止する條例

何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)は廢止する。

附則

附則(記載例並びに記載順序)

第一條 何々

第二條 何々

附則

第一條 何々

第二條 何々

附則

(一) この條例は、公布の日から施行する。(公布即日施行の場合)(附則第一項)

この條例は、公布の日から施行し、年 月 日から適用する。(既往にさかのぼり適用する場合)

この條例は、年月日から施行する。

(特定の期日から施行の場合)

(二) 何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)は、廢止する。(新條例公布と同時に舊條例を廢止する場合)(附則第二項)

(三) この條例施行の際、現に「何々」は、何々とする。(條例公布制定及び改正に伴う経過規定)

(四) 何々條例(年 月 日廣島市條例第 號)の一部を次のように改正する。(既存條例の改正の場合)

(以下「改正條文の書式」の例による。)

(五) その他の規定

三 規則記載例

公布文以下すべて條例の例による。

改正條文の書式

一條全部の改正

(一) 一條全文を改正する場合

第何條を次のように改める。

第何條 何々

(二) 項(號)の全文を改正する場合

第何條第何項(號)を次のように改める。

何々

(三) 但書全文を改正する場合

第何條(第何項)(第何號)但書か次のように改める。但し、何々

(四) 別表を改正する場合

第何條(第何項)別表か次のように改める。

別表

何々

條文の一部改正

(一) 條文中或る字句を改める場合

第何條中「何々」を「何々」に改める。

(二) ある項に限り改正する場合

第何條第何項中「何々」を「何々」に改める。

(三) 同一條文中兩項にわたり改正する場合

第何條第何項中「何々」を「何々」に改め、同條第何項中「何々」を「何々」に改める。

(四) 數條にわたり同一字句を改正する場合

第何條乃至第何條中「何々」を「何々」に改める。

(五) 條例(規則、規程)全般にわたり、ある字句を「こ」しく改正する場合

本條例中「何々」を「何々」に改める。

(六) ある字句を挿入する場合

第何條第何項中「何々」の次に(上に、下に、前に)「何々」を加える。

(七) ある字句を削除する場合

第何條中「何々」を削除する。

(八) ある字句を削り、ある字句を改め、且つ、ある字句を加える場合

第何條中「何々」を削り、「何々」を加え、「何々」を改め、「何々」の次に「何々」を加える。

條文の追加

(一) 條の追加の場合

(1) ある條と條との間に一條乃至數條を追加する場合

第何條の次に次の二條を加える。

第何條の二 何々

第何條の三 何々

第何條の次に次の何條を加え、第何條以下順次繰下げる。

(一) 條文中或る字句を改める場合

第何條中「何々」を「何々」に改める。

(二) ある項に限り改正する場合

第何條第何項中「何々」を「何々」に改める。

(三) 同一條文中兩項にわたり改正する場合

第何條第何項中「何々」を「何々」に改め、同條第何項中「何々」を「何々」に改める。

(四) 數條にわたり同一字句を改正する場合

第何條乃至第何條中「何々」を「何々」に改める。

(五) 條例(規則、規程)全般にわたり、ある字句を「こ」しく改正する場合

本條例中「何々」を「何々」に改める。

(六) ある字句を挿入する場合

第何條第何項中「何々」の次に(上に、下に、前に)「何々」を加える。

(七) ある字句を削除する場合

第何條中「何々」を削除する。

(八) ある字句を削り、ある字句を改め、且つ、ある字句を加える場合

第何條中「何々」を削り、「何々」を加え、「何々」を改め、「何々」の次に「何々」を加える。

條文の追加

(一) 條の追加の場合

(1) ある條と條との間に一條乃至數條を追加する場合

第何條の次に次の二條を加える。

第何條の二 何々

第何條の三 何々

第何條の次に次の何條を加え、第何條以下順次繰下げる。

(一) 一條削除の場合

(1) 條文を削除するが、條名のみは存置する場合

第何條 削除

(2) 條文をすべて削除し且つ條名を消滅させる場合

第何條を削る。

項の削除の場合

第何條第何項及び同條第何項を削る。

條の削除の場合

(1) 條文中單一に號ある場合又は末尾の號に限り削除する場合
 第何條(第何項)第何號を削る。
 (2) 條文中號と號との中間を削り、以下順次繰り上げる場合
 第何條(第何項)第何號を削り、第何號以下順次(何號づつ)繰り上げる。
 (四) 但書削除の場合
 第何條(第何項)(第何號)中但書を削る。
 (五) 別表(第何號)を削る。
 五 告示
 廣島市告示第 號
 何年度廣島市歳入出予算の要領は、次の通りである。
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某

第一條 何々
 第二條 何々
 附則
 2 改正
 (一) 全文改正の場合
 廣島市訓令第 號
 何々規程(年 月 日廣島市訓令第 號)の全部を次のように改正する。
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某
 第一條 何々
 第二條 何々
 附則
 (二) 一部改正の場合
 (1) 單一の場合
 廣島市訓令第 號
 何々規程(年 月 日廣島市訓令第 號)の一部を次のように改正する。
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某
 (以下「四改正條文の書式」の例による)
 (2) 複合する場合
 廣島市訓令第 號
 各各各各
 中 中
 局 局
 一 一
 課 課
 一 一
 課 課

何々規程等の一部を次のように改正する。
 年 月 日
 廣島市長 何 某
 第一條 何々規程(年 月 日廣島市訓令第 號)の一部を次のように改正する。
 第二條 何々規程(年 月 日廣島市訓令第 號)の一部を次のように改正する。
 廣島市訓令第 號
 何々規程(年 月 日廣島市訓令第 號)を昭和 年 月 日限り廢止する。
 廣島市長 何 某
 廢止
 4 附則を附する場合
 (一) 既存規程の廢止を掲記するときは、當該規程の制定改正に伴う経過を掲記するときは、新規程の施行と同時に他の規程の改正を掲記するときは、
 (二) 其他
 (記載例は、條例の例による)
 (記載例その二)
 廣島市訓令第 號
 各各各各
 中 中
 局 局
 一 一
 課 課

何々を する。(されたい)
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某
 七 指令
 廣島市指令何(所管の頭文字)第 號
 住所
 氏名(法人は代表者名)
 昭和 年 月 日附申請(願)何々………について(認可する)(許可しない)(認可しない)
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某
 八 上申、副申、何、報告
 廣島市第 號(文書番號)
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某
 何々宛
 何々について上申(副申、何、報告)標記について、何々………する。
 右(の通り)上申する。
 九 通知、照會、回答
 廣島市(乙、丙)第 號(文書番號)
 昭和 年 月 日
 市長(市役所)(局長)名
 何々宛
 何々について通知(照會)(回答)標記について、何々………されたい。(する。)
 十 説明
 廣島市第 號
 何々………(心説明する。)
 右説明する。
 昭和 年 月 日
 廣島市長 何 某

附則
 1 文書の例式及び文体用語等に関する規程(昭和二十二年八月一日達甲第二十一號)は、廢止する。
 2 従前に定められた規程の公文番號(達甲、告示乙)は、この規程の定めるところにより、訓令とみなす。
 3 従前の公文番號(告示甲)は、この規程の定めるところにより告示とみなす。
 4 廣島市文書取扱規程(昭和二十二年八月一日廣島市訓令第二十一號)の一部を次のように改正する。
 第三條第二項を次のように改める。
 條例、規則、告示及び訓令は、總務局總務課(以下「總務課」という。)備え付けの公文番號簿(第一號)指令その他の發送公文書は、各課備え付けの公文番號簿(第二號)により、番號を附し、主務課において處理する。

◎ 辞 令

事務吏員	野間 英作	山田 展康
〃	奥田 一平	山田 秀男
〃	佐々木 英男	本川 廣康
〃	森保 秀俊	向井 清司
〃	銀山 匡助	吉村 隆之
〃	高橋 信雄	藤川 克己
〃	渡邊 行一郎	寺田 章信
〃	安達 友吉	川村 茂幸
〃	山脇 昌一	澤本 稔
〃	小原 誠	岸本 正一
〃	向井 一正	森 將三
〃	敏己	道丹 良夫
〃	〃	大磯 幸男
〃	〃	西川 單一
〃	〃	中村 敏則
〃	〃	大場 兼行
〃	〃	松尾 雄二
〃	〃	佐々木 幹彦
〃	〃	橋 裕一
〃	〃	井上 良治
〃	〃	前田 利英
〃	〃	板倉 易久
〃	〃	下岡 力
〃	〃	河野 由子
〃	〃	沼田 常雄
〃	〃	前田 新
〃	〃	宮西 宗憲
〃	〃	筒井 徳夫

建設局緑地課勤務を命ずる
河野 辰男

保健所衛生課勤務を命ずる
堀井 稻雄

主事に補する
技術員 滝本 鶴一

保健所衛生課勤務を命ずる
事務員 多田 廣

警察監視員を免する
事務員 國安 榮

性病予防吏員を免する
事務員 遠茂谷 政人

環状衛生監視員を免する
事務員 沖 清

廣島市技術吏員に任命する
山手 光

技手に補する
事務員 野村 宗

廣島市事務吏員に任命する
主事に補する

厚生局労働課係長を命ずる
昭和二十六年七月十日

總務局總務課文書係長を命ずる
昭和二十六年七月十日

廣島市技術吏員に任命する
技手に補する

水道局施設課勤務を命ずる
白石 賢三

廣島市技術吏員に任命する
技手に補する
水道局給水課勤務を命ずる
昭和二十六年七月十一日
木村 尙文

建設局緑地課長を免する
技師に補する
建設局緑地課長を命ずる
昭和二十六年七月十二日
大礫 幸男

建設局管財課勤務を命ずる
昭和二十六年七月十二日
寺崎 幸助

廣島市事務吏員に任命する
主事に補する
厚生局労働課長を命ずる
昭和二十六年七月十三日
原田 二郎

建設局總務課係長を命ずる
昭和二十六年七月十三日
谷口 次六

厚生局労働課長事務取扱を免する
昭和二十六年七月十三日
丹羽 謙順

◎ 雜 報

廣島市技術吏員に任命する
技手に補する
昭和二十六年七月一日(各通)

市長室兼務を命ずる
技術員 新谷 喜城

總務局戸籍課勤務を命ずる
事務員 野田 正春

昭和二十六年七月一日(各通)

廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
事務員 長 直通

厚生局衛生課勤務を命ずる
事務員 三上 明保

昭和二十六年七月一日

總務局財務課長を命ずる
事務員 岡本 常夫

産業局商工課係長を命ずる
事務員 桑原 茂

厚生局労働課係長を命ずる
事務員 秋山 福一

建設局緑地課係長を命ずる
事務員 岩本 恒雄

建設局住宅課工事係長を命ずる
技術員 藤本 初夫

水道局經理課經理係長を命ずる
事務員 春川 一夫

保健所總務課係長を命ずる
主事に補する
事務員 土井 清

建設局計画課勤務を命ずる
事務員 野田 正春

建設局管財課勤務を命ずる
技術員 河村 正三

建設局土木課勤務を命ずる
技術員 宮崎 正志

建設局緑地課勤務を命ずる
昭和二十六年七月六日
技術員 淺地 廣

建設局緑地課勤務を命ずる
事務員 谷本 俊幸

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 渡部 倉一

建設局下水課勤務を命ずる
技術員 渡邊 重一

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 藤井 四郎

建設局緑地課勤務を命ずる
事務員 沼田 常雄

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 抽川 唯雄

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 植野 群三

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 永江 政雄

建設局住宅課勤務を命ずる
事務員 前田 日吉

東部復興事務所補償課勤務を命ずる
技術員 岸崎 達司

厚生局労働課勤務を命ずる
事務員 河内 金次郎

中央卸賣市場管理課勤務を命ずる
事務員 吉村 義美

園藝指導所勤務を命ずる
事務員 三宅 繁美

昭和二十六年七月六日
事務員 十川 修

厚生局労働課勤務を命ずる
事務員 坂本 美代子

厚生局労働課勤務を命ずる
事務員 宮島 清人

尾長出張所長を命ずる
事務員 三浦 益登

西隣保備所長を命ずる
事務員 岩原 和一

觀音川渡所勤務を命ずる
事務員 藤原 和一

第五民生委員事務所事務所長兼務を命ずる
事務員 喜多 輝子

第五民生委員事務所事務所長兼務を命ずる
事務員 岩原 和一

總務局調査課勤務を命ずる
事務員 藤原 勇

厚生局労働課勤務を命ずる
事務員 池田 將

市長室勤務を命ずる
事務員 織田 公明

東部復興事務所補償課勤務を命ずる
事務員 菅田 政雄

事務員 本川 滿康

出張所管区域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年七月一日現在)

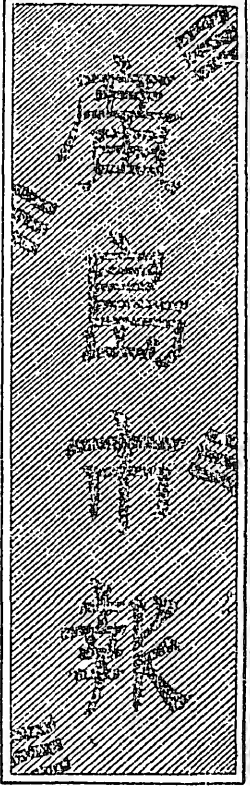
出張所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	八、八四四	△	二、三三三	△
尾長	一三、一七七	△	三、〇〇〇	△
青島	九、六六八	△	二、四四四	△
段原	三、〇〇〇	△	七、七七七	△
比治山	一六、九三三	△	四、五五五	△
仁保	五、七七七	△	一、二二二	△
大河	一一、一〇〇	△	二、七七八	△
皆實	一六、四四四	△	四、〇〇〇	△
宇品	三三、九二二	△	六、六六六	△
宇島	三三、三三三	△	五、〇〇〇	△
基町	二七、七七七	△	七、二二二	△
中央	三六、〇〇〇	△	九、九九九	△
十日市	二〇、八八八	△	五、五五五	△
舟入	一三、四四四	△	三、三三三	△
觀音	一八、九二二	△	四、六六六	△
己斐	一七、七七七	△	四、八八八	△
三條	一七、二二二	△	四、四四四	△
草津	一七、七七八	△	五、五五五	△
計	三三三、七七八	△	一〇〇、〇〇〇	△

戸籍上の市勢 (昭和二十六年六月分)

種別	件数	同上		前年同月分	増減
		最大	最小		
婚姻	二〇四	二二四	一八〇	二〇四	二七
離婚	一四七	一四七	一四七	一四七	一三
出生計	二五〇	二七〇	二三〇	二五〇	二二
男	一三〇	一四〇	一二〇	一三〇	一三
女	一二〇	一三〇	一一〇	一二〇	九
死亡計	一八八	二〇〇	一七〇	一八八	一八
男	九二	一〇〇	八〇	九二	一〇
女	九六	一〇〇	九〇	九六	八
寄留届	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	二
出寄留届	一九二	一九二	一九二	一九二	一
謄抄本請求	五、七六	五、七六	五、七六	五、七六	一
印鑑届	八九六	八九六	八九六	八九六	一
印鑑照査	三、五九	三、五九	三、五九	三、五九	一
身分證明	三、八五	三、八五	三、八五	三、八五	一
戸籍閲覧	三二七	三二七	三二七	三二七	一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ部送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分で、その他は二十六日分で計算したもの

發行所 廣島市役所



No. 64

昭和二十六年
八月二十日發行
(月曜日)

發行人 廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

電話
中二三二一 三五五
中三一〇六 六五五
中三三〇九 四九四
中三三九一 五五五
中三三九二 五六六
中三三九三 五七七
中三三九四 五八八
中三三九五 五九九
中三三九六 六〇〇
中三三九七 六一一
中三三九八 六二二
中三三九九 六三三
中三三九九 六四四
中三三九九 六五五
中三三九九 六六六
中三三九九 六七七
中三三九九 六八八
中三三九九 六九九

(市會事務局)
(秘書課)
(會計課)

【目次】

昭和二十六年度における廣島市職員に對する夏期手当の支給に關する例制定	一
廣島市公平委員會設置條例制定	二
廣島市職員定數條例の一部改正	二
職員の分限に關する手続及び効果に關する條例制定	二
職員の懲戒の手續及び効果に關する條例制定	三
廣島市報知並びに費用給償條例の一部改正	三
廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部改正	三
廣島市職員公務災害補償條例制定	三
職員の特殊勤務手当に關する條例制定	二
廣島市々内出張手当支給條例の一部改正	二
職員の時給時間及び休暇等に關する條例制定	二
廣島市消防團員公務災害補償條例制定	三
廣島市消防團の任免、給與服務に關する條例制定	三
廣島市警査委員條例全文改正	六
廣島市警察院例制定	六
廣島市警察院使用料及び手数料條例制定	七
廣島市衛生園條例制定	七
廣島市保健院條例制定	七
廣島市工務局設置委員條例制定	六

規 則

廣島市被服貸與規則の一部改正	一九
廣島市消防職員証票規則制定	一九
廣島市々營住宅入居者證審查會議規則の一部改正	一九
廣島市々算決算及び會計規則の一部改正	一九
昭和二十六年度における廣島市職員に對する夏期手当の支給に關する條例施行規則制定	二
廣島市消防團員公務災害補償會規則制定	二
廣島市消防團管理規則制定	二
廣島市衛生園管理規則制定	三
廣島市警察院使用料及び手数料條例施行規則制定	三
廣島市保健院管理規則制定	三
廣島市手数料規則の一部改正	三
廣島市保育園條例施行規則の一部改正	三
廣島市々内出張手当支給條例施行規則の一部改正	三

公 平 委 員 會 規 則

廣島市公平委員會規程制定	二五
廣島市公平委員會事務人員取締規則制定	二五
勤務條件に關する掛號の要求に關する規則制定	二六
不利處分に關する審査に關する規則制定	二六
八月定例市議會招集について	二六

訓 令

廣島市公平委員會處務規程制定	二五
廣島市役所事務決裁規程制定	二五
警察本部長並びに消防局長専決規程制定	二五
工務局長専決規程制定	二五
廣島市公平委員會處務規程制定	二五
辭 令	二六
雜 報	二六
八月定例市議會決議事件について	二六
出張所管區域別人口及び世帯狀況	二六
戸籍上の市勢	二六

◎ 條 例

昭和二十六年度における廣島市職員に對する夏期手当の支給に關する條例をここに公布する。

廣島市長 濱 井 信 三
昭和二十六年八月十日

廣島市條例第十三號

昭和二十六年度における廣島市職員に對する夏期手当の支給に關する條例

- 夏期手当の支給
第一條 本市の職員(常時勤務に服さない者であつて、市長の定めるものを除く。以下「職員」という。)であつて、この條例施行の際現在に職する者に對しては、昭和二十六年度に限り、夏期手当を支給する。
(夏期手当の額)
第二條 夏期手当の額は、職員の給與月額(給與が日額で定められている者にあつては、その日額)に、その者の昭和二十六年一月一日よりこの條例施行の日までにおける在職期間に應じて、左の各號に掲げる割合(日數)を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月以上の場合 十分の二(四日)
二 在職期間が六月未満の場合 十分の一(二日)
前項の給與月額は、この條例施行の日において受けるべき左の各號に掲げる額とする。
一 一般職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十一號)の適用を受ける職員
同條例に規定する給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額
二 特別職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十一號)の適用を受ける職員
同條例に規定する給料、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額
三 前二號に掲げる以外の職員、市長の定める額
(支給の細目)
第三條 前條第二項に規定するものの外、在職期間の計算

方法その他夏期手当の支給に關し必要な細目は、市長が定める。
附 則
1 この條例は、公布の日から施行する。
2 給與が日額で定められているものに對しては、第二條第一項に定める手当の額に相當する金額を「賃金の増給」として支給するものとする。
廣島市公平委員會設置條例をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十四號

廣島市公平委員會設置條例
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號)第七條第三項の規定に基き、廣島市公平委員會を設置する。
附 則
この條例は、公布の日から施行する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十五號

廣島市職員定數條例の一部を改正する條例
廣島市職員定數條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十九號)の一部を次のように改正する。
第一條中「この條例は」の下に「常時勤務する」を加える。
第二條第十一號を次のように改める。
教育委員會の所管に「吏員相當職員 二一五人
十一 屬する學校その他の」その他の職員 二七七人
計
第二條中第十一號の次に次の一號を加え「計三、一八九

人」を「合計三、一九四人」に改める。
十二 公平委員會の事務部局 吏員相當職員
その他の職員
計
附 則
この條例は、公布の日から施行する。
職員の分限に關する手續及び効果に關する條例をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十六號

職員の分限に關する手續及び効果に關する條例
(この條例の目的)
第一條 この條例は、地方公務員法 昭和二十五年法律第二百六十一號。以下「法」という。)第二十八條第三項の規定に基き、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に關し規定することを目的とする。
(降任、免職及び休職の手續)
第二條 任命権者は、法第二十八條第一項第二號の規定に該當するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同條第二項第一號の規定に該當するものとして職員を休職する場合においては、醫師を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。
2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の處分は、その旨を記載した書面を當該職員に交付して行わなければならない。
(休職の効果)
第三條 法第二十八條第二項第一號の規定に該當する場合における休職の期間は、三年をこえない範圍内において、休養を要する程度に應じ、個々の場合について、任命権者が定める。
2 前項の規定により定められた休職の期間が三年に満たない

場合には、その休職を發令した日から引續き三年をこえない範圍内において、これを更新することができる。
3 任命権者は、前二項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。
4 法第二十八條第二項第二號の規定に該當する場合における休職の期間は、當該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
第四條 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
2 休職者は、休職の期間中、いかなる給與も支給されない。
(この條例の實施に關し必要な事項)
第五條 この條例の實施に關し必要な事項は、廣島市規則で定める。

附 則
この條例は、昭和二十六年八月十三日から施行する。

- 左に掲げる條例は、廢止する。
廣島市消防職員の任免、服務等に關する條例(昭和二十三年三月二日廣島市條例第四十一號)
廣島市消防職員分限條例(昭和二十四年二月三日廣島市條例第七十號)
一般職の職員の給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二號)の一部を次のように改正する。
第十三條第三項を削る。
廣島市警察條例(昭和二十四年十一月三十一日廣島市條例第六十二號)の一部を次のように改正する。
第十五條から第二十四條までを削り、第二十五條から第十五條とし、以下順次繰り上げる。
職員の懲戒の手續及び効果に關する條例をここに公布する。

廣島市條例第十七號

職員の懲戒の手續及び効果に關する條例
(この條例の目的)
第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一號。以下「法」という。)第二十九條第二項の規定に基き、職員の懲戒の手續及び効果に關し規定することを目的とする。
(懲戒の手續)
第二條 戒告、減給、停職又は懲戒處分としての免職の處分は、その旨を記載した書面を當該職員に交付して行わなければならない。
(減給の効果)
第三條 減給は、一日以上六月以下給料及びこれに對する勤務地手当の合計額の十分の一以下を減するものとする。
(停職の効果)
第四條 停職の期間は、一日以上六月以下とする。
2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
3 停職者は、停職の期間中、いかなる給與も支給されない。
(この條例の實施に關し必要な事項)
第五條 この條例の實施に關し必要な事項は、廣島市規則で定める。

附 則
この條例は、昭和二十六年八月十三日から施行する。

- この條例は、昭和二十六年八月十三日から施行する。
廣島市消防職員懲戒條例(昭和二十四年三月七日廣島市條例第七十六號)は、廢止する。
廣島市報關並びに費用辨償條例の一部を改正する條例をここに公布する。

廣島市條例第十八號

廣島市報關並びに費用辨償條例の一部を改正する條例
廣島市報關並びに費用辨償條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十號)の一部を次のように改正する。
第一條中「市議會議員の中から選任された監査委員」の下に「公平委員會委員」を加える。
第二條中「監査委員」の欄の次に次の一欄を加える。
公平委員會委員 月額 三千円
第五條中「監査委員」の欄の次に次の一欄を加える。
公平委員會委員 一日につき六百円、月額 二千円
第六條中「廣島市職員給與條例」を「一般職の職員の給與に關する條例」に改める。
附 則
この條例は、公布の日から施行する。
廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第十九號

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例
廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例(昭和二十四年四月二十八日廣島市條例第二十七號)の一部を次のように改正する。
第二條を次のように改める。
(吏員)
第二條 この條例で「吏員」とは、左の各號に掲げる職員又は職員であつた者をいう。
一 市長、助役、収入役、學識経験を有する者の中から

廣島市職員公務災害補償條例

- 第一章 總則 (第一條—第五條)
- 第二章 補償 (第六條—第十九條)
- 第三章 遺族補償 (第二十條—第二十二條)
- 第四章 雜則 (第二十三條—第二十五條)

第一章 總則

(この條例の目的)
 第一條 この條例は、本市職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくははけい疾をなつた場合において、その公務上の災害に對する補償に關する事項を定めることを目的とする。

第二章 補償

第二條 市の各機關(以下「實施機關」という。)は、この條例及びこの條例の規定に基き規則で定める範圍内において、この條例に定める、補償の實施の責に任ずる。

第三章 遺族補償

第三條 この條例で「平均給與額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故發生の日又は診断によつて疾病の發見が確定した日の屬する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間)にその職員に對して支拂われた給與の總額を、その期間の總日數で除して得た金額をいう。

廣島市職員公務災害補償條例

- 第一章 總則 (第一條—第五條)
- 第二章 補償 (第六條—第十九條)
- 第三章 遺族補償 (第二十條—第二十二條)
- 第四章 雜則 (第二十三條—第二十五條)

第二章 補償

第六條 補償の種類は、左に掲げるものとする。
 一 療養補償
 二 休業補償
 三 療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合において、市は、打切補償として平均給與額の千二百百分に相當する金額を支給することができる。

第三章 遺族補償

第七條 職員が公務上死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に對して、葬祭補償として、平均給與額の六十百分に相當する金額を支給する。

第四章 雜則

第十八條 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十條、障害補償又は第十二條 遺族補償の規定による補償として、同條の規定にかかわらず平均給與額に別表第二に定める日數を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

廣島市職員公務災害補償條例

- 第一章 總則 (第一條—第五條)
- 第二章 補償 (第六條—第十九條)
- 第三章 遺族補償 (第二十條—第二十二條)
- 第四章 雜則 (第二十三條—第二十五條)

第二章 補償

第九條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給與の實施を行つた場合には、市長は、その是正のため必要な指示を行つることができる。

第三章 遺族補償

第十條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、同表に定める障害の等級に應じ、平均給與額に同表に定める日數を乗じて得た金額を支給する。

第四章 雜則

第十四條 遺族補償を受けるべき同順位者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行ふものとする。

る者は、公平委員会規則に定める手続に従い、公平委員会に對し、審査の請求をすることができ、

2 前項の請求があつたときは、公平委員会は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る賞状欄に通知しなければならない。

第四章 雑 則

(報告、出頭等)

第二十一條 公平委員会又は賞状欄は、審査又は補償の實施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の關係人に對して、報告をさせ、文書を出させ、出頭を命じ、醫師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者には、地方自治法第二百七條による費用弁償額及び支給法條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第十二號)の規定を準用して、旅費を支給することができる。

(立入検査等)

第二十二條 公平委員会又は賞状欄は、審査又は補償の實施のため必要があると認めるときは、その職員に、公務上災害を受けた職員の勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の關係人に對して質問させることができる。

2 前項の規定により公平委員会又は賞状欄の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

(時 効)

第二十三條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けるべき者が、この期間經過後その補償を請求した場合において、賞状欄が第五條の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に歸すべき事由以外の事由によつて通知することができなかったことを立証して、

きない場合には、この限りでない。

附 則

(この條例の適用)

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

(経過規定)

2 職員に係る補償で、この條例施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。

3 公平委員会が設置せられるまでの間は、この條例中「公平委員会」とあるは「市長」と、「公平委員会」規則とあるは「廣島市規則」と、それぞれ読み替へるものとする。

(他の條例の改正)

別表 第一

身体障害等級表

等 級	日 数	身 体 障 害
第一級	一、三四〇	一 兩眼が失明したもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第二級	一、一九〇	一 兩眼が失明し、他眼の視力が〇・二以下になつたもの 二 兩上肢を腕關節以上で失つたもの 三 兩下肢を足關節以上で失つたもの 四 精神に著しい障害を發したるもの 五 半身不遂を發したるもの 六 上肢をひざ關節以上で失つたもの 七 下肢をひざ關節以上で失つたもの 八 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの 九 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの
第三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 兩上肢を腕關節以上で失つたもの 三 兩下肢を足關節以上で失つたもの 四 精神に著しい障害を發したるもの 五 半身不遂を發したるもの 六 上肢をひざ關節以上で失つたもの 七 下肢をひざ關節以上で失つたもの 八 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの 九 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの

4 廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例(昭和二十四年四月二十八日廣島市條例第二十七號)の一部を次のように改正する。

第十七條第六號中「廣島市公務災害補償規則第五號」を「廣島市職員公務災害補償條例(昭和二十六年 月 日 廣島市條例第 號)第十條」に、「同規則第十四條」を「同條例第十九條」に改める。

第二十五條第二號中「廣島市公務災害補償規則第六號」を「廣島市職員公務災害補償條例第十二條」に、「同規則第十四條」を「同條例第十九條」に改める。

第二十九條中「廣島市公務災害補償規則第五號若しくは第六號」を「廣島市職員公務災害補償條例第十條若しくは第十二條」に、「同規則第十四條」を「同條例第十九條」に改める。

第四級	九二〇	一 兩眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 兩上肢を腕關節以上で失つたもの 三 兩下肢を足關節以上で失つたもの 四 精神に著しい障害を發したるもの 五 半身不遂を發したるもの 六 上肢をひざ關節以上で失つたもの 七 下肢をひざ關節以上で失つたもの 八 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの 九 一上肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの
第六級	六七〇	一 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第七級	五六〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第八級	四五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの

第九級	三五〇	一 兩眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第一〇級	二七〇	一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの
第一一級	二〇〇	一 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 精神に著しい障害を發したるもの 三 半身不遂を發したるもの 四 上肢をひざ關節以上で失つたもの 五 下肢をひざ關節以上で失つたもの 六 兩上肢の用を全廢したもの 七 兩下肢の用を全廢したもの 八 兩上肢の用を全廢し、かつ一上肢の用を全廢したもの 九 兩下肢の用を全廢し、かつ一下肢の用を全廢したもの

第一二級 一四〇 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの

第一三級 九〇 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの

第一四級 五〇 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの

別表第二 分割補償表. Table with columns for injury type (e.g., vision, hearing), degree of injury, and compensation amount.

職員の特殊勤務手当に関する條例をここに公布する。 昭和二十六年八月十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第二十一號 職員の特殊勤務手当に関する條例 (この條例の目的及び効力)

第十四条 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年八月一日から適用する。但し、第三條の規定は、昭和二十六年六月一日から適用する。

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)第一條第四項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

第二條 特殊勤務手当は、左の通りとする。 一 市事務従事職員の特殊勤務手当

廣島市條例第二十二號 廣島市内出張手当支給條例の一部を改正する條例 廣島市長 濱井信三

題名中「手当」を「旅費」に改める。
 第一條中「出張手当」を「出張旅費」に改める。
 第二條を次のように改める。
 第二條 前條に規定する「職員」とは、本市に勤務する常勤の職員をいう。
 第三條中「出張手当」を「出張旅費」に改める。
 第四條中「月額手当」を「月額旅費」に改める。
 第四條の次に次の一條を加える。
 第四條之二 税務主管課の職員で市税の徴收若しくは滞納處分又はこれらの事務補助のため五時間以上出張するものについては、前二條の規定にかかわらず一日につき八千円を支給する。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年六月一日から適用する。
 職員の勤務時間及び休暇等に関する條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十三號

職員の勤務時間及び休暇等に関する條例

（この條例の目的）

第一條 この條例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第二十四條第六項の規定に基き、職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間）

第二條 職員の勤務時間は、一週間に於いて四十時間を下らず、四十八時間をこえない範囲内において、廣島市規則で定める。

2 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項の規則で定められた勤務時間により難いもの

があるを認める場合においては、市長の承認を得て、前項の規定する時間の範囲内において、その勤務時間を變更することができる。
 3 前二項に規定する勤務時間の割振は、任命権者が月曜日から土曜日まで六日間において行うものとする。但し、特別の勤務に従事する職員については、この限りでない。
 （勤務を要しない日及び休憩時間）
 第三條 日曜日は、勤務を要しない日とする。
 2 任命権者は、一日の勤務時間が六時間をこえる場合において四十五分、八時間をこえる場合においては一時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。
 3 勤務条件の特殊性により第一項又は前項の規定により難いときは、任命権者は、市長の承認を得て勤務を要しない日又は休憩時間につき別段の定めをすることができる。
 （休息時間）
 第四條 任命権は、所定の勤務時間のうちに、市長の定めする基準に従い、休憩時間を置くものとする。
 （休日）
 第五條 國民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八號）及び廣島市役所事務休日條例（昭和二十二年七月三十一日廣島市條例第十四號）に規定する日は、休日とする。
 （休暇）
 第六條 職員は、この條例及びこれに基く規則に従い、任命権者又はその委任を受けた者（以下「所屬長」という。）の承認を得て、有給又は無給の休暇を受けることができる。
 第七條 職員は、所屬長の承認を得て一年につき二十日をこえない範囲内で有給休暇を繼續し、又は分割して受けることができる。
 2 職員は、病氣その他特別の事由があるときは、前項の

規定にかかわらず、廣島市規則の定めるところにより、所屬長の承認を得て有給休暇を受けることができる。
 （無給休暇）
 第八條 職員団体の業務にもつづら従事する職員に關する條例（昭和二十六年三月三十日廣島市條例第五十六號）による専従休暇の期間は、無給休暇とする。
 （非常勤職員の勤務時間及び休暇）
 第九條 非常勤職員の勤務時間及び休暇は、市長の定めする基準に従い、任命権者が定める。
 （この條例の施行に關し必要な事項）
 第十條 この條例の施行に關し必要な事項は、廣島市規則で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。
 2 第二條第一項中「四十八時間をこえない」とあるは、警察職員及び消防職員に關しは「四週間に通じ一日十時間、一週間六十時間をこえない」と、病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業に従事する職員に關しては「一日について九時間、一週間について五十四時間をこえない」とを讀み替えるものとする。
 廣島市消防團員公務災害補償條例をここに公布する。
 昭和二十六年八月十一日
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十四號

廣島市消防團員公務災害補償條例

第一章 總 則

（目的）

第一條 この條例は消防組織法第十五條の四規定に基き非常勤の消防團員（以下「團員」という。）が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疲疾となつた場合（以下「公務上の災害」という。）その公務上の

災害に對する補償（以下「補償」という。）を行ふことを目的とする。

（實施機關）

第二條 市はこの條例に定める補償の實施の責に任ずる。

（平均給與額）

第三條 この條例で「平均給與額」とは當該團員が一般職の職員の給與に關する條例（昭和二十六年三月三十日條例第六十二號）別表第二（特別給料表）の號給のうち左の各號に掲ぐる號給を受ける者ごみなし、同條例の規定に基き支給されるべき給料、勤務地手当及び負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の發生が確定した日において有した扶養親族を基準とする扶養手当の月額額の合計額の三十分の一をいう。

一 團長及び副團長 五級一號

二 分團長及び副支部長 四級一號

三 班長及び前二號に掲げる者以外の團員 三給一號

市長は、當該團員の勤務期間が長期にわたる場合その他特別の事情がある場合は、前項各號に掲げる號給の五號上位まで號給を受けるものとみなすことができる。
 （補償を受ける権利）
 第四條 團員が離職した場合においても補償を受ける権利は影響を受けない。
 2 補償を受ける権利は、讓渡又は擔保に供してはならない。
 第五條 團員が公務上の災害を受けた場合においては、市は補償を受けるべき者に對してその者がこの條例によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならぬ。

第二章 補 償

（補償の種類）

第六條 補償の種類は左に掲げるものとする。
 一 葬祭補償
 二 休業補償

三 障害補償
 四 遺族補償
 五 葬祭補償
 六 打切補償
 （療養補償）
 第七條 團員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、市は、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。
 第八條 前條の規定による療養の範囲は左に掲げるものであつて療養上相當と認められるものとする。
 一 診 療
 二 薬劑又は治療材料の支給
 三 處置手筈その他の治療
 四 病院又は診療所への收容
 五 看護（醫師の請求により又は予め市長の承認を経て看護人をつけた場合に限る）
 六 移 送
 （休業補償）
 第九條 團員が公務上負傷し又は疾病にかかり、なかつた収入を得ることができない場合は市は休業補償としてその収入を得ることができない期間につき、平均給與額の百分の六十に相當する金額を支給する。
 （障害補償）
 第十條 團員が公務上負傷し又は疾病にかかり、なかつたとき、別表に定める程度の身体障害が存在する場合においては市は障害補償として同表に定める障害の等級に應じ、平均給與額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。
 2 同表に定める程度の身体障害が二つ以上ある場合の身体障害の等級は重い身体障害に應ずる等級による。
 3 左に掲げる場合の身体障害の等級は左の各號のうち團員に最も有利なものによる。
 一 第十三級以上に該當する身体障害が二つ以上ある場合には前項の規定による等級の二級以上の等級
 二 第八級以上に該當する身体障害が二つ以上ある場合

には前項の規定による等級の二級以上の等級

には前項の規定による等級の三級以上の等級
 4 前項の規定による障害補償の金額は、各々身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。
 5 既に身体障害ある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差引いた金額の障害補償を行う。
 （休業補償及び障害補償の例外）
 第十一條 團員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、之は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。
 （遺族補償）
 第十二條 團員が公務上死亡した場合において市は、遺族補償として、團員の遺族に對して平均給與額の千日分に相當する金額を支給する。
 第十三條 前條に規定する團員の遺族は、左の各號に掲げる者とする。
 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、團員の死亡當時事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）
 二 子、父母、孫及び祖父母で、團員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの。
 三 前號に掲げる者の外團員の死亡當時主としてその収入により生計を維持していたもの。
 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前二號に該當しないもの。
 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各號の順位により、同項第二號又は第四號に掲げる者のうちにあつてはそれぞれ當該各號に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし養父母を後にする。
 團員が遺棄又はその者の所屬より市長に對する予告で、第一項第三號及び第四號に掲げる者のうち特に指定し

た者があるときは、その指定された者は、第一項第三號及第四號に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十四條 遺族補償を受けるべき同順位者が二人以上ある場合においては、遺族補償はその人数によつて等分して行うものとする。

第十五條 團員が公務上死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に對して、葬祭補償として平均給與額の六日分に相當する金額を支給する。

第十六條 第七條の規定によつて補償を受ける團員が療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、市は、打切補償として平均給與額の千二百日分に相當する金額を支給することができる。

第十九條 前條に定められるものを除く外、審査會に關して必要な事項は規則で定める。

第二十一條 この條例の施行に關し必要な事項は市長が定める。

身体障害等級表

Table with 4 columns: 等級 (Grade), 身體 (Body), 障害 (Disability), 備考 (Remarks). It lists various physical disabilities and their corresponding compensation grades.

第六級 (労働基準法第十二條の平均賃金の六〇日分)

第七級 (労働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分)

第八級 (労働基準法第十二條の平均賃金の四〇日分)

第九級 (労働基準法第十二條の平均賃金の三〇日分)

第十級 (労働基準法第十二條の平均賃金の二〇日分)

第十一級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一〇日分)

第十二級 (労働基準法第十二條の平均賃金の五日分)

第十三級 (労働基準法第十二條の平均賃金の三日分)

第十四級 (労働基準法第十二條の平均賃金の二日分)

第十五級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一日分)

Table with 4 columns: 等級 (Grade), 身體 (Body), 障害 (Disability), 備考 (Remarks). It lists various physical disabilities and their corresponding compensation grades.

第一四 級

(労働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分)

- 一〇九八 一 下肢を一センチメートル以上短縮したものを
- 一〇九七 一 足の第三趾以下の用を廢したものを、第二趾を併せ二趾の用を廢したものを又は第三趾以下の三趾の用を廢したものを
- 一〇九六 一 眼のまぶたの一部に欠損を殘したものを、又はまぶたはげを殘したものを
- 一〇九五 一 三指以上の指の指節に欠損を殘したものを
- 一〇九四 一 上肢の露出面にてのひら大の醜いあこを殘したものを
- 一〇九三 一 下肢の露出面にてのひら大の醜いあこを殘したものを
- 一〇九二 一 手の母指及び示指以外の指の指節の一部を失つたものを
- 一〇九一 一 手の母指及び示指以外の指の指節を屈伸することができなくなつたものを
- 一〇九〇 一 足の第三趾以下の指の指節を屈伸することができなくなつたものを
- 一〇八九 一 局部に神經症候を殘したものを
- 一〇八八 一 局部に神經症候を殘したものを

備考

- 一 視力の測定は萬國式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二 指を失つたものは指節は指節節その他の指は第一指節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廢したものは指の末節の半分以上を失い又は掌指關節若しくは第一指節、母指にあつては指關節)に著しい運動障害を殘したものをいふ。
- 四 趾を失つたものはその全部を失つたものをいふ。
- 五 趾の用を廢したものは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末節以上を失つたもの又は趾趾關節若しくは第一趾關節(第一趾にあつては趾關節)に著しい運動障害を殘したものをいふ。

廣島市消防團の任免、給與服務に關する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十五號

廣島市消防團の任免、給與服務に關する條例の一部を改正する條例

廣島市消防團の任免、給與服務に關する條例(昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十五號)の一部を次のように改正する。

第四條を次のよう改める。

- 第四條 團員はその設置域内の住民で左に掲げる條件を備へたる者の中から市長の承認を得て團長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。
- 一 年令十八才以上の者
- 二 身体強健で素行善良な者
- 第七條乃至第十條を次のように改める。
- 第七條 次条のよう改める。
- 第十三條を削除する。

この條例は公布の日から施行する。

廣島市監査委員條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十六號

廣島市監査委員條例

廣島市監査委員條例(昭和二十二年七月二十八日條例第八號)の全部を次のように改正する。

- 第一條 本市に監査委員四名を置く。
- 第二條 監査委員は、法令に規定するものの外、この條例に定めることにより職務を行う。

第三條 地方自治法第九十九條第二項による定期監査は毎年十月これを行う。

第四條 地方自治法第二百四十四條第一項の規定による定例の出納検査は毎月二十日にこれを行う、但し、この日が休日に當るときはその翌日とする。

第五條 監査委員は地方自治法施行令第七十條の規定による収入役の行う検査に立會しなければならぬ。

第六條 監査委員は必要がある認めるときは、市長に對し職務執行上必要な説明、報告、又は調書の提出を求めることが出来る。

第七條 前條の規定は議會事務局、選舉管理委員會、公安委員會、教育委員會、その他法令又は條例に基く委員會に準用する。

第八條 監査委員の行う公表は廣島市公告式條例を準用する。

第九條 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

書記の定数は廣島市職員定數條例の定めるところによる。

第十條 この條例に定めるものの外、職務執行に關し必要な事項は監査委員がこれを定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市產院條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十七號

廣島市產院條例

第一條 兒童福祉法(昭和二十二年十二月二十二日法律第六十四號)第三十五條第二項の規定による助産施設とし

て、本市に廣島市產院(以下「本院」という。)を設置する。

第二條 本院は、廣島市に居住する妊産婦で兒童福祉法の適用を受ける者を收容し、入院助産を行うことを目的とする。

第三條 本院は、廣島市宇品町一、一三四番地に置く。

第四條 本院は、第二條の目的を達成するため、左の事業を行う。

一 兒童福祉法の適用を受ける妊産婦の入院及び助産。

二 その他市長の必要と認める妊産婦の入院及び助産。

(使用料及び手数料)

第五條 本院の使用料及び手数料については、兒童福祉法によるものは、その定める所に従い、その他のものについては、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號(健康保險法及び船員保險法の規定による養老を要する費用の額の算定方法)に規定する金額の範囲内において、市長がこれを徴収する。

(職員)

第六條 本院は、厚生大臣の定める最底基準に従い、必要な職員を置く。

(市長への委任)

第六條 この條例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市養老院條例(昭和二十六年二月五日廣島市條例第五十號)は廢止する。

廣島市養老院條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十九號

廣島市養老院條例

第一條 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)第三十八條第一項の養老施設として廣島市養老院(以下「本院」という。)を設置する。

(目的)

第二條 本院は、廣島市に居住する生活保護法の適用を受ける者若しくは收容し、生活扶助を行うことを目的とする。

(位置)

第二條 本院は廣島市宇品町一、二〇〇番地に置く。

(職員)

第三條 本院は掃蕪法及び厚生大臣の定める最底基準に従い必要な人員を置く。

(使用料及び手数料)

第四條 本院の使用料及び手数料は昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による養老を要する費用の額の算定方法」に規定する金額の範囲内においてこれを徴収する。

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二十八號

廣島市產院使用料及び手数料條例をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱 井 信 三

(市長への委任)
第五條 この條例施行に關し、必要な事項は市長が定め

附則
1 この條例は、公布の日から施行する。
2 廣島市保健院條例(昭和二十五年十一月十日條例第

廣島市工場設置條例をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十一號

廣島市工場設置條例

第一條 本市は、産業の興隆に寄與する工場を設置又は増
設する者に對し、この條例の定めるところにより獎勵金
の交付又はその他の援助により事業の育成助長を圖るも
のとする。

第二條 獎勵金は市長が必要と認める事業のため、左の
各號の一に該當する工場を、本市に設置又は増設する者
につき、これを交付することが出来る。

一 投資額

五百万円以上

一 常時使用する工員數

五十人以上

第三條 獎勵金の額は、當該工場に對する市民税及び固定
資産税の合算額を限度として市長が定める。

第四條 獎勵金の交付期間は、事業開始より三年までとす
る。但し事業の性質上、特に市長が必要と認めるときは
五年まで延長することができる。

第五條 市長が必要と認める工場に對しては、その設置に
必要なる上水道、下水道、道路等の諸施設の整備に對し
援助することが出来る。

第六條 この條例の利益を受けようとする者は、事業開始
の日から三箇月以内に次の事項を記載した申請書を提出
しなければならない。

一 工場の所在地
二 營業所又は事務所の所在地
三 事業主体の名稱(法人は定款及び登記謄本)

四 事業計画
五 投資額
六 常時使用する工員數
七 工場の建物及び敷地の面積
八 事業開始の年月日

九 その他市長が必要とする事項
第七條 この條例により利益を受ける工場は、第六條の
事項に変更ありたるときは、十日以内にその旨を市長に
届出なければならない。

第八條 この條例により利益を受ける工場が、この條例に
違反し又は不正の行爲があるときは、或は市長が不必要と
認めるときは、この條例の受益を停止し、或は受益額を
當該工場に辨償させることができる。

第九條 第二條乃至第五條及び第八條の適用に關しては、
別に定める委員會議の議を経なければならない。

附則
この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市工場設置委員會條例をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十二號

廣島市工場設置委員會條例

第一條 廣島市工場設置條例の運営を、公正且つ円滑に行
うため、廣島市工場設置委員會(以下「委員會」とい
う。)を設ける。

第二條 委員會は、廣島市工場設置條例第十條の規定によ
り、市長の附議事項に關し、審議答申するものとする。

第三條 委員會は左の委員をもつて組織する。

- 一 市職員 三名
二 市議會議員 四名

三 學識經驗者 四名
2 前項の委員は市長が、これを任命又は委嘱する。
第四條 委員會に、委員長、副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
第五條 委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。
2 任期中辭任した委員の後任者の任期は、前任者の殘任
期間とする。
第六條 委員長は會務を総理する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき
は、その職務を代理する。
3 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長が
あらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。
第七條 委員會は、必要の都度、市長が招集する。
第八條 委員會の會議は、委員三分の二以上の出席がなけ
れば開くことが出来ない。
2 委員會の議事は委員の多數決による。
第九條 委員會に幹事及び書記若干名を置く。
2 幹事及び書記は適當と認めるとき市長が任命又は
委嘱する。
3 幹事及び書記は委員長の命をうけて會務を處理する。
附則
この條例は、公布の日から施行する。
廣島市保育園條例の一部を改正する條例をここに公布す
る。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十三號

廣島市保育園條例の一部を改正する條例

廣島市保育園條例(昭和二十四年八月一日條例 第四〇
號)の一部を次のように改正する。
別表の末尾に六の通り加える。

三條保育園 廣島市楠木町三丁目

規 則

附則
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一
日から適用する。

廣島市被服貸與規則の一部を改正する規則をここに公布
する。
昭和二十六年八月七日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十七號

廣島市被服貸與規則の一部を改正する規則
廣島市被服貸與規則(昭和二十五年一月十六日廣島市規
則第六十三號)の一部を次のように改正する。
別表第一(貸與品目及び使用期間表)中「水道集金員」
の下に「及び水道調査員」を加える。
別表第二第一號中「水道集金員」の次に「水道調査員」
を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
廣島市消防職員證票規則をここに公布する。
昭和二十六年八月七日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十八號

廣島市消防職員證票規則

第一條 消防法第四條第三項による消防職員の立入検査の
場合に示す證票は、本規則に定めるところによる。
第二條 證票は、別記様式形状の通りとする。
第三條 證票は、消防長において必要と認める消防職員に
對してこれを發行する。

規 則

附則
1 この規則は、公布の日から、施行する。
2 廣島市消防職員證票について(昭和二十三年告示
甲第三十九號)は、廢止する。

公 務 之 證



職 名
氏 名
生 年 月 日

地 區 簿 水 色
消 防 徽 章 雪 結 昌 金 色
ハ 卜 銀 色
市 マ ー ク イ ン
公 務 之 證 行 書 金 色
其 他 行 書 黒 色
寸 法 横 九、八 釐
縦 五、八 釐
寫 眞 ロ ケ ッ ト 小 型 添 附

廣島市消防局長 印

廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
昭和二十六年八月七日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十九號

廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正
する規則
廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則(昭和二十四年八
月十二日規則第三十號)の一部を次のように改正する。
第四條第一項に次の但書を加える。
但し、欠員に伴う補充委員の任期は前任者の殘任期間と
する。
第五條中「廣島市第三助役」を「擔任助役」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市予算、決算及び會計規則の一部を改正する規則を

2 廣島市消防職員證票について(昭和二十三年告示甲
第三十九號)は、廢止する。
注 意 事 項
一、本證は他人に貸與してはならない。
二、本證は公務以外にこれを使用してはなら
ない。
三、本證は常に携帯し、立入検査の場合はこれ
を提示して行はなければならない。
四、本證は毀損又は亡失したときは、直ちに所
屬長に届出なければならない。

廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
昭和二十六年八月七日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第二十九號

廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則の一部を改正
する規則
廣島市々々住宅入居者除衛審議會規則(昭和二十四年八
月十二日規則第三十號)の一部を次のように改正する。
第四條第一項に次の但書を加える。
但し、欠員に伴う補充委員の任期は前任者の殘任期間と
する。
第五條中「廣島市第三助役」を「擔任助役」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市予算、決算及び會計規則の一部を改正する規則を

昭和三十二年八月九日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十號
廣島市予算、決算及び會計規則の一部を改正する規則

廣島市予算、決算及び會計規則（昭和二十五年八月十四日廣島市規則第三十七號）の一部を次のように改正する。

第二條第十三條及び第十四條を次のように改める。
（局及び課の意義）
第二條 この規則で局とは、市長に屬する局（局に屬しない室課を含む。）並びに廣島市議會、廣島市選舉管理委員會事務局、廣島市監査事務局及び、廣島市教育委員會をいう。
（財務課長經由）
第十三條 この章で総務局長（送付、合議及び、報告するもの）については、財務課長を経なければならぬ。
（予算調書の提出）
第十四條 局長は、その主管に屬する翌年度歳入歳出予算調書（以下予算調書とす。）（第二號様式）を課別に七通作成し、十一月末日までに、総務局長に送付しななければならない。
教育委員會は、前項に準じ、教育委員會法（昭和二十三年法律第七十號）第五十六條の規定によつて、市長に提出すべき歳入歳出の見積に關する書類を送付しなければならない。
第十五條中「財務課長」を「総務局長」に改める。
第十七條を次のように改める。
第十七條 総務局長は、予算調書及び、關係書類の送付を受けたときは、これを審査の上、一月末日までに歳入歳出予算案を編成し、これに意見を附して市長の決裁を受けなければならない。
第十八條中「主管課長」を「局長」に改める。

第十九條を次のように改める。
第十九條 予算が成立したときは、総務局長はその訓令又は配當に關し市長の決裁を受け、關係局長に、訓令又は配當をするにともなひこれを収入役に通知しなければならない。
2. 前項の場合において調整をする必要があるときは、市長において予算の全部又は一部を留保することがある。
第十九條の次に次の一條を加える。
（予算の執行制限）
第十九條の二 予算中、國の許可又は認可を要するものについては、許可又は認可があるまで市債をもつて財源とするもの、又は財源の一部若しくは全部を、補助金、寄附金、分擔金、その他特定収入に求めるものについて、國の承認を受け、又は収入が確定するまで（寄附金については収入するまで）予算を執行してはならない。
2. 前項の収入が歳入予算より減少するときは、その減少した割合に應じ歳出の執行予算調書（第六號様式）の三）を調整し、市長の決裁を受けなければ、予算を執行してはならない。
3. 局長は、前項の執行予算が確定したときは、収入役に通知しなければならない。
4. 特別の事情によつて第一項、第二項の規定により難いときは、その理由を具して市長の決裁を受けなければならない。
第二十一條の次に次の一條を加える。
（予算に關する會議）
第二十一條の二 次に掲げる事項は、総務局長へ合議しなければならない。
一 主管局に屬する予算の執行を他の局へ委任すること
二 第十九條の二第二項に規定する執行予算に關すること
三 第十九條の二第四項に規定する特別の事情に關すること

四 予算の流用並びに予備費の補充に關すること
五 物件の賣却に關すること
六 寄附金品の採納に關すること
七 負債を伴う土地、家屋、物件等の借入契約に關すること
八 資産又は基金の貸付及び出資に關すること
九 市有財産の貸付又は處分等に關すること
十 食糧費及び交際費の支出に關すること
十一 負擔金、補助金、交付金、助成金及び、寄附金の支出又は交付に關すること
十二 國庫補助金、負擔金等の交付申請並びにこれに指令、通牒に關すること
十三 市經濟に關係のある條例、規則、告示等に關すること
十四 予算外義務負擔に關すること
十五 その他市經濟に關係のある重要又は異例の事項
第二十二條の次に次の一條を加える。
（予算收支状況の報告）
第二十二條の二 局長は毎月予算の收支状況を翌月五日までに予算收支状況調書（第六號様式）の二）により総務局長に報告しなければならない。
第六六條中「主管課長」を「局長」に改める。
第六九條本文中「田納員」の下に「局長」を加え、同條第三號中「主管課長」を「局長及び主管課長」に改める。
第六十九條の次に次の一條を加える。
第六十九條 教育委員會にあつてはこの規則に定める第十號様式から第十六號様式まで、第十八號様式、第二十一號様式から第二十七號様式まで、及び第三十六號様式中「廣島市長」とあるは「教育長」と讀みかえるものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

第六號様式之二
月分歳入歳出予算執行状況調書

項目	歳入		歳出		摘要
	歳入	増減	歳出	増減	
歳入	（△）	（△）	（△）	（△）	
歳出	（△）	（△）	（△）	（△）	

注、摘要欄に附記説明（当月収入（支出）を記載）

第六號様式之三

科目	歳入		歳出		備考
	歳入	増減	歳出	増減	
本年	（△）	（△）	（△）	（△）	
前年	（△）	（△）	（△）	（△）	

昭和二十六年八月十日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十一號
昭和二十六年八月十日
廣島市規則第三十一號

昭和二十六年八月十日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十一號
昭和二十六年八月十日
廣島市規則第三十一號

二 休職若しくは停職中の者
三 職員団体の業務にもつらばら従事するため休暇を與えられてゐる者
四 非常勤職員の職にある者（但し、市議會議員、選挙管理委員會、公安委員及び教育委員（市議會選出を除く。）を除く。）
五 失業対策事業及び公共事業のため公共職業安定所の紹介をうけて日雇い入れられる者
六 二月以内の期間を定めて雇入れられた者。但し、引き続き雇入れられるに至つた者を除く。
七 昭和二十六年一月一日から引き続き欠勤している者
八 無届欠勤引き續三十日以上者
九 前各號に掲げる以外の常時勤務に服することを要しない者で、本市から給料（これに相當する給與を含む。）の支給を受けないもの

（在職期間の計算）
第二條 條例第二條第一項に規定する「在職期間」は歴史による。
（給與月額及び給與日額）
第三條 條例第二條第三項に規定する職員の給與月額及び給與日額は、左の各號に掲げる額とする。
一 市議會議員、選挙管理委員、公安委員及び教育委員報酬の月額
二 嘱託員手當の月額
三 給與日額で定められている者日給額
（支給日）
第四條 夏期手當は、昭和二十六年八月十一日までに支給するものとする。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市消防團員公務災害補償審査會規則をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十三號

廣島市消防團員公務災害補償審査會規則
第一條 廣島市消防團員公務災害補償審査會（以下「審査會」とす。）を廣島市役所におく。
第二條 審査會は、左の各號の委員をもつてこれを組織する。
一 關係吏員
二 消防團代表
三 學識經驗者
2. 前項の委員は、市長が、これを選任又は委嘱する。
第三條 審査會に書記を置く。書記は、委員長に指授監督を受けて庶務に従事する。
第四條 委員長は、委員の互選とし、審査會の會務を處理し、審査會を代表する。
2. 委員長に事故があるときは、前項に準じて互選された者がその任務を行う。
第五條 委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第六條 審査會の會議は、審査の請求を受けるとき、又は必要と認めるとき委員長がこれを招集する。
第七條 審査會の會議は、委員全員の出席がなければ開くこととできない。
第八條 審査會の議事は、委員の多数決による。
第九條 この規則に定めるものを除く外、議事その他に關し必要な事項は、委員長が定める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市産院管理規則をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市産院管理規則

(目的) 第一條 廣島市産院(以下本院という)は、本市に居住する妊産婦で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けようとする者を收容して助産を受けさせることを目的とする。

(方針) 第二條 本院は、前條の目的を達成するため、妊産婦を收容し、助産を行い、妊産婦及び新生児に必要な處置及び健康指導を行う。

(收容定員) 第三條 本院の收容定員は、二〇名とする。但し、特別の事由があるときは、定員をこえて收容することができ

(職員) 第四條 本院に左の職員を置く。

- 院長
事務長
醫師
助産師
看護婦
書記
事務員
小使
雑役夫
炊事夫

二 前項の職員の数値は、醫療法及び厚生大臣の定める児童福祉施設の最低基準に従ひ市長が別にこれを定める。
(職務) 第五條 院長は、上司の命を受けて院務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

二 事務長は院長の命を受けて院務を處理する。
三 醫師、助産師は院長の命を受けて診療及び調劑に従事する。
四 書記、事務員は、事務長の命を受けて庶務に従事する。

事務員

指導員
療 師
小 使
雜役夫
炊事夫

二 前項の職員の数値は市長が別にこれを定める。

(職務) 第四條 院長は、上司の命を受けて、生活保護法第四十八條に定める指道を行う外、院務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

二 事務長は、院長の命をうけて院務を處理する。
三 書記及び事務員は、院長の命を受けて事務に従事する。
四 指導員及び療師は、院長の命を受けて收容者の生活指導に従事する。

五 小使及び雜役夫は、院長の命を受けて雜務に従事する。
六 炊事夫は、院長の命を受けて炊事に従事する。

(勤務時間及び休日) 第五條 本院の勤務時間その他の勤務條件は、本廳の例による。但し、院長は時宜により勤務時間を伸縮し、又は輪番制による休日施設を設けることができる。

(入園手續) 第六條 本園に入園しようとする者は、あらかじめ所定の手續により入園の許可を受けなければならない。

二 衣服器具は、收容者の所持品を使用するものとする。但し、收容者が所持しないときは、又は不足するときは、

五 看護婦は、院長の命を受けて看護に従事する。
六 小使及び雜役夫は院長の命を受けて雜務に従事する。
七 炊事夫は院長の命を受けて炊事に従事する。

(執行時間及び休日) 第六條 本院の勤務時間その他の勤務條件は、本廳の例による。但し施設上特別の事由があるときは、院長は勤務時間を伸縮し、又は輪番制による休日施設を設けることができる。

(診療手續) 第七條 本院において診療を受け、又は受けさせようとする者は、あらかじめ所定の手續により診療券の交付を受ける者はない。

二 本院において入院治療を受け、又は受けさせようとする者は、入院を提出し市長の許可を受けなければならない。

三 入院の許可を受けた者は、保證人の連署の上誓約書を提出し、指定の日時に入院しなければならない。

四 前項の保證人は本市の住民であつて、獨立の生計を営む成年者でなければならない。

(往診) 第八條 本院は當分の間、往診を行わない。但し、特別の事情があるときは、この限りでない。

(收容者に対する處遇方法) 第九條 收容者には必要な醫療を行う外、新生児に必要な處置を行い、食事を支給し寢具を貸與するものとする。

第十條 院長は、毎月一回又は必要のつど、藥品をもつて院内の害蟲駆除及び消毒を行わなければならない。

第十一條 收容者は、その處遇について院長に意見又は希望を申し出ることができる。

第十二條 院長は、收容者の意見又は希望を尊重し、その處遇の改善に努めなければならない。

(收容者が守るべき規律) 第十三條 收容者は、院長の許可を得ないで、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 院内で支給する以外の飲食
二 院内で火氣の使用
三 室内での火氣の使用
四 金銭の貸借
五 室内での火氣の使用
第十六條 收容者は、使用室の清潔及び整頓並びに自己の衣服の補修及び洗濯を行う等常に自己の身の清潔保持に留意しなければならない。

一 外出
二 院内で支給する以外の飲食
三 金銭の貸借
四 室内での火氣の使用

二 收容者は、自己の身の廻りについて、常に清潔の保持に留意しなければならない。

第十三條 廣島市産院條例第四條に定める使用料及び手数料の額については、別にこれを定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市衛生園規則をここに公布する。
昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第三十五號
廣島市衛生園管理規則
(事業及び目的)
第一條 廣島市衛生園(以下本園という)は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四號)第三十八條第一項の老老施設として、老老のため、獨立して日常の生活を営むことのできない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする。

(收容定員) 第二條 本園の收容定員は、一〇〇名とする。但し、市長において特別の事由があるときは、定員をこえて收容することができ

(職員) 第三條 本園に左の職員を置く。
院長
事務長
書記

廣島市産院使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱 井 信 三
廣島市規則第三十六號
廣島市産院使用料及び手数料條例施行規則

第一條 廣島市産院使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

- 一 使用料
本院の使用料及び手数料は、昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に規定する額の七割を徴収する。但し、診療料、内服薬、頓服薬及び注射料(注射薬を除く)は次の通りとする。
診療料 一ヶ月 二十四
内服薬 一日分 十五
頓服薬 一回分 十五
注射料 一回分 二十(静脈)
分 四十(皮下)
二 手数料
診察料 一通につき 二十四
証明書料 一通につき 二十
検査料 一通につき 五十
処方箋料 一通につき 二十

この規則は、公布のから施行する。

廣島市保健院管理規則をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第三十七號

廣島市保健院管理規則

（事業及び目的）

第一條 廣島市保健院（以下本院という）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四號）第三十八條第四項の醫療保護施設として、市内に居住し、醫療を必要とする要保護者に對し、醫療給付を行いその健康な生活を維持向上させることを目的とする。

（診療科目）

第二條 本院に左の診療科目を置く。但し、簡易な診療は客科に亘りこれを行つて。

- 内科
- 小兒科

（收容定員）

第三條 本院の收容定員は四十名とする。但し、市長において特別の事由があるときは、定員をこえて收容することとできる。

（職員）

- 第四條 本院に左の職員を置く。
- 院長
- 事務長
- 醫師
- 藥劑師
- 書記
- 事務員
- 看護婦
- 小使
- 雜役夫
- 炊事夫

第五條 院長は上司の命を受けて、院務を掌理し所屬員を指揮監督する。

二 事務長は院長の命を受けて、院務を處理する。

三 醫師、藥劑師は院長の命を受けて診療及び調劑に従事する。

（勤務時間及び休日）

第六條 本院の勤務時間その他の勤務條件は本院の例による。但し、治療上特別の事由があるときは、院長は勤務時間を伸縮し、又は輪番制による休日を設けることができる。

（診療手続）

第七條 本院において診療を受け又は受けさせようとする者は、あらかじめ所定の手續により診療券の交付を受けなくてはならない。

二 本院において入院治療を受け又は受けさせようとする者は、入院願を提出し、市長の許可を受けなくてはならない。

三 入院の許可を受けた者は、保證人連署の上誓約書を提出し、指定の日時に入院しなければならぬ。

四 前項の保證人は本市の住民であつて、獨立の生計を営む成年者でなければならぬ。

（往診）

第八條 本院は、當分の問往診を行わない。但し、特別の事由があるときはこの限りでない。

（收容者に對する處遇方法）

第九條 收容者には必要な醫療を給付し、食事を支給する。

二 衣服、寝具及び蚊帳は收容者の所持品を使用するものとする。但し、それを所持しないときは、又は不足するときは若しくは使用に堪えなくなつたときは、本院の備付品を貸與するものとする。

第十條 院長は清潔保持のため、毎月一回又は、必要のつと藥品をもつて施設内の害蟲駆除及び消毒を行わなければならない。

ばならない。

第十一條 院長は冬期において室内に充分な保温設備を施さなければならない。

第十二條 收容者はその處遇について、院長に意見又は希望を申し出ることが出来る。

二 院長は收容者の意見又は希望を、尊重しその處遇改善に努めなければならない。

（收容者の守るべき規律）

第十三條 收容者は、院長の許可を得ないで左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外出
- 二 院内で支給する以外の飲食
- 三 金銭の貸借
- 四 室内での火氣使用
- 五 收容者は使用室の清潔及び整頓、並びに自己の身邊の清潔保持に留意しなければならない。

第十四條 收容者はこの規則で定めるものの外、保護指導又は管理に關して院長のなす指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市手數料規則（昭和二十五年十一月十日規則第六十號）は、廢止する。

廣島市手數料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第三十八號

廣島市手數料規則の一部を改正する規則

廣島市手數料規則（昭和二十六年六月一日規則第十八號）の一部を次のように改正する。

第二條第二十二號の次に次の一號を加える。

二十三 家畜死亡届出証明書交付手数料 一頭につき 三十四

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月十九日から適用する。

廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第三十九號

廣島市保育園條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市保育園條例施行細則（昭和二十三年十月四日規則第三十八號）の一部を次のように改正する。

第四條中受託費の末尾に次の通り加える。

三條 保育園 六〇名

こばこ保育園 六〇名

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

廣島市市内出張手數支給條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年八月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第四十號

廣島市市内出張手數支給條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市市内出張手數支給條例施行細則（昭和二十三年十一月一日廣島市規則第四十八號）の一部を次のように改正する。

（幹事）

第五條 委員会の事務職員中上席の職員一名は、幹事として會議に出席する。

第六條 法第十一條第三項の議事録は、幹事が調製する。

二 前項の議事録は、委員會の承認を経て確定し、委員が署名する。

（義事手續の細目）

第七條 この規則に定めるものの外、會議の議事に關する手續の細目については、委員會が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市公平委員會傍聽人取締規則をここに公布する。

昭和二十六年八月二十日 廣島市公平委員會

廣島市公平委員會規則第一號

廣島市公平委員會會議事規則

（總 則）

第一條 廣島市公平委員會（以下「委員會」という。）の議事に關しては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號。以下「法」という。）に定めるものの外、法第十一條第四項の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

第二條 委員會の會議は、委員長が必要があるとき認めるとき、委員長が招集する。

三 會議を開催する場合においては、委員長は、會議に付する事項並びに會議開催の日時及び場所を委員に對し、あらかじめ通知するものとする。

（會議の主宰）

第三條 會議は、委員長が主宰する。

（會議の公開）

第四條 會議は、委員會の議決によつて公開する。

廣島市公平委員會規則第二號

廣島市公平委員會傍聽人取締規則

第一條 會議を傍聽しようとする者は、傍聽券の交付を受け、傍聽席において靜肅に傍聽しなければならない。

第二條 左の各號の一に該當するものと認められるものは、傍聽席に入るべきでない。

- 一 傍聽券を所持しない者
- 二 精神錯亂者
- 三 異様の服装をして居る者
- 四 旗幟、ブランクードその他氣勢を示すおそれあるものを持つて居る者
- 五 きよう器又は危険のおそれある器物を持つて居る者
- 六 酒氣を帯びた者
- 七 引率者なき十二歳未満の者

二 私語飲食しないこと
 三 示威にわたる行為をしないこと
 四 會場の言論、行為に對し可否を表明し、又は批評しないこと
 五 その他會議の妨害となる行為をしないこと
 第五條 この規則の規定に違反する傍聴人があるときは、委員はこれを制止し、その命令に従わないときはその者に對し退場を命じ、必要がある場合には警察官吏に引渡すことができる。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 昭和二十六年八月二十日
 廣島市公平委員會

廣島市公平委員會規則第三號

（この規則の目的）
 第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號。以下「法」という。）第四十八條の規定に基づき、職員が職務に關する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めることを目的とする。
 （勤務條件に關する措置の要求）
 第二條 職員が法第四十六條の規定により勤務條件に關する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面で行わなければならない。
 第三條 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、左に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して正副各一通を必要な資料とともに公平委員會に提出しなければならない。
 第四條 公平委員會は、要求者の死亡、所在不明等により審査の審査を繼續することができなくなつたことを認め、場合又は關係當事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を繼續する必要がなくなつたことを認める場合においては、事案の審査を打ち切らなければならない。

住所並びにその氏名
 二 要求すべき措置
 三 措置の要求をしようとする理由
 四 措置の要求をしようとする職員又はその者の屬する職員團體が要求すべき措置についてすでに當局と交渉（法第五十五條第四項の不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行つた場合においては、その交渉経過の概要
 第五條 措置要求書が提出されたときは、公平委員會は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において、適當と認めるときは、公平委員會は、關係當事者に對し要求すべき措置について交渉を行うようすすめることができる。
 （審査等）
 第六條 公平委員會は、事案の審査のため必要があることを認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事業に關係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に對し審問若しくはその寫の提出を求め、その他事實調査を行うことができる。
 第七條 公平委員會は、適當と認めるときは、事案の審査の係属中においても事案が適切に解決されるように關係當事者間をあつせんすることができる。
 （要求の取下）
 第八條 要求者は、公平委員會が事案について判定を行うまでの間は、何時でも措置の要求の全部又は一部を取り下げるることができる。
 （審査の打ち切）
 第九條 公平委員會は、要求者の死亡、所在不明等により審査の審査を繼續することができなくなつたことを認め、場合又は關係當事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を繼續する必要がなくなつたことを認める場合においては、事案の審査を打ち切らなければならない。

廣島市公平委員會規則第四號

不利利益處分に關する審査に關する規則
 第一章 總則
 （この規則の目的）
 第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號。以下「法」という。）第八條第七項及び第五十一條の規定に基づき、職員が懲戒その他その意に反する不利利益處分（以下「處分」という。）の審査の請求及び審査の手續並びに審査の結果執るべき措置に關し必要な事項を定めることを目的とする。
 （當事者）
 第二條 處分の審査を請求する者を請求者といひ、處分を行つた者を處分者といふ。但し、處分者が當該處分を行つた後においてその職を去つた場合には、その職又はこの

れに相當する職にある者を處分者とみなす。
 第三條 當事者は、請求者及び處分者とする。
 （代理人）
 第四條 當事者は、代理人により審査上の行為をしようとするときは、代理人となる者の氏名、住所及び職業を記載した書面を公平委員會に提出し、その許可を得なければならない。
 第五條 代理人は、當事者のためにその事案の審査に關し必要な行為をしようすることができる。但し、審査の請求の一部又は全部を取り下げることはできない。
 第六條 代理人の行つた行為は、當事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失ふ。
 （事務擔當者）
 第七條 公平委員會は、審査の請求があつた場合において必要があることを認めるときは、公平委員會の委員（以下「委員」という。）又は事務職員のうちからその請求に係る事案の審査に關する事務を擔當せざる者を指名することができる。

七 法第四十九條第一項又は第三項に規定する處分の事由を記載した説明書（以下「處分説明書」という。）の交付を受けた年月日。但し、同條第三項に規定する期間内に處分説明書の交付を受けなかつた場合においては、處分説明書の交付を請求した年月日
 八 代理人を選任しようとする場合にあつては、その者の氏名、住所及び職業
 九 審査請求書には、正副ともに處分説明書の寫各一通を添付しなければならない。但し、法第四十九條第三項に規定する期間内に處分説明書の交付を受けなかつた場合においては、この限りでない。
 十 審査請求書の記載した事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつぎ書面を以てすみやかに公平委員會に届けなければならない。
 十一 審査の請求の受理及び却下
 第十二條 審査請求書が提出されたときは、公平委員會は、その記載事項及び添付書類並びに處分の内容、請求者の資格及び審査の請求の期限等について調査し、審査の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。
 第十三條 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の點があると思はれるときは、公平委員會は、二十日以内の期間を定めて請求者にその不備を補正させることができる。
 第十四條 請求者が、前項の場合において、所定の期間内に不備を補正しなかつたときは、公平委員會は、審査の請求を却下することができる。
 第十五條 公平委員會は、審査の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を當事者に通知することとし、處分者に審査請求書の副本を添付しなければならない。審査の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

（審査の併合及び分離）
 第十六條 公平委員會は、請求者の申請又は職権により、

（審査の請求）
 第五條 處分を受けた者が法第四十九條第四項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面で行わなければならない。
 第六條 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、左に掲げる事項を記載し、處分の審査を請求しようとする者が署名押印して、正副各一通を公平委員會に提出しなければならない。
 第七條 請求者の氏名、住所及び生年月日
 第八條 請求者の處分を受けた當事の職及び勤務場所
 第九條 處分者の職及び氏名
 第十條 處分の内容及び處分を受けた年月日
 第十一條 處分に對する不服の事由及び要求の趣旨
 第十二條 口頭審査を請求する場合にあつては、その旨及び公開又は非公開の別

（審査の併合及び分離）
 第十三條 公平委員會は、請求者の申請又は職権により、

（審査の併合及び分離）
 第十四條 公平委員會は、請求者の申請又は職権により、

一 口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業
 二 口述書を提出すべき日時及び場所
 三 口述書により陳述を求めようとする事項
 四 公平委員会は、必要があるを認めるときは、証人相互の對質を求めるところがある。
 五 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 六 書類又はその寫を提出すべき者の氏名、住所及び職業
 七 書類又はその寫を提出すべき日時及び場所
 八 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 九 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十一 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十二 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十三 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十四 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十五 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十六 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十七 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十八 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 十九 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
 二十 公平委員会は、書証を所持する者に対して書類又はその寫の提出を求める場合においては、左に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

事者に對して、最終陳述をし、且つ、必要な証據を提出することができるときは、公平委員会は、必要があるを認めるときは、口頭審理について準用する。
 第十條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十一條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十二條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十三條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十四條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十五條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十六條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十七條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十八條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第十九條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。
 第二十條 公平委員会は、公平委員が事案について判定を行つた後、何時でも審査の請求の全部又は一部を取り下げる事ができる。

第十三條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十四條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十五條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十六條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十七條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十八條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第十九條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。
 第二十條 公平委員会は、審査の結果必要があるを認めるときは、公平委員は、左の各條の一に該當する場合においては、公平委員に對し、書面にて請求者としての地位によつて受けた不當な取扱を是正するための指示をしなければならない。

再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。
 第十六條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第十七條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第十八條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第十九條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十一條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十二條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十三條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十四條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十五條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十六條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十七條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十八條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第二十九條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。
 第三十條 公平委員会は、第十四條第一項各號に掲げる再審の事由があるを認めるときは、職権により再審を行うことができる。

廣島市告示第三十一號
 昭和二十六年七月二十八日
 廣島市長 濱 井 信 三
 左記の通り定例廣島市議會を招集する。
 一 招集日時 昭和二十六年八月四日午後一時
 二 招集場所 廣島市役所
 廣島市告示第三十二號
 昭和二十六年七月三十一日
 廣島市長 濱 井 信 三
 廣島市告示第三十三號
 昭和二十六年八月二日
 廣島市長 濱 井 信 三
 廣島市告示第三十四號
 昭和二十六年八月二日
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第三十五號
 昭和二十六年八月四日
 廣島市長 濱 井 信 三
 八月四日市議會の議決を経た昭和二十六年度廣島市歳入出豫算追加の要領は、次の通りである。
 但し、この豫算は、即日これを施行する。
 昭和二十六年八月四日
 廣島市長 濱 井 信 三
 歳入
 一、地方財政平衡交付金 金四拾五万円
 歳入合計 金四拾五万円
 歳出
 一、地方財政平衡交付金 金四拾五万円
 歳出合計 金四拾五万円
 歳入出差引残金なし
 廣島市告示第三十五號
 昭和二十六年八月四日
 廣島市長 濱 井 信 三
 一 換地予定地變更指定
 一 廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員の諮問を経て換地予定地が變更決定したから、關係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。
 二 土地所有者に對する換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の人にだけ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は至急提出されたい。
 三 今回發給の土地を買収又は譲渡するときは、必ず事前に東部復興事務所に協議の上で御取返願ひ願ひたい。万一御連絡がない場合には、決定した換地を取消すことになるから是非連絡されたい。
 四 この換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他

の權利については従つて指定する。

- 一 換地予定地債権指定
- 二 廣島特別都市計画事業復興東部土地整理施行に伴う左記土地は、土地區劃整理委員の諮問を経て換地予定地の債権が決定したから關係者は東部復興事務所に詳細通知されたい。
- 三 前記換地予定地の債権使用開始の時期については従つて指定する。

金屋町八十三番地稲田和一郎外一件
關係圖書機場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市告示第三十五號之二

昭和二十六年八月八日

廣島市長 濱 井 信 三
廣島市支金庫を左記の地に置く。

廣島市大手町支店 廣島市大手町八丁目

廣島市告示第三十六號

八月十日市議會の議決を経た昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。
但し、この予算は、即日これを施行する。

- 昭和二十六年八月十日
- 廣島市長 濱 井 信 三
- 昭利二十六年度廣島市歳入出予算追加更正
- 歳入
- 一 地方財政平衡交付金 金七千六百參拾万六千參百參拾八圓
- 二 地方財政平衡交付金 金七千六百參拾万六千參百參拾八圓
- 三 使用材料及手数料 金八千四百六拾万六千七百九拾四圓

使用料 金六千貳拾万貳千貳拾四圓

- 二 手数料 金貳千參百四拾八万五千七百七拾參圓
- 三 國庫支出金 金壹億六千貳百五拾八万八千六百六拾五圓
- 四 國庫補助金 金壹億六千貳百五拾八万八千六百六拾五圓
- 五 縣支出金 金參千參百四拾六万四千九百貳拾貳圓
- 六 補助金 金參千貳百四拾万參拾貳圓
- 七 寄附金 金五百貳拾六万四千四圓
- 八 雜収入 金五千五百七拾八万七千六百六拾五圓
- 九 物品賣拂代金 金壹億六拾參万七千貳百五拾圓
- 十 雜収入 金五千五百七拾八万七千六百六拾五圓
- 十一 過年度収入 金六拾八万參千五百貳拾四圓
- 十二 市債 金壹億五千七百九拾万圓
- 十三 歳入合計 金拾壹億八千九百七十九千參百五拾五圓
- 歳出
- 一 議會費 金九百拾八万七千五百六拾七圓
- 二 市議會費 金九百拾八万七千五百六拾七圓
- 三 役所費 金貳億九千九百五拾八万貳千六百貳拾八圓
- 四 一役所費 金壹億九千六百參拾四万八千八百八拾圓
- 五 二役所費 金貳千參百貳拾四万七千四百拾八圓
- 六 警察消防費 金貳億六千八百八拾壹万九千九百貳拾四圓
- 七 警察費 金壹億參千參百九拾八万貳千貳拾四圓
- 八 消防費 金六千六百八拾八万九千九百五拾七圓
- 九 教育費 金壹億六千貳拾九万六千九百四拾四圓
- 十 二小學校費 金四千貳百六拾五万八千貳百五拾四圓
- 十一 三小學校費 金八拾壹万五千五百九拾四圓
- 十二 高等學校費 金七拾七万貳千六百圓
- 十三 五圖書館費 金五百貳拾六万四千四圓
- 十四 七保健衛生費 金七千貳百四拾八万九千六百貳拾九圓
- 十五 一保健所費 金四百七拾七万八千貳百四拾八圓
- 十六 八舟入病院費 金貳百八拾八万五千貳百拾八圓
- 十七 一下水道費 金八百七拾參万七千五百六拾六圓
- 十八 十三汚物処理費 金六百五拾七万七千貳百貳拾七圓

廣島市告示第三十七號

八月十日市議會の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

- 但し、この予算は、即日これを施行する。
- 昭和二十六年八月十日
- 廣島市長 濱 井 信 三
- 昭利二十六年度廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加
- 歳入
- 一 公企業及財産収入 金五万圓
- 二 一物件賣拂代金 金五万圓
- 三 六國庫支出金 金貳百六拾五万圓
- 四 一補助金 金貳百六拾五万圓
- 五 七市債 金貳百六拾五万圓

- 一 市債 金貳百六拾万圓
- 二 歳入合計 金五百參拾万圓
- 三 水道費 金五百參拾万圓
- 四 災害復興事業費 金五百參拾万圓
- 五 歳出合計 金五百參拾万圓

廣島市告示第三十八號

八月十日市議會の議決を経た昭和二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加の要領は次の通りである。
但し、この予算は、即日これを施行する。

- 昭和二十六年八月十日
- 廣島市長 濱 井 信 三
- 昭利二十六年度廣島市特別會計建設費歳入出予算追加
- 歳入
- 一 繰入金 金百四拾万圓
- 二 一繰入金 金百四拾万圓
- 三 雜収入 金四百拾貳万四千四百六拾四圓
- 四 一雜収入 金四百拾貳万四千四百六拾四圓
- 五 寄附金 金五拾万圓
- 六 一寄附金 金五拾万圓
- 七 歳入合計 金六百貳万四千四百六拾四圓
- 八 歳出合計 金六百貳万四千四百六拾四圓
- 九 歳入出予算追加

廣島市訓令第七號之二

廣島市役所事務決裁規程を次のように定める
昭和二十六年八月九日

- 廣島市長 濱 井 信 三
- 廣島市役所事務決裁規程
- 第一章 通 則
- 第一條 市における事務は、別段の規定があるものを除き、この規程により決裁を受けなければならない。
- 第二條 専決事項といふは、次の事項は、上司の決裁又は指示を受けなければならない。
- 一 別例に關すること
- 二 規定の解釋上疑義があり又は重要と認められること
- 三 先例となつること
- 四 將來において、市の義務負擔を生ずべきこと
- 五 上司の指示により起案したこと
- 六 その他上司が知つておくべきと認められること

廣島市保健所醫師研究手当支給規程を次のように定める

昭和二十六年八月一日

- 廣島市長 濱 井 信 三
- 廣島市保健所醫師研究手当支給規程
- 第一條 廣島市保健所に常勤する醫師（齒科醫師及び獸醫師を除く。）に對しては、この規程の定めることにより、研究手当を支給する。
- 第二條 研究手当は保健所醫師の擔當部門に關する醫學の研究に對して支給する。
- 第三條 前條の手当の額は、勤務一月につき二千圓を支給する。
- 第四條 前條に規定するものの外、研究手当の支給に關しては、給料支給の例による。

第二章 各 則

- 第六條 次の事項は、市長の決裁を受けなければならない。
- 一 市議會に關すること
- 二 各種委員會及び諮會（輕易なものを除く）に關すること
- 三 吏員（係長又は主任以上）の任免、進退、賞罰、職務、給與その他重要又は特殊な人事に關すること
- 四 局長以上の縣内外出張に關すること
- 五 條例、規則その他重要諸法規の制定、改廢に關すること
- 六 訴訟、訴訟、異議申立、重要な請願、陳情に關すること
- 七 市民に對する重要事項の傳達に關すること
- 八 重要な総合施策に關すること
- 九 支金前渡金支出精算並びに取扱者任免に關すること
- 十 一件五百萬圓以上の工事の施行並びに着工及び竣工決定に關すること
- 十一 一件二十萬圓以上の工事以外の事業の施行並びに經費支出に關すること
- 十二 その他各該に關する重要又は異例と認められる事項

第七條 次の事項は、助役が専決する。但し、人事については総務局擔任助役が専決する。

- 一 吏員、係長又は主任以上を除く）及び嘱託員の任免、進退、賞罰、服務、給與その他人事に關すること
 - 二 吏員及び嘱託員の公傷認定に關すること
 - 三 課長以上の縣内出張に關すること
 - 四 職員以上の縣外出張に關すること
 - 五 市長直屬の課長の時間外勤務及び市内出張に關すること
 - 六 課長以上の職員の時給外勤務並びに除服出仕に關すること
 - 七 重要な指令、通牒、照會及び回答に關すること
 - 八 一件百円以上五百円未満の工事の施行何並び着工及び竣工認定に關すること
 - 九 一件十円以上二十円未満の工事以外の事業の施行並びに経費支出に關すること
 - 十 一件五十万円以上の物品の購入、及び修繕に關すること
 - 十一 物品の購入、修繕に關する五万円以上の過意金決定に關すること
 - 十二 一件貸付金年額又は総額五十万円以上の財産の貸與又は借受に關すること
 - 十三 見積価格三十万円以上の不用品處分に關すること
 - 十四 一件十万円以上の予備費補充並びに予算流用に關すること
 - 十五 地方税法第四十條による固定資産の價格決定に關すること
 - 十六 地方税法の要則規定による一件二万円以上の過料決定に關すること
 - 十七 關係各種團體の設立、解散及び後援に關すること
 - 十八 市政要覽掲載事項決定に關すること
 - 十九 その他市長の決裁を要しない重要事項
- 第八條 次の事項は、局長が専決する
- 局長共通事項

一 所屬の係長又は主任の諸願届出處理並びに除服出仕に關すること

- 二 課長の時間外勤務及び市内出張に關すること
 - 三 一件百円未満の工事の施行何並びに着工及び竣工認定に關すること
 - 四 一件十円未満の工事以外の事業の施行並びに経費の支出に關すること
 - 五 一件三万円以上五十万円未満の物品の購入及び修繕に關すること
 - 六 物品の購入並びに修繕に關する三万円以上五万円未満の過意金決定に關すること
 - 七 一件貸付金年額又は総額二十万円以上五十万円未満の財産の貸與又は借受に關すること
 - 八 見積価格十万円以上三十万円未満の不用品處分何に關すること
 - 九 工事の入札予定價決定並びに工事入札決定に關すること
 - 十 工事の請負決定並びに契約締結に關すること
 - 十一 受託工事費の見積及び精算に關すること
 - 十二 局に關係ある市有財産の管理に關すること
 - 十三 補助金、交付金等の交付申請に關すること
 - 十四 局に關係ある營造物使用占用違背處分に關すること
 - 十五 輕易な各種諸行事の開催に關すること
- 總務局長
- 一 雇員（臨時のものを除く）の任免、進退、賞罰、服務、給與及び公傷認定に關すること
 - 二 職員（係長又は主任以上）の縣内出張に關すること
 - 三 一件十万円未満の予備費の補充並びに予算流用に關すること
 - 四 市公債の借入申請に關すること
 - 五 一時運用金、一時借入金に關すること
 - 六 重要調査に於ける調査員の選定、調査区の設置、變更及び調査統計提出に關すること

七 災害救助の計畫並びに訓練に關すること

- 一 商工業、農水産業及び畜産業等の計畫樹立並びに指導調整に關すること
 - 二 博覽會、共進會及び展示會等の出品に關すること
 - 三 市場の運営に關すること
 - 四 地方競馬並びに自轉車競技の計畫樹立及び施行に關すること
 - 五 度量衡違反者にして特に異例の處置に關すること
- 厚生局長
- 一 失業對策事業の施行に關すること
 - 二 勞務者災害補償保險料の支出に關すること
 - 三 失業對策事業日雇勞務者賃金前渡金支出精算に關すること
 - 四 公共事業及び失業對策事業關係の定例報告に關すること
 - 五 失業率吸收率の運用に關すること
- 建設局長
- 一 局に關係ある公共事業の定例報告に關すること
 - 二 局に關係ある失業對策事業の施行に關すること
 - 三 公共事業日雇勞務者賃金前渡金支出精算に關すること
 - 四 假設建築物の許可に關すること
 - 五 区割整理換地假清算金の交付額並びに徵收額決定に關すること
- 水道局長
- 一 給水工事に關すること
 - 二 給水制限及び断水に關すること
 - 三 水道使用條例違背處分に關すること
 - 四 滯納處分に關すること
 - 五 缺損處分に關すること
 - 六 公共事業日雇勞務者賃金前渡金支出精算に關すること
- 第九條 次の事項は、局長が専決する。

總務局長

- 一 地方税法の罰則規定による一件二万円未満の過料の決定に關すること
- 二 市税の課税標準額の決定（査定を要しないものを除く）に關すること
- 三 市税の納期限の延長（申請によらないものを除く）並びに減免に關すること
- 四 滯納處分に關すること
- 五 缺損處分に關すること
- 六 徵稅吏員の證書の交付に關すること
- 七 地方稅犯則事件の取締に關すること
- 八 納稅貯蓄組合に關すること
- 第十條 次の事項は、課長が専決する。
- 一 所屬臨時雇員の任免、進退、賞罰、給與、服務、公傷認定等に關すること
- 二 法令若しくは市法規に基く諸給與金の支給に關すること
- 三 所屬職員（係長又は主任を除く）の諸願の届出處理並びに除服出仕に關すること
- 四 所屬職員の時給外勤務及び市内出張に關すること
- 五 定例の諸證明額、公費開費、諸願届出處理に關すること
- 六 定例又は輕易な文書處理に關すること
- 七 収入支出並びに振替命令に關すること（市長直屬の課長又は局内庶務若しくは經理擔當課長）
- 八 一三十万円未満の物品の購入、修繕何に關すること
- 九 一件二十万円未満の工事の入札予定價決定に關すること
- 十 一件貸付金年額又は総額二十万円未満の財産の貸與又は借受に關すること
- 十一 見積價格十万円未満の不用品處分何に關すること
- 十二 工事の中間検査に關すること
- 十三 工事現場監督員選定並びに請負者現場代理人及び

専任又は主任技術者承認に關すること

- 十四 工率用資材拂出に關すること
- 十五 税外諸收入金賦課徵收並びに納付延期及び徵收猶予、減免に關すること
- 十六 税外諸收入金の徵收嘱託並びに受託に關すること
- 十七 税外諸收入金の交付要求に關すること
- 市長室長
- 一 市民に對する輕易な広報事項に關すること
- 二 広報に關する機關紙編集に關すること
- 三 東京出張所との事務連絡に關すること
- 會計課長
- 一 一件五十万円未満の物品の購入、修繕に關すること
- 二 物品の購入並びに修繕に關する五万円未満の過意金決定に關すること
- 三 見積價格三十万円未満の不用品處分に關すること
- 四 縣費の収入支出に關すること
- 渉外課長
- 一 領外事情調査に關すること
- 二 外國人登録令による登録に關すること
- 總務課長
- 一 市報掲載事項決定に關すること
- 二 諸告示及び公告に關すること
- 三 例規類集の追發發行に關すること
- 四 縣内取締に關すること
- 五 出張所の事務調整に關すること
- 六 關係等規正令による届出事務に關すること
- 七 公職退任に關する届出事務に關すること
- 職員課長
- 一 職員（係長又は主任以上を除く）の縣内出張に關すること
- 二 常直員の割當に關すること
- 三 退職料、退職給與金控除補助料及び死亡給與金に關すること
- 四 職員の研修行事の實施に關すること

扶養親族の認定に關すること

- 一 歳入出予算の公告並びに交付に關すること
 - 二 市有財産の定期預金（公債利子を含む）の繼續に關すること
 - 市民税課長
 - 一 市税 固定資産税を除く）の課税資料の調査並びに検査に關すること
 - 二 市税（固定資産税を除く）の徵收令書發行に關すること
 - 三 諸鑑札の交付に關すること
 - 資産税課長
 - 一 固定資産税の課税資料の調査並びに検査に關すること
 - 二 固定資産税の徵收令書發行に關すること
 - 徵收課長
 - 一 市税及び税外収入金の納稅督促に關すること
 - 二 過誤納金の充當還付に關すること
 - 三 徵稅の嘱託並びに受託に關すること
 - 四 市税及び税外収入金の交付要求に關すること
 - 五 市税の税外収入金の收入整理に關すること
 - 戸籍課長
 - 一 戸籍法並びに寄附法に基く事務處理に關すること
 - 二 監決犯罪通知等の處理に關すること
 - 三 印鑑届の受理並びに印鑑証明に關すること
 - 四 身分証明等に關すること
 - 調査課長
 - 一 定例調査における調査員の選定及び改任、調査區の設置變更に關すること
 - 二 定期的調査の統計表提出及び統計書編纂發行に關すること
- 産業局長
- 一 度量衡取締に關すること

- 一 物資供給調整に關すること
- 二 旅客自動車營業許可並びに取締に關すること
- 三 銃砲火藥類取締法による少量火藥類の使用許可並びに各種請書の進達に關すること
- 四 博覽會、共進會等の出品取締に關すること
- 五 營業營業證明に關すること
- 六 農水産課長
 - 一 米、麥の供出並びに農家配給に關すること
 - 二 狩獲免許に關すること
 - 三 漁業用主金の配給に關すること

- 一 中央卸賣市場營業條例による事件處理に關すること
- 二 研究施設及び機械設備の使用許可に關すること
- 三 移築工場の指定と特殊指導の承認に關すること
- 四 工業材料の試験及び機械器具又は工具の検査測定承認に關すること

- 一 勞務用物資割當申請及び配分に關すること
- 二 失業對策事業勞務者の就勞計畫に關すること
- 三 勞務關係の証明に關すること
- 四 失業對策事業、公共事業勞務者の公傷認定に關すること

- 一 生活保護法による保護實施に關すること
- 二 児童福祉法による保護實施に關すること
- 三 喜生園、保育園、診療所、保養院及び産院等の運営指導等に關すること
- 四 行旅病人、行旅死亡人及び精神障害者の取扱に關すること
- 五 引揚者に關する事務處理に關すること
- 六 質屋流質物の處分に關すること
- 七 投遞物資に關すること

- 一 清掃の旅行並びに尿尿及び汚物處理に關すること
- 二 埋火葬に關すること
- 三 食品衛生、環境衛生及び醫療の監視並びに居舎検査に關すること
- 四 醫療法による診療所、助産所の設備及び使用許可に關すること
- 五 共同墓地及び火葬場管理人委嘱又は解職に關すること

- 一 局に關係ある工事請負落札人決定に關すること
- 二 工事用物品の廠内拂出に關すること
- 三 建設業法に基く諸届並びに願書の處理に關すること

- 一 浴槽施設の維持管理並びに占有使用許可に關すること
- 二 屋外廣告物法による犯罪事件の取締に關すること

- 一 土地立入測量許可の申請に關すること
- 二 市營住宅の維持管理並びに使用許可に關すること
- 三 地代家賃統制令による事務處理に關すること
- 四 不動産登記事務に關すること

- 一 道路法第二十四條の許可に關すること
- 二 道路交通制限に關すること
- 三 道路區域線承認に關すること
- 四 道路、提防の占有及び使用許可に關すること

- 一 市營住宅建設の請手續に關すること
- 二 移轉命令に關すること
- 三 移轉物件の工事着手完了認定に關すること
- 四 確定測量に關すること
- 五 土地區劃整理に伴う土地建物の登記事務に關すること
- 六 填地予定地の指定に關すること
- 七 土地の分筆に關すること

- 一 給水工事費の徴收に關すること
- 二 上水の使用許可に關すること
- 三 給水課長
 - 一 修繕工事に關すること
 - 二 量水器に關すること
 - 三 自己材料の検査承認に關すること

廣島市訓令第七號之三

警察本部 消防局
警察本部長並びに消防局長専決規程を次のように定める。
昭和二十六年八月九日
廣島市長 濱井信三

- 一 收入、支出並びに振替命令に關すること
- 二 一件五万円未満の工事以外の事業の施行並びに經費の支出に關すること
- 三 一件五万円未満の物品の購入並びに修繕に關すること
- 四 物品の購入並びに修繕に關する五万円未満の過意金決定に關すること
- 五 一件貸借借年額又は総額五万円未満の財産の貸與又は借受に關すること
- 六 見積價格三十万円未満の用品處分向に關すること
- 七 見積價格三十万円未満の用品處分向に關すること
- 八 薪炭本部部長並びに消防局長は、その専決事項の一部を、部長、課長及びその他の者に専決させることができる。

廣島市訓令第七號の四

市議會事務局長 濱井信三
監査事務局長 濱井信三
選舉管理委員會事務局長 濱井信三
事務局長専決規程を次のように定める。
昭和二十六年八月九日
廣島市長 濱井信三

- 一 市議會事務局長、監査事務局長及び選舉管理委員の定めるところにより専決する。
- 二 専決事項は、次の通りである。
一 收入、支出並びに振替命令に關すること

◎公平委員會訓令

廣島市公平委員會訓令第一號

廣島市公平委員會事務規程を次のように定める。
昭和二十六年八月二十日

住宅課長

- 一 溝渠、下水道等の私設工事に關すること
- 二 溝渠、及び下水道等の占有及び使用許可に關すること

廣島市公平委員會事務規程

- 一 公團、綠地、墓苑等の維持、管理並びに占有及び使用許可又は違反處分に關すること
- 二 溝渠、下水道等の私設工事に關すること
- 三 溝渠、及び下水道等の占有及び使用許可に關すること

- 廣島市公平委員會 (以下「委員會」といふ。)の處務については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。
- 第二條 上席の事務職員は、委員長の命を受けて事務を掌理する。
- 第三條 上席の事務職員は、左に掲げる事項を専決することができる。但し、重要又は異例である認められた事項については、この限りでない。
- 一 公印及び公文書類の保管に關する事項
- 二 物品の購入及び修繕に關する事項
- 三 輕易又は定例的な事項の報告、照會及び回答に關する事項
- 四 職員の時外勤務に關する事項
- 五 職員の時外勤務及び休日勤務に關する事項
- 六 職員の時外勤務、欠勤及び除服出仕に關する事項
- 七 前各號に準ずる輕易な事務の處理に關する事項
- 第四條 委員會の印章は、次の通りとする。

廣島市公平委員會委員長印	廣島市公平委員會印	廣島市公平委員會委員印	廣島市公平委員會委員印
(一) 公平委員會	(二) 公平委員會	(三) 公平委員會	(四) 公平委員會

- 第五條 この規程に定めるものの外、委員會の事務處理及び事務職員の仕事等については、市長の事務部局の例による。

◎辭令

衛生課長 濱井信三
衛生課長に補する
衛生課長 濱井信三
衛生課長 濱井信三
衛生課長 濱井信三
衛生課長 濱井信三

廣島市公平委員會事務規程を次のように定める。
昭和二十六年八月二十日
廣島市長 濱井信三

昭和二十六年八月一日(各通)

廣島市事務吏員に任命する
主事に補する
十級一號給を給する
産業局商工課工業係長を命ずる
昭和二十六年八月一日
産業局長事務取扱を免する
工業指導所長事務取扱を免する
工業指導所長事務取扱を命ずる
昭和二十六年八月一日
事務吏員に任命する
書記に補する
七級九號給を給する
秘書課勤務を命ずる
昭和二十六年八月四日

事務吏員 豊岡 勳三
事務吏員 塩見 清
事務吏員 高山 一三
事務吏員 江口 松芳
事務吏員 八島 秋次郎
事務吏員 長岡 敏夫

助役 坂田 修一
顧問 峯松 眞三郎
事務吏員 今里 進三
事務吏員 野坂 守夫

廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
七級九號給を給する
秘書課勤務を命ずる
昭和二十六年八月四日

事務吏員 豊岡 勳三
事務吏員 塩見 清
事務吏員 高山 一三
事務吏員 江口 松芳
事務吏員 八島 秋次郎
事務吏員 長岡 敏夫

廣島市警察監視員を命ずる
廣島市環境衛生監視員を命ずる
昭和二十六年八月十日
地方公務員法第二十九條第一項により本職を免する
昭和二十六年八月十四日
地方公務員法第二十九條第一項により本職を免する
昭和二十六年八月十五日

事務吏員 佐藤 剛市
事務吏員 村尾 貞夫
事務吏員 志賀 進
事務吏員 渡部 數雄
事務吏員 國近 稔
事務吏員 砂田 生男
事務吏員 濱尾 洋三
事務吏員 木村 恒一
事務吏員 多田 廣

衛生監視に補する
厚生局衛生課勤務を命ずる
衛生監督に補する
廣島市環境衛生監視員を命ずる
昭和二十六年八月二十日(各通)

◎雜報

八月定例市議會に於いて左記の通り議決された。
(八月七日)

一 議員提出第四號 税制調査特別委員會議置についての發議 決定
一 議員提出第五號 部落解放對策調査特別委員會議置についての發議 決定
一 議員提出第六號 廣島市舟入高等學校々舎改築に關する意見書提出についての發議 決定

提出に決定
公有水面埋立地区域編入について
支障なしと決定
昭和二十六年廣島市歳入出予算追加更正
委員會付託
昭和二十六年廣島市災害復舊事業公債方法
同 右
昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加
同 右
昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費公債方法中變更について
同 右
昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加
同 右
廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について
同 右
廣島市公平委員會議置條例制定について
同 右
廣島市報酬並びに費用弁償條例の一部を改正する條例制定について
同 右
廣島市市内出張手当支給條例の一部を改正する條例制定について
同 右
廣島市官吏退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について
同 右
職員の特種勤務手当に關する條例制定について
同 右

第七十八號議案 職員に關する手続及び効果に關する條例制定について 同 右
第七十九號議案 職員の懲戒の手続及び効果に關する條例制定について 同 右
第八十號議案 職員の勤務時間及び休暇等に關する條例制定について 同 右
第八十一號議案 廣島市職員公務災害補償條例制定について 同 右
第八十二號議案 廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第八十三號議案 廣島市消防團員公務災害補償條例制定について 同 右
第八十四號議案 廣島市監査委員條例の全部を改正する條例制定について 同 右
第八十六號議案 廣島市産院條例制定について 同 右
第八十七號議案 廣島市衛生園條例制定について 同 右
第八十八號議案 廣島市保健院條例制定について 同 右
第八十九號議案 廣島市保育園條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第九十號議案 廣島市工場設備條例制定について 同 右
第九十一號議案 廣島市工場設備委員會議置條例制定について 同 右

第九十二號議案 廣島市警務署使用條例制定について 同 右
第九十三號議案 契約締結の承認について 同 右
第九十四號議案 契約締結の承認について 同 右
第九十五號議案 契約締結の承認について 同 右
第九十六號議案 契約締結の承認について 同 右
第九十七號議案 貨物自動車購入契約締結の同意について 同 右
第九十八號議案 橋梁工事施行に關する同意について 同 右
第九十九號議案 廣島市職員懲戒審査委員會議置を任命することの同意について 同 右
第一百號議案 収入役代理者を定めることの同意について 同 右
第一百四號議案 昭和二十六年度における廣島市職員に對する夏期手当の支給に關する條例制定について 原案可決
第七十號議案 昭和二十六年度廣島市歳入出予算追加更正事項交付 修正可決
第七十一號議案 昭和二十六年度廣島市災害復舊事業公債方法 原案可決
第七十二號議案 廣島市職員定數條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
第七十三號議案 希望事項交付原案可決
第七十三號議案 廣島市公平委員會議置條例制定について 原案可決

第七十四號議案 廣島市報酬並に費用弁償條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第七十五號議案 廣島市市内出張手当支給條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第七十六號議案 廣島市官吏退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第七十七號議案 職員の特種勤務手当に關する條例制定について 同 右
第七十八號議案 職員に關する手続及び効果に關する條例制定について 同 右
第七十九號議案 職員の懲戒の手続及び効果に關する條例制定について 同 右
第八十號議案 職員の勤務時間及び休暇等に關する條例制定について 同 右
第八十一號議案 廣島市職員公務災害補償條例制定について 同 右
第八十二號議案 廣島市消防團の任免給與服務に關する條例の一部を改正する條例制定について 同 右
第八十三號議案 廣島市消防團員公務災害補償條例制定について 同 右
第八十四號議案 廣島市監査委員條例の全部を改正する條例制定について 同 右
第八十六號議案 廣島市産院條例制定について 同 右
第八十七號議案 廣島市衛生園條例制定について 同 右
第八十八號議案 廣島市保健院條例制定について 同 右
第八十九號議案 廣島市工場設備條例制定について 同 右
第九十號議案 廣島市工場設備委員會議置條例制定について 同 右

- 一、第九十號議案 廣島市保育園條例の一部を改正する條 例制定について 同 右
- 一、第九十一號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費歳入出予算追加 同 右
- 一、第九十二號議案 昭和二十六年廣島市特別會計水道事業費公債方法中變更について 同 右
- 一、第九十三號議案 昭和二十六年廣島市特別會計建設費歳入出予算追加 希望事項付原案可決
- 一、第九十四號議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第九十五號議案 契約締結の承認について 同 右
- 一、第九十六號議案 契約締結の承認について 承認
- 一、第九十七號議案 貨物自動車購入契約締結の同意について 同意
- 一、第九十八號議案 橋梁工事施行に關する同意について 同 右
- 一、第九十九號議案 廣島市工場設置條例制定について 修正可決
- 一、第一百號議案 廣島市營業施設使用條例制定について 審議未了閉會中審査
- 一、第一百三號議案 廣島市工場設置委員會議例制定について 原案可決
- 請第一號 平田屋川筋に下水管布設方要望について 採 録
- 請第二號 中島町立退に對し善處方要望について 保留閉會中審査
- 請第三號 向西館移轉要望について 厚生委員會附託
- 請第四號 白島小學校々舎増築並びに校地周囲の柵設置について 建設委員會附託
- 請第五號 二葉中學校々舎並びに諸施設建設について 同 右

一、議員提出第八號 平和橋を市道編入に關する意見書に 決 定
 ついて 提出決定
 一、第百五號議案 廣島市公平委員會委員を選任すること 原案同意
 の同意について 追 而 會議録は後日送付します。

出張所所管區域別人口及び世帯状況 (昭和二十六年八月一日現在)

出張所別	人口	同上前月との比較	世帯	同上前月との比較
牛田	八、八八三	増	二、二二五	増
尾長	三、一八六	増	三、〇二一	増
青崎	九、五六一	増	二、三三三	増
段原	三、一四四	増	三、五八八	増
比治山	一、六九二	増	一、四一八	増
仁保	五、七六八	増	一、四四三	増
大河	一、二二〇	増	二、七四二	増
皆賀	一、六三三	増	四、〇四〇	増
宇品	二、四〇三	増	六、二六八	増
似島	二、三三三	増	四、八二二	増
基町	二、七六三	増	七、一五八	増
中央	三、七七一	増	六、七三三	増
十日市	二、〇七三	増	五、二二六	増
舟入	三、四八二	増	三、四三三	増
觀音	一、九〇七	増	四、六八八	増
己斐	一、七三三	増	四、八五五	増
三篠	一、七四三	増	四、四二六	増
草津	一、七五四	増	三、三三三	増
計	二九、七二〇	増	七五、二九六	増

戸籍上の市勢 (昭和二十六年七月分)

種別	件数	同上一日分		前年同月	期前増減
		最大	最小		
結婚	一〇九	一四	一	一七	一八
離婚	一一	一	一	一	一
出生	三二	八	一	二九	二二
死亡	一〇	一	一	一〇	一〇
寄留届	一八	一	一	一八	一八
出寄留届	一八	一	一	一八	一八
印鑑届	一〇	一	一	一〇	一〇
印鑑照査	一〇	一	一	一〇	一〇
身分證明	一〇	一	一	一〇	一〇
戸籍閲覧	一〇	一	一	一〇	一〇

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分で計算したもの

廣島市役所

(八月十二日)
一、議員提出第七號 水族館設置對策特別委員會設置につ

廣島市報

No. 65

昭和二十六年
九月二十日發行
(木曜日)

發行人所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話
中二三五一番
中二六〇六番
中三〇九四番
中三七〇五番
中二七六一番
中二六五七番
中二六五七番
中二六五七番
中一六五八番
(市會事務局)
(秘書課)
(會計課)

【目次】

廣島市稅條例の一部改正	一
廣島市納稅獎勵條例制定	二
廣島市固定資産評價審査委員會條例制定	二
職員の勤務時間及び休暇等に關する規則制定	四
職員の特殊勤務手当の支給に關する規則制定	四
廣島市消防吏員の服制に關する規則制定	八
廣島市水源地參觀規則の一部改正	二
廣島市水道集金員の任免服務等に關する規則の一部改正	二
廣島市職員退職手当支給條例施行細則の一部改正	三
廣島市災害救助隊規則の一部改正	三
廣島市共済組合條例施行細則の一部改正	三
不動產差押調停公示決定について	三
緊急臨時市議會召集について	三
緊急臨時市議會に付する事件について	三
緊急臨時市議會に付する事件について	三
第二十三回換地等發賣について	三
換地予定地指定通知書の公示送達について	三
市民税の公示送達について	三
廣島市水道工事指定並びに給水装置技術合格者について	三

【目次】

九月臨時市議會召集について	四
九月臨時市議會に付する事件について	四
換地予定地指定通知書の公示送達について	四
昭和二十六年廣島市歳入予算追加について	五
昭和二十六年廣島市畜犬登録及び狂犬予防注射實施について	六
廣島市水道局淨水場守衛勤務規程制定	六
廣島市水源地參觀規程制定	六
職員をその意に反して降任し又は免職する場合の具体的基準の設定について	七
廣島市職員考査規程の一部改正	七
予算の執行並びに工事費に關する合議について	七
辭令	七
雜報	九
緊急臨時市議會議決事件について	九
九月臨時市議會議決事件について	九
出張所々管區域別人口、世帯状況について	九
條例	三
廣島市稅條例の一部を改正する條例をここに公布する。	三
昭和二十六年九月二十日	三
廣島市長 坂井 信三	三
廣島市條例第三十四號	三

廣島市稅條例の一部を改正する條例

廣島市稅條例(昭和二十五年八月三十日條例第二十九號)の一部を次のように改正する。

第六十一條を次のように改める。

第六十二條を次のように改める。

(會議の期間の特例)

第六十二條 委員會の審査のための會議の期間は、法第四百二十八條第一項(法第四百二十九條の規定の適用がある場合を含む。)に定めるもののほか、法第四百十五條第一項但書の規定によつて三月十一日以後に固定資産課税台帳の縦覧期間を設けた場合においては、當該縦覧期間の初日からその末日後三十日の間、法第四百十七條第一項の規定による通知をした場合においては當該通知をした日から五十日の間、法第四百十九條第三項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した場合においては、當該縦覧期間の初日から四十日の間とする。

所定の期間以外に會議を開く必要がある場合においては、その會議の期間は審査委員會でこれを定める。

第六十三條及び第六十四條を次のように改める。

第六十三條及び第六十四條 除

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市納稅獎勵條例をここに公布する。
昭和二十六年九月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十五號
廣島市納稅獎勵條例

(目的)
第一條 この條例は、納稅の美風を涵養し、納稅思想の昂揚を市稅の完納を促ることを目的とする。

(定義)
第二條 この條例で納稅貯蓄組合とは、納稅貯蓄組合法(昭和二十六年四月法律第四十五號)並びに同法施行令(昭和二十六年四月政令第九十九號)並びに同法施行規則の規定により二十名以上をもつて設立した組合をいう。

(補助金の交付額)
第三條 前條の納稅貯蓄組合(以下「組合」という。)は、設立し、この組合を通じて市稅を完納した場合は、左の標準により補助金を交付する。但し、納稅貯蓄組合法施行令第五條の規定による額を超過する場合における交付額は、その限度内とする。
一 組合員一人につき 年額 三千円以内
二 市稅を納期限後九日以内に完納した場合 徴收令書一通につき 三四円以内
納入税額に對し 百分の一以内

(補助金計算の方法)
第四條 補助金交付額算定の基本となる納入税額の合計額は、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
第五條 補助金の交付は左の二期に區分し第一期は十月、第二期は四月に交付する。
第一期 四月から九月まで
第二期 十月から翌年三月まで

第六條 補助金の交付を受けようとするときは、別に定められたる様式により補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

第七條 市長は、納稅成績優良と認める組合又は納稅に關し功勞顯著と認める者があるときは、これを表彰することをできる。
(市長への委任)
第八條 この條例に定めるものの外、必要な事項は、市長がこれを定める。

附則
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年度分が適用する。

廣島市固定資産評價審査委員會條例をここに公布する。
昭和二十六年九月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第三十六號
廣島市固定資産評價審査委員會條例

(この條例の目的)
第一條 この條例は、地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六號以下「法」という。)第四百三十一條の規定に基き固定資産評價審査委員會(以下「委員會」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 委員長及び書記
第二條 委員會に委員長を置く。
委員會は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
委員長は、この條例及び廣島市固定資産評價審査委員會規程の定めるところによつてその職務を行う。
委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。
委員長の任期は一年とする。但し、再任することを妨げない。

出を求め、認めるときは、市長に對し請求書の提出した書及び必見と認める資料の概要を記載した文書を提出し、期限を定めて、再答辯書の提出を求め、認めるときは、市長に對し請求書及び市長に通知しなければならない。
委員會は、必要があるときは、關係者相互の對質を求め、認めるときは、關係者相互の証言にかえて口頭審理の提出を許すこともできる。
前項の口頭審理は、左に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
一 提出者の住所、氏名及び職業
二 提出の年月日
三 証言すべき事項

委員會は、請求者が出席しているときは、口頭審理を終了するに先だつて請求者に對して、意見を述べ、且つ必要な資料を提出する機会を與えなければならない。
書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
前項の調書には、左に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

一 一事案の表示
二 審理の場所及び年月日
三 出席した關係者の住所、氏名及び職業
四 審理の要領
五 その他必要な事項

(書記)
第三條 委員會に書記三人を置く。
書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、委員會の庶務を處理する。

第三章 審査の請求
(審査の請求)
第四條 法第四百三十二條の規定による審査の請求は、審査請求書正副各一通を委員會に提出しなければならない。
一 前項の審査請求書には、左に掲げる事項を記載し、請求者がこれに署名押印しなければならない。
一 請求の年月日
二 請求者の住所、氏名及び生年月日、請求者が法人であるときはその名稱及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
三 請求者に法定代理人があるときは、その住所及び氏名
四 請求の事由
五 請求の理由
六 口頭審理の手續による審査を申請するときは、その旨を添附することとする。
請求書は、審査請求書の提出後、その記載事項に変更を生じたときは、直ちに當該變更に係る事項を委員會に届出なければならない。
(審査請求書の受理及び取下)
第五條 委員會は、審査請求書が提出されたときは、速かに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。
委員會は、前項の調査の結果、審査請求書がその提出

(實地調査)
第十一條 書記は、實地調査について調書を作成しなければならない。
前項の調査には、左に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
一 一事案の表示
二 調査の場所及び年月日
三 調査の結果
四 その他必要な事項
第十二條 書記は、前二條の規定するものの外、委員會の議事について調書を作成しなければならない。
前項の調書には、左に掲げる事項を記載し、議事に關した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
一 一事案の表示
二 會議の場所
三 會議の要領
四 その他必要な事項
(決定書の作成)
第十三條 委員會は、審査の決定をするときは、決定書正副各一通を作成しなければならない。
(審査の秩序維持)
第十四條 委員會は、審査の進行を妨げる者に對し退席を求め、認めるときは、これを決定する。

第十五條 委員會の委員に對しては、委員會への出席日數に應じて、日額六百圓の手當を支給する。
前項の手當は、當月分その翌月上旬に支給する。
(規程への委任)
第十六條 この條例に定めるものの外、審査の手續、記録

期限内に提出されたものであり、且つ、適法な方式を備えてあるものであるときは、これを受理しなければならない。
委員會は、第一項の調査の結果、審査請求書の記載事項に欠陥があるときは、五日以内の期間を定めて請求者にその欠陥を補正させなければならない。
委員會は、審査請求書を受理したときは、その旨を市長に、却下したときは、その旨を請求者に、それぞれ通知しなければならない。
(審査の請求の取下げ)
第六條 請求者は、委員會が審査の決定を行うまでの間は、いつでも審査の請求の全部又は一部を取下げることができる。
審査の請求の取下げは、その旨を記載した文書を委員會に提出しなければならない。
第四章 審査の手續
(審査の併合)
第七條 委員會は、相關連する事案に係る數個の請求を併合して審査することを通當と認めるときは、これを併合して審査することとする。
(資料の提出)
第八條 請求者は、審査の決定があるまでは、いつでも審査に關し必要な資料を提出することができる。
(書面審理)
第九條 委員會は、書面審理を行うときは、市長に對し審査請求書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を提出し、期限を決めて、答辯書を求めるものとする。
委員會は、必要があるときは、請求者に對し市長の提出した答辯書の内容及び必要と認める資料の概要を記載した文書を提出し、期限を決めて、辯答書の提出を求め、認めるときは、市長に對し請求書及び市長に通知しなければならない。
委員會は、必要があるときは、關係者相互の對質を求め、認めるときは、關係者相互の証言にかえて口頭審理の提出を許すこともできる。
前項の口頭審理は、左に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
一 提出者の住所、氏名及び職業
二 提出の年月日
三 証言すべき事項
委員會は、請求者が出席しているときは、口頭審理を終了するに先だつて請求者に對して、意見を述べ、且つ必要な資料を提出する機会を與えなければならない。
書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
前項の調書には、左に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

一 一事案の表示
二 審理の場所及び年月日
三 出席した關係者の住所、氏名及び職業
四 審理の要領
五 その他必要な事項

(實地調査)
第十一條 書記は、實地調査について調書を作成しなければならない。
前項の調査には、左に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
一 一事案の表示
二 調査の場所及び年月日
三 調査の結果
四 その他必要な事項
第十二條 書記は、前二條の規定するものの外、委員會の議事について調書を作成しなければならない。
前項の調書には、左に掲げる事項を記載し、議事に關した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
一 一事案の表示
二 會議の場所
三 會議の要領
四 その他必要な事項
(決定書の作成)
第十三條 委員會は、審査の決定をするときは、決定書正副各一通を作成しなければならない。
(審査の秩序維持)
第十四條 委員會は、審査の進行を妨げる者に對し退席を求め、認めるときは、これを決定する。

の保存その他審査に關し必要な事項は、廣島市固定資産
評價審査委員會議程で定める。

規則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年八月十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十二號

職員の時務時間及び休暇等に關する規則

(目的)
第一條 この規則は、職員の勤務時間及び休暇等に關する
條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十三號。
以下「條例」といふ。)に基き、職員の勤務時間及び休
暇等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 職員の勤務時間は、一週間に於いて四十四時間と
する。

第三條 休息時間は、所定の勤務時間四時間につき十五分
とする。

第四條 前項の休息時間の時刻の割振は、任命権者が定める。
(有給休暇)
第五條 有給休暇は、年次休暇、病氣休暇及び特別休暇と
する。

第六條 年次休暇の基準は、條例第七條第一項に定める通りと
し、病氣休暇及び特別休暇の基準は、別表第一、第二及

び第三に定める通りとする。
(有給休暇の単位)
第七條 有給休暇は、一日若しくは半日又は一時間を単位
として受けることができる。

(有給休暇の承認)
第八條 條例第七條に定める有給休暇に關する所定長の承
認は、あらかじめ受けておかなければならない。

第九條 職員は、病氣、災害その他やむを得ない事故により、
前項の規定によることのできなかつた場合には、その事
故消滅後直ちにその理由を付して所屬長に承認を求めな
ければならない。

第十條 職員が引継ぎ六日を超える病氣休暇又は特別休暇の
承認を求めるときは、醫師の診断書その他その事故
を証明するに足る書面を提出しなければならない。

第十一條 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)
第十二條 非常勤職員の勤務時間は、臨時雇用職員について
は、一日につき八時間をこえない範囲内とし、その他の
職員については、常勤職員の一週間の勤務時間の四分の
三をこえない範囲内とする。

第十三條 前項の職員には、條例第七條に規定する有給休暇は認
めない。但し、一年間継続勤務した臨時雇用職員は、年
次休暇を受けることができる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 病氣休暇の基準

一 負傷又は疾病
二 予防注射又は予防接種に
三 醫師の証明等に基き最少限度
による普しい發熱等の場合
を包含し、

醫師又は助産師の証明等に基
き分べんの予定日前六日(日
に當る日から分べんの期
間内においてあらかじめ必要と認
める期間

別表第二 特別休暇の基準

一 傳染病予防法による交通し
二 風水災火災その他の非常災
三 風水災火災その他の天災地
四 風水災火災その他の天災地
五 風水災火災その他の天災地
六 風水災火災その他の天災地
七 風水災火災その他の天災地
八 風水災火災その他の天災地
九 風水災火災その他の天災地
十 風水災火災その他の天災地

別表第三 忌引日數表

一 死亡した者
二 配偶者
三 一親等の直系尊屬
四 二親等の直系尊屬
五 同輩
六 三親等の直系尊屬
七 一親等の直系尊屬
八 二親等の直系尊屬
九 同輩
十 三親等の直系尊屬

一 生計を一にする姻族の場合には、血族に準ずる。
二 いわゆる代襲相続の場合において養父母等の繼承を承
けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ず
る。
三 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に
は、實際に要した往復日數を加算することができる。

職員の特殊勤務手当の支給に關する規則をここに公布
する。
昭和二十六年八月二十八日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十一號

職員の特殊勤務手当の支給に關する規則

(目的)
第一條 この規則は、職員の特殊勤務手当に關する條例(昭
和二十六年八月十一日廣島市條例第二十一號。以下「
條例」といふ。)第十七條の規定に基き、職員の特殊勤
務手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とす
る。
第二條 條例第一條に規定する「職員」とは、一般職の職員の
給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例
第六十二號)の適用を受けるもの及び當時勤務する嘱託
員をいふ。
第三條 市稅事務從事職員の特殊勤務手当の額は、別表第
一に掲げる額とする。

市稅事務從事職員の特殊勤務手当は、職員が病氣のた
め執務しないことが九十日を超える場合には支給しな
い。
前項に掲げるものの外、市稅事務從事職員の特殊勤務
手当の支給に關しては、給料の支給方法に準じて支給す
るものとする。但し、職員が遅参、早退のため給料が減
額せられる場合でも手当は減額しないものとする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当の支給に
關しては、別記様式第一號による傳染病防疫作業從事實
績簿に所要事項を記載し、これに基いて支給するもの
とする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当の額は、別表
第二に掲げる額とする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当は、その月分
を翌月の給料の支給日に支給するものとする。但し、職
員が退職若しくは死亡したときは、その際支給するもの
とする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当の額は、別表第三の
通りとする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当の支給に關しては、
別記様式第二號による危険作業從事実績簿に所要事項を
記載し、これに基いて支給するものとする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当は、傳染病防疫作業
從事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するも
のとする。
水道料金集金事務從事職員の特殊勤務手当の支給
に關しては、別記様式第三號による水道料金集金事務從
事実績簿に所要事項を記載し、これに基いて支給するも
のとする。

生理に有密な職務に從事
する女子職員及び生理日二
日を超えない範囲内におい
て勤務することのできない
必要と認められる期間
若しくは困難である女子職
員の生理日

右の基準並びに別表第二及び第三に示す期間は、その期
間中に勤務を要しない日及び休日を含むものとする。

別表第二 特別休暇の基準

一 傳染病予防法による交通し
二 風水災火災その他の非常災
三 風水災火災その他の天災地
四 風水災火災その他の天災地
五 風水災火災その他の天災地
六 風水災火災その他の天災地
七 風水災火災その他の天災地
八 風水災火災その他の天災地
九 風水災火災その他の天災地
十 風水災火災その他の天災地

別表第三 忌引日數表

一 死亡した者
二 配偶者
三 一親等の直系尊屬
四 二親等の直系尊屬
五 同輩
六 三親等の直系尊屬
七 一親等の直系尊屬
八 二親等の直系尊屬
九 同輩
十 三親等の直系尊屬

一 生計を一にする姻族の場合には、血族に準ずる。
二 いわゆる代襲相続の場合において養父母等の繼承を承
けた者は、一親等の直系血族(父母及び子)に準ず
る。
三 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に
は、實際に要した往復日數を加算することができる。

職員の特殊勤務手当の支給に關する規則をここに公布
する。
昭和二十六年八月二十八日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十一號

職員の特殊勤務手当の支給に關する規則

(目的)
第一條 この規則は、職員の特殊勤務手当に關する條例(昭
和二十六年八月十一日廣島市條例第二十一號。以下「
條例」といふ。)第十七條の規定に基き、職員の特殊勤
務手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とす
る。
第二條 條例第一條に規定する「職員」とは、一般職の職員の
給與に關する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例
第六十二號)の適用を受けるもの及び當時勤務する嘱託
員をいふ。
第三條 市稅事務從事職員の特殊勤務手当の額は、別表第
一に掲げる額とする。

市稅事務從事職員の特殊勤務手当は、職員が病氣のた
め執務しないことが九十日を超える場合には支給しな
い。
前項に掲げるものの外、市稅事務從事職員の特殊勤務
手当の支給に關しては、給料の支給方法に準じて支給す
るものとする。但し、職員が遅参、早退のため給料が減
額せられる場合でも手当は減額しないものとする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当の支給に
關しては、別記様式第一號による傳染病防疫作業從事實
績簿に所要事項を記載し、これに基いて支給するもの
とする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当の額は、別表
第二に掲げる額とする。
傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当は、その月分
を翌月の給料の支給日に支給するものとする。但し、職
員が退職若しくは死亡したときは、その際支給するもの
とする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当の額は、別表第三の
通りとする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当の支給に關しては、
別記様式第二號による危険作業從事実績簿に所要事項を
記載し、これに基いて支給するものとする。
危険作業從事職員の特殊勤務手当は、傳染病防疫作業
從事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するも
のとする。
水道料金集金事務從事職員の特殊勤務手当の支給
に關しては、別記様式第三號による水道料金集金事務從
事実績簿に所要事項を記載し、これに基いて支給するも
のとする。

水道料金集金事務從事職員の特殊勤務手当の支給
に關しては、別記様式第三號による水道料金集金事務從
事実績簿に所要事項を記載し、これに基いて支給するも
のとする。

東京出張所職員の特殊勤務手当の額は、經濟事情
その他の要件を考慮して、別に定める。

東京出張所職員の特殊勤務手当は、給料の支給方法に

五

準じて支給するものとする。但し、職員が病氣のため執務しないことが九十日を超える場合には、支給しない。

(現金出納事務従事職員の特殊勤務手当の支給に關する)

第八條 現金出納事務従事職員の特殊勤務手当の支給に關しては、別記様式第五號による現金出納事務従事員実績簿に所要事項を記録し、これに基いて支給するものとする。

- 現金出納事務従事職員の特殊勤務手当の額は、当該現金取扱額の一万分の五に相當する金額とする。
- 現金出納事務従事職員の特殊勤務手当は、その月の取扱額十万円未満の場合には、支給しない。
- 現金出納事務従事職員の特殊勤務手当は、その月の取扱額に一万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て計算するものとする。
- 現金出納事務従事職員の特殊勤務手当の支給に關しては、傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するものとする。

(雜則)

第九條 この規則に定めるものを除く外、職員が特殊勤務に準じて支給に關して必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年八月一日から適用する。但し、第二條の規定は、昭和二十六年六月一日から適用する。

別表第一 市税事務従事職員の特殊勤務手当

種別	職別	支給月額
第一種	課長以上	千円
第二種	係長	八百円
第三種	一般吏員	六百円
第四種	雇員	四百円

別表第二 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当

(イ)

種別	傳染病名	支給月額
第一種	ペスト、コレラ、痘、癘、発しんチフス、流行性腦脊髄膜炎、日本腦炎、黄熱	四十円
第二種	腸チフス、パラチフス、赤痢、疫痢	三十円
第三種	チフス、しやう紅熱、らい病	二十四円
第四種	結核(但し、當時患者、死者又は病室汚染物件に接觸する場合に限る。)	二十四円

(ロ)

種別	家畜傳染病名	支給月額
第一種	炭、鼻、流行性腦炎、狂犬病	四十円
第二種	ブルセラ病、牛結核	三十円
第三種	豚丹毒	二十円

別表第三

危険従事職員の特殊勤務手当

種別	危険作業	支給月額
第一種	地上二十メートル以上の高所における作業(屋内作業を除く。)	三十円
第二種	1 塩素の扱、心作業 2 ラヂウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる作業 3 地上十メートル以上の高所における作業(屋内作業を除く。)	三十円

第二種 水中において行う作業

種別	集金実績割合	支給月額
第一種	百分の九十以上	千二百円
第二種	百分の九十三以上	千四百円
第三種	百分の九十七以上	千七百円
第四種	百分の九十八以上	二千円

別表第四 水道料金集金事務従事職員の特殊勤務手当

(イ) 集金済領收証に對するもの

種別	集金実績割合に對するもの	支給月額
第一種	集金済領收証千五百枚まで	七十銭
第二種	集金済領收証千五百枚を超える部分	一円四十銭

(ロ) 集金実績割合に對するもの

種別	集金実績割合	支給月額
第一種	百分の九十以上	千二百円
第二種	百分の九十三以上	千四百円
第三種	百分の九十七以上	千七百円
第四種	百分の九十八以上	二千円

備考 「集金実績割合」は、一集金期間(二月間)中の責任集金件数(告知書の件数)と集金実績件数の割合及び同期間中の責任集金額(告知書の合計額)と集金実績額の割合の比較において低い方の割合をいう。

別表第五 船舶乗組職員の特殊勤務手当

種別	区域	支給月額
第一種	廣島市の区域内	四十円
第二種	廣島市以外の区域	五十円

別記様式第一號

傳染病防疫作業従事員実績簿

昭和年月分所属名	職名	氏名	備考

備考 一 勤務日(二日)にわたる場合は、その勤務時間の長日の数を日として計算し、その作業の従事日とする。二 作業が、連続して行われ、その間に休息を必要とする個人別に、その作業の従事日とする。三 必要に応じて處理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。

別記様式第二號

危険作業従事員実績簿

昭和年月分所属名	職名	氏名	備考

備考

一 作業が、まれにしか行われないものに於ては、各個人別にしないことができる。この場合には、「備考欄」を「職氏名欄」に記入するものとする。

二 必要に応じて處理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。

別記様式第三號

水道料金集金事務従事員実績簿

昭和年月分所属名	職名	氏名	備考

備考

一 「平常の額」欄中「(ロ)集金実績割合に對するもの」欄は、期末の属する月に記入する。

二 「割定」欄には、該額に係るものは未済のもの、三 「平常の額」欄中「(イ)集金済領收証に對するもの」欄の「取扱を受けた分」及び「取納分」欄は、未済なものについて記入するもの。

備考

四 期末に屬する月においては、「割定」、「実績」欄の最初に前月の合計額を記入するものとする。この場合においては、その月分の実績件数は備考欄に記入するものとする。

五 取扱を受けたり、取扱を受けたり又は誤つて集金したものがあるときは、それぞれ備考欄にその旨記入する等集計に便するよう注意すること。

六 差引支給額欄には、一應集金位まで記入し、その後の端数處理は、その部分のみを訂正すること。

七 必要に応じて處理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。

別記様式第四號

船舶運航従事員実績簿

昭和年月分所属名	職名	氏名	備考

備考 必要に応じて處理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。

別記様式第五號

現金出納事務従事員実績簿

昭和年月分所属名	職名	氏名	備考

備考 必要に応じて處理の経過を示す欄を設けることは差し支えないものとする。

廣島市消防吏員の服制に資する規則をここに公布する。
昭和二十六年九月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十二號

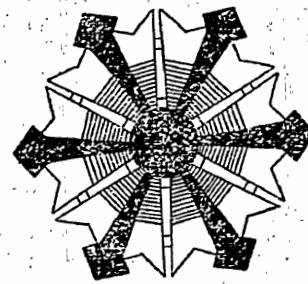
廣島市消防吏員の服制に関する規則

第一條 消防組織法第十五條第二項の規定により、廣島市消防吏員（以下消防吏員という。）の制服を別表の通り定める。

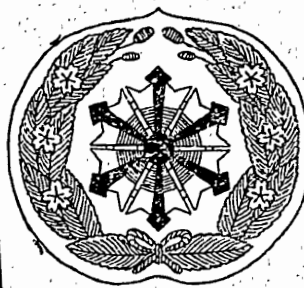
附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 廣島市消防職員（以下消防職員）の宣誓訓練禮式及び服制に関する規則（昭和二十三年三月五日規則第四十二號）は、廢止する。
- 従前の制服は、當分の間これをを用いることができる。

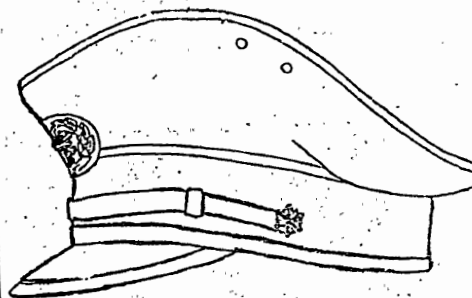
消防章



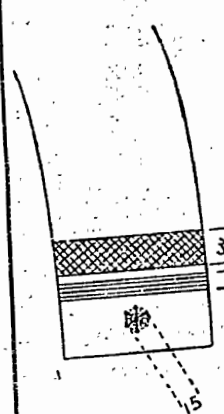
帽章



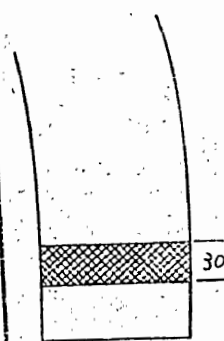
帽子



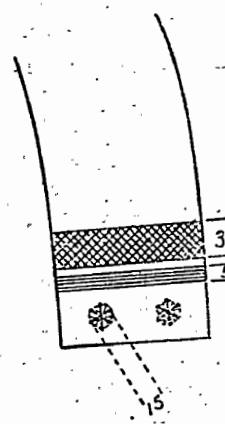
消防司令



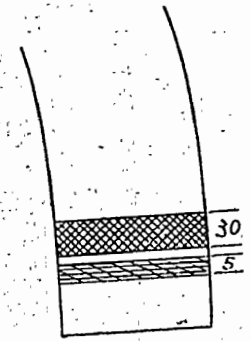
消防士



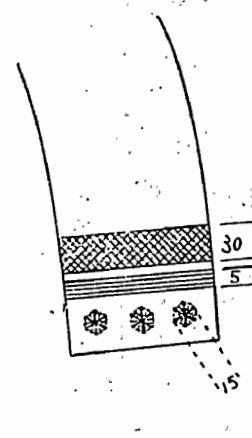
消防司令長



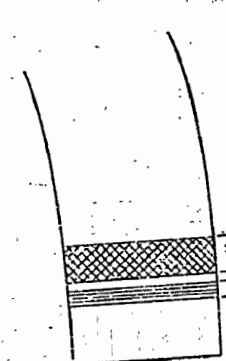
消防士長



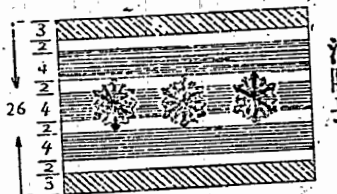
消防長



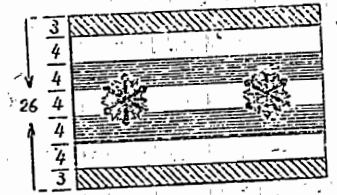
消防司令補



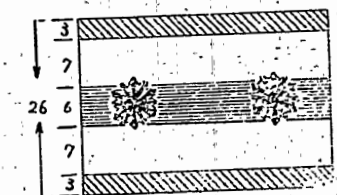
消防長



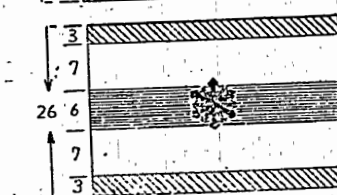
消防司令長



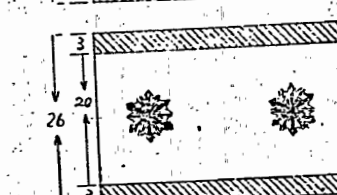
消防司令



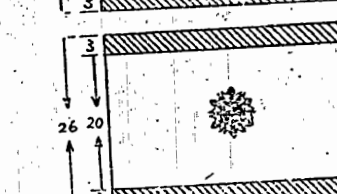
消防司令補



消防士長

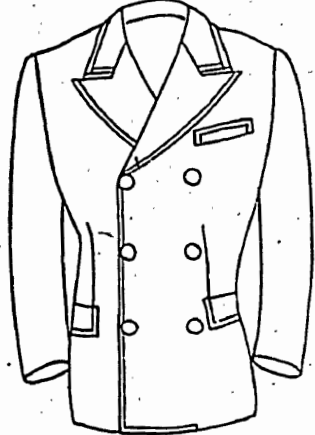


消防士

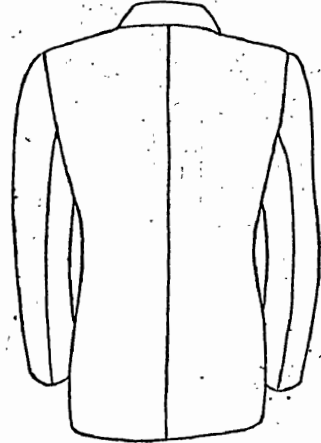


冬上衣

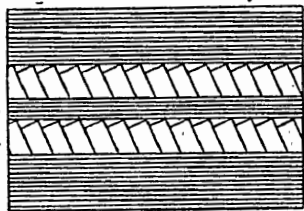
後面



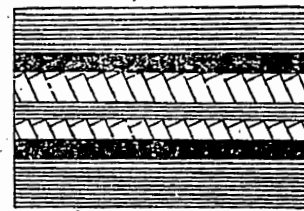
前面



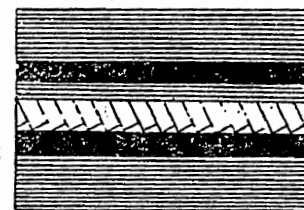
帽子巻ひも



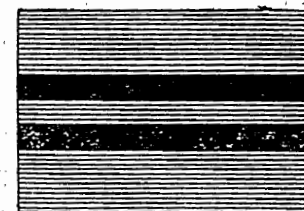
消防長



消防司令長



消防司令



消防司令補



消防司令長、消防士

消防長章

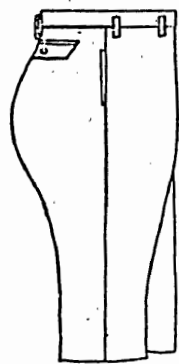


ボタン



20mm

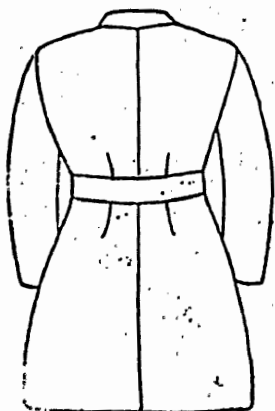
冬ズボン



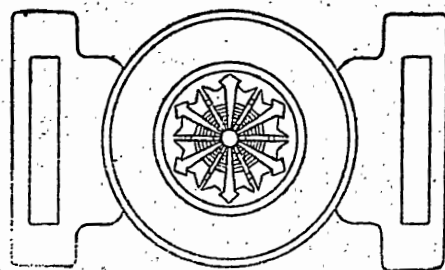
67mm

46mm

甲種外套

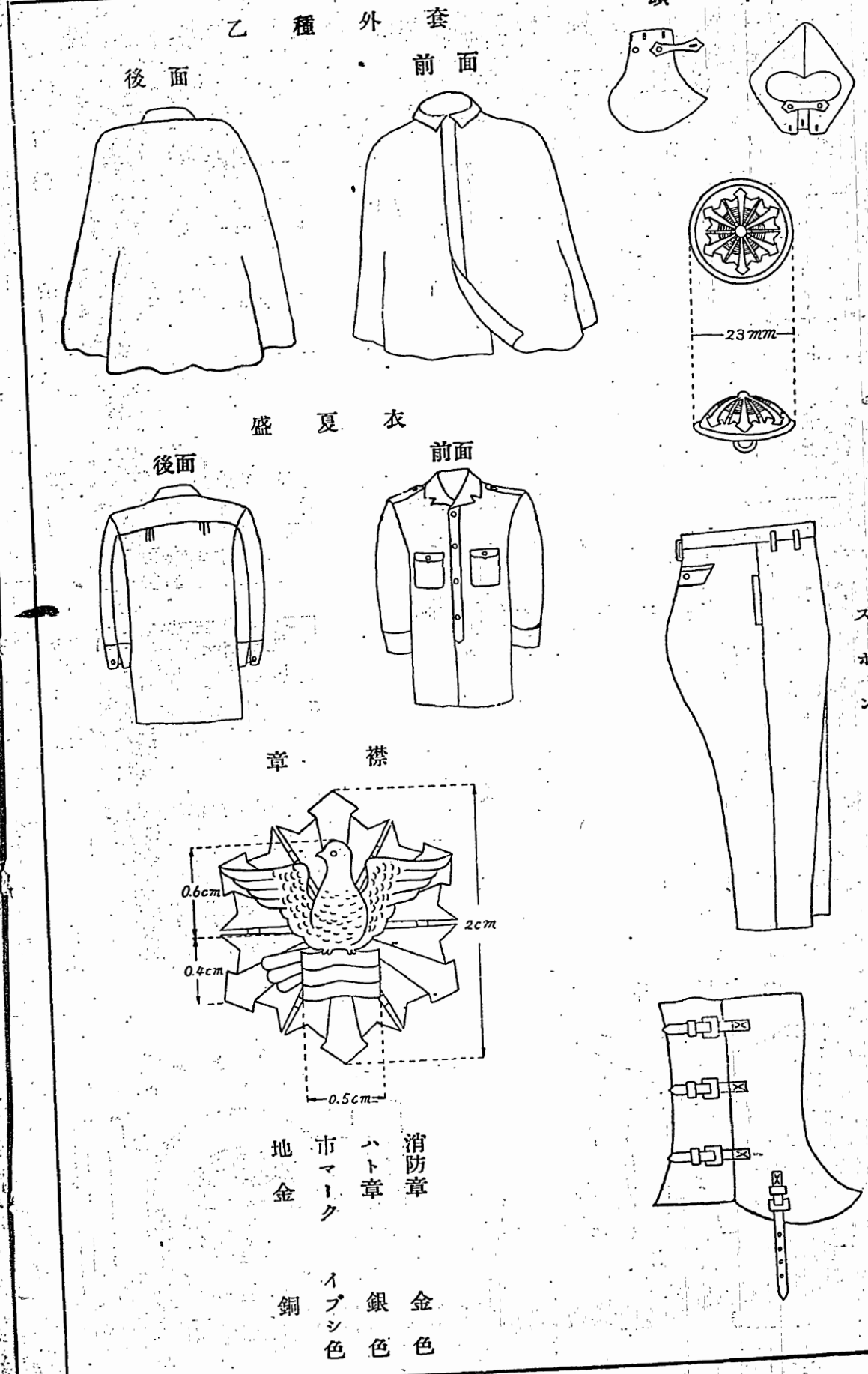


前金具



別表	品種	冬 上 衣				冬 下 衣		製式	地質
		胸章	袖章	襟章	前面	前面	後面		
消防吏員服制	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	黒又は濃紺の絨とし同色の裏地をつける。	

靴	半 靴		外 靴		外 靴		帽	
	製式	地質	製式	地質	製式	地質	製式	地質
長、短適宜	黒又は茶褐色の革	側面に三個のビシヨウをつけ下部に靴底を廻してさめるビシヨウ一個をつける。	黒又は濃紺の絨若しくは黒色の防水布	折襟長マント式	胸部に黒色の隠しボタン三個をつける、頭巾及び頭巾ごめは甲種外靴と同様に作る。	黒又は濃紺の絨	四角として黒革製前底及び黒革製あご紐をつける。あご紐の両端は帽の両側において消防帽の周囲には黒色斜千線及び蛇腹組金線をつける。但し、消防司令帽、消防士長及び消防士の場合には、消防司令帽、消防士長及び消防士は白又は茶褐色の腹組金線をつける。かき、夏は白又は茶褐色の腹組金線をつける。	金色金風製消防帽をモールド製金色襷で推す。台地は黒又は濃紺の絨とする。



廣島市水道地参観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年九月六日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十三號 改正する規則の一部を

廣島市水道地参観規則(昭和二十三年二月二十二日規則第三十二號)の一部を次のように改正する。

第三條中「市役所復興局上水課」を「水道局牛田浄水場」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日から適用する。

廣島市水道集金員の任免服務等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年九月六日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十四號 改正する規則の一部を

廣島市水道集金員の任免服務等に関する規則(昭和二十四年四月十五日規則第三號)の一部を次のように改正する。

第二條中「廣島市職員分限規則」を「廣島市職員就業規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市職員退職手当支給條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年九月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十五號

廣島市職員退職手当支給條例施行細則の一部を改正する規則
廣島市職員退職手当支給條例施行細則(昭和二十四年十一月十日廣島市規則第四十九號)の一部を次のように改正する。

Table with 4 columns: 等級, 給與日額, 保險金額, 給與日額. Rows 1-16 showing salary and insurance amounts for various grades.

Table with 4 columns: 等級, 給與日額, 保險金額, 給與日額. Rows 17-30 showing salary and insurance amounts for various grades.

附則 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十六年九月一日から適用する。

廣島市災害救助隊規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十六年九月十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市共済組合條例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十六年九月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十六號

廣島市災害救助隊規則の一部を改正する規則
廣島市災害救助隊(昭和二十三年九月十日規則第三十三號)の一部を次のように改正する。

- List of amendments to disaster relief rules, including provisions for medical assistance, relief classes, and disaster relief classes.

廣島市共済組合條例施行細則(昭和十六年四月三十日達甲第九號)の一部を次のように改正する。
第八條中第三號を削る。
第十一條第一項但書を次のように改める。

告示

廣島市告示第三十九號

左記九名に關する昭和二十六年度不動産差押調書については、左記事由に依る送達不能の爲、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示する。

廣島市告示第四十二號

昭和二十六年九月四日 廣島市長 濱井信三
第二十三回換地予定地變更指定の發表について

- List of land exchange specifications, including details for various plots and their designated uses.

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行地區内の貴族所有又は關係の土地に對し、特別都市計画法第十三條の規定により別紙調査及び圖面の通り指定する。

廣島市告示第四十號

昭和二十六年九月四日 廣島市長 濱井信三
地方自治法第百一條第二項の但し書により左記の通り緊急臨時廣島市議會を招集する。

招集日時 昭和二十六年九月五日午後二時
招集場所 廣島市役所

廣島市告示第四十一號

昭和二十六年九月四日 廣島市長 濱井信三
九月五日招集の緊急臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り。

一 訴訟提起について

廣島市告示第四十三號

昭和二十六年九月七日 廣島市長 濱井信三
廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行地區内の別紙土地所有者關係者中島省一に對する特別都市計画法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否その他のため送達不能につき、併地整理法第三十五條の規定により公示する。

廣島特別都市計画事業復興東部土地區劃整理施行地區内の別紙土地所有者關係者中島省一に對する特別都市計画法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否その他のため送達不能につき、併地整理法第三十五條の規定により公示する。

Table with columns: 町名, 地番, 表示, 符號, 土地所有, 現住所, 氏名, 現住所, 氏名, 事由, 摘要. Contains land ownership and transfer records for various districts like 中島町, 横町, 鳥屋町, etc.

廣島市告示第四十四號
廣島市橋本町新野義雄外九七一名に關する昭和二十六年度臨時(二期)市民税
廣島市研屋町高橋行成外一〇〇名に關する昭和二十六年定期(二期)市民税

廣島市告示第四十七號
昭和二十六年九月十日
廣島市長 濱 井 信 三
九月十七日招集の臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り

の規定により別紙調査及び圖面の通り指定する。
一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。
一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になつたもの、また道路、公園その他公共用地になつたものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

廣島市告示第四十九號
九月十九日市議會の議決を経た昭和二十六年廣島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。
但しこの予算は即日これを施行する。
昭和二十六年九月十九日
廣島市長 濱 井 信 三

Table with columns: 町名, 地番, 表示, 符號, 住所, 氏名, 事由, 摘要. Lists specific land parcels and their details.

一、從前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついてゆくの土地所有者と協議の上使用區分を決め使用収益せられたい。
一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合は、當方の現場明示を必ず受けること。
一、換地予定地指定地區内の土地を賣買、讓渡する場合は、當方に連絡し協議の上でないこと不測の御迷惑を生ずる事がある。

- 六、社會勞働施設費 金百四拾万四
- 七、保健衛生費 金拾壹万貳千四
- 八、汚物處理費 金拾壹万貳千四
- 九、統計調査費 金拾壹万九百四
- 一〇、統計調査費 金拾壹万九百四
- 一一、選挙費 金拾九万六千五百五拾四
- 一二、選挙費 金拾九万六千五百五拾四
- 一三、諸支出金 金四百七拾七万四
- 一四、雑支出 金拾壹万四
- 一五、第六回國民体育大會諸費 金四百六拾六万六千四
- 歳入合計 金七百拾六万五千五百五拾四
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第五十號

狂犬病豫防法(昭和二十五年法律第二百四十七號)による昭和二十六年廣島市畜犬登録及び定期狂犬病豫防注射(后分期)を左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬登録及び豫防注射を受けなければならない。なお登録を受けず若しくは鑑札を付けていない犬又は、豫防注射を受けず若しくは注射済票を付けていない犬は捕獲され、その飼主は法第二十七條の規定により、三万円以下の罰金に處せられることがある。

昭和二十六年九月二十日
廣島市長 濱 井 信 三

一、畜犬登録 登録手数料 三百円
期間 昭和二十六年四月一日より昭和二十七年三月三十一日迄(日曜、祝日を除く)
場所 廣島市保健所
當日は犬を連れて来なくてもよい。
(なお左記注射場所でも特別に取扱う)
二、定期豫防注射(后分期)

注射月日	注射時間	注射實施の場所
十月三日 水	午後一時より四時	古田小學校
四日 木	〃	瀨崎西福寺
五日 金	〃	廣島市役所已斐出張所
六日 土	〃	青崎小學校
八日 月	〃	三條小學校
九日 火	〃	尾長小學校
十日 水	〃	觀音中學校
十一日 木	〃	荒神小學校
十二日 金	〃	廣島市役所宇品出張所
十三日 土	〃	江波小學校
十五日 月	〃	牛田小學校
十六日 火	〃	市役所
十七日 水	〃	中島小學校
十八日 木	〃	皆實小學校
十九日 金	〃	白鳥小學校
二十日 土	〃	段原中學校
二十二日 月	〃	本川小學校
二十三日 火	〃	廣島市役所舟入出張所
二十四日 水	〃	袋町小學校
二十五日 木	〃	織町小學校
二十六日 金	午後一時より三時	廣島市役所似鳥出張所

廣島市訓令第十一號

廣島市水道局淨水場守衛勤務規程を次のように定める。
一、小兩決行
二、雨天の場合は後日に廻し随時通知する。

廣島市訓令第十二號

廣島市水道地參觀規程を次の様に定める。
昭和二十六年九月六日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市水道地參觀規程

第一條 水道局淨水場長は、水源地の參觀を願ひ出た者があるときは、別表第一號様式により第二號様式の參觀証を交付する。
第二條 守衛は、參觀証を持参したものであるときは、直ちに淨水場長に報告し、場長は、適當な係員をして場内を案内せしめるものとする。
第三條 淨水場長は參觀のてん未を守衛日誌に記載せしめ毎週月曜日に水道局長に報告する。
第四條 參觀証は、その順序により、參觀証綴に整理して置くものとする。

別表第一號様式

月日	場長	係員	參觀証	住所	氏名	年月日

別表第二號様式

住所	職名	氏名

水源地參觀証
廣島市役所
水道局淨水場

- 參觀上の注意
- 一 本証は參觀の際守衛におわたし下さい。
 - 二 參觀中は案内人の指示に従つて下さい。
 - 三 場内では特に非衛生的な行為をしてはいけません。

廣島市訓令第十三號

雇内一般

職員をその意に反して降任し又は免職する場合は、その職名をその意に反して降任し又は免職することである。この規定に該當する場合の規定してあるのであるが、ここにこの規定に該當する場合の具体的な基準を次のように定め、もつて規定の解釋を統一して疑義を排除し、かつ、これらに該當する職員に對しては、斷乎適切な措置を講ずる方針であること明らかにし、この趣旨が職内一般に徹底して、職員勤務能率の増進及び發揚を促進することを希望する。
昭和二十六年九月十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市訓令第十四號

雇中一般

廣島市職員考査規程(昭和二十二年一月一日告乙第二十九號の一)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年九月十一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市訓令第十五號

各局(各委員を含む)局長
局外各課長

予算の執行並びに工事費に關する
八月二十二日付廣財丙第四十一號により總務局長名をもつて通達した首標については、事務決裁規程との間に疑義を生ずる向きがあるため、今後左記によりその取扱に遺憾のないよう重ねて訓令する。

- 記
財務課長を經由の上總務局長へ合議すべきもの。
一 工事に關するもの
1 工事施行例(百万円以上但し財源を補助金又は起債により措置しあるものについては、額の多寡にかかわらずそのすべてを合議すること)
2 契約締結例(右に同じ。)
3 工事延期並びに設計變更
4 二十万円以上の中間支拂(竣工拂は當初の間財務課へ連絡すること。)
二 物品購入及び修繕に關するもの
1 二十万円以上の購入並びに修繕
但し別に文書をもつて合議すること、この際予算訓令額並びに現在残額を附記すること。
三 その他廣島市予算決算及び會計規則の規定により財務課長を經由する文書(経費支出に關係あるものに限る)はすべて予算訓令額並びに現在残額を附記すること。
昭和二十六年九月二十日
廣島市長 濱井 信三

命令

- 廣島市史編修委員を免する
事務吏員 石井 博
川本 淨良
森弘 助治

- 廣島市史編修委員を命する
昭和二十六年六月十九日
事務吏員 仲本 善昭
廣島市史編修委員を命する
昭和二十六年八月二十三日
事務吏員 江口 松芳
加藤 政夫
豐岡 勳三
酒井 節司
原田 二郎
廣島市事務改善委員を命する
昭和二十六年八月二十三日
事務吏員 川本 淨良
田窪 眞吾
國安 榮
三宅 廣三
住田 春男
廣島市性病豫防吏員を免する
事務吏員 佐々木 隆夫
平田 精一
廣島市性病豫防吏員を命する
昭和二十六年八月二十七日
事務吏員 中邑 元
池永 清眞
任都栗 司
大横田 義雄
廣島市議會文教委員長
廣島市史編修委員會委員を委囑する
昭和二十六年九月一日
事務吏員 任都栗 司
大横田 義雄

- 復職を命する
昭和二十六年九月一日
技術吏員 小野 正
藤田若水殿
木原七郎殿
松坂義正殿
廣島市顧問を委囑いたします
昭和二十六年九月一日
事務吏員 堀内 竹春
地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により昭和二十七年二月二十八日まで休職を命する
昭和二十六年九月一日
事務吏員 田窪 眞吾
村上 幸彦
佐藤 豊彦
廣島市史編修事務を囑託する
昭和二十六年九月一日
技術吏員 風森 幸徳
清水 義海
廣島市技術吏員に任命する
技術に補する
八級三號給を給する
産業局農水産課勤務を命する
昭和二十六年九月三日

- 廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
八級三號給を給する
厚生局労働課勤務を命する
昭和二十六年九月三日
和田 精護
廣島市事務吏員に任命する
書記に補する
六級八號給を給する
産業局商工課勤務を命する
昭和二十六年九月四日

- 訓告
技術吏員 寺西 正雄
事務吏員 加藤 政夫
川本 淨良
龍神 謙
伊藤 勇
中村 作一
渡邊 良一
技術吏員 桑原 佐一
山脇 昌一
堀野 九郎
事務吏員 佐藤 豊彦
費法
昭和二十六年九月五日
事務吏員 渡田 武
中央卸賣市場業務課勤務を命する
昭和二十六年九月五日

- 廣島市事務吏員に任命する
昭和二十六年九月六日
書記に補する
八級三號給を給する
市長室勤務を命する
昭和二十六年九月八日
事務吏員 今里 進三
廣島市職員考査委員會委員を命する
昭和二十六年九月十二日
技術吏員 織田 公明
事務吏員 片山 勉
上久保 正吾
手島 悟
平田 定夫
小鷹野 城彦
廣島市性病豫防吏員を命する
昭和二十六年九月十三日
事務吏員 加島 忠雄
製管出張所主任を命する
事務吏員 山田 千秋
製管出張所主任を命する
事務吏員 坂口 澄子
總務局総務課勤務を命する
事務吏員 喜多 輝子
基町出張所勤務を命する
昭和二十六年九月十八日

- 廣島市顧問を委囑いたします
昭和二十六年九月一日
事務吏員 堀内 竹春
地方公務員法第二十八條第二項第一號の規定により昭和二十七年二月二十八日まで休職を命する
昭和二十六年九月一日
事務吏員 田窪 眞吾
村上 幸彦
佐藤 豊彦
廣島市史編修事務を囑託する
昭和二十六年九月一日
技術吏員 風森 幸徳
清水 義海
廣島市技術吏員に任命する
技術に補する
八級三號給を給する
産業局農水産課勤務を命する
昭和二十六年九月三日

離報

緊要臨時會議會において左記の通り議決された

- (九月五日)
一 第百六號議案 訴訟提起について 原案可決
一 議員提出第九號 廣島市二葉地區(舊東練兵場)の土地處分に関する意見書提出について 提出に決定
九月臨時會議會において左記の通り議決された。
(九月八日)
一 第百八號議案 廣島市税條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
一 第百九號議案 廣島市納稅獎勵條例制定について 原案可決
一 第百十三號議案 廣島市固定資産評價審査委員會條例制定について 原案可決
一 第百十四號議案 廣島市福祉事務所條例制定について 原案可決
一 第百十號議案 契約締結の承認について 原案承認
一 第百十一號議案 契約締結の同意について 原案同意
(九月十九日)
一 第百三號 公有水面埋立地區城編入について 支障なしと決定
一 第百一號議案 廣島市營墓苑使用條例制定について 修正議決
一 第百二號 中島町立退に對し差處方要致について 閉會中審査
一 第百三號 向西館移轉要致について 閉會中審査
一 第百四號 白島小學校々令増添並びに校地周圍柵設置について 閉會中審査
一 第百五號 二葉中學校々令並びに諸施設建設について 採擇
一 第百七號議案 昭和二十六年度廣島市歳入出換算追加原案可決(希望事項付)
一 第百十二號議案 金庫事務を取扱う者の指定について 原案可決(附帯條件付)

一 第百十五號議案 固定資産評價審査委員選任の
同意について 原案同意

一 請第六號 宇品中學校々舎増築要案について
委員會付託

出張所管區域別人口及び世帯状況
(昭和二十六年九月一日現在)

出張所別	人口	同上前月 △の比較	世帯	同上前月 △の比較
牛田	八、八四七	△	二、三九〇	△
尾長	三、三三五	△	三、〇九〇	△
青崎	九、六三三	△	二、三九八	△
段原	二、一四四	△	五、五五五	△
比治山	一六、九七七	△	四、一四四	△
仁保	五、七七七	△	一、四六九	△
大河	一、三三三	△	二、七五五	△
皆賀	一、三三三	△	四、〇五五	△
宇品	二、〇〇〇	△	六、二六六	△
似島	二、三三八	△	四、九八八	△
基町	二、七〇三	△	七、三九九	△
中央	三、三三三	△	九、六三三	△
十日市	二、〇〇〇	△	五、二六六	△
舟入	三、三三三	△	三、四四四	△
観音	一、九二二	△	四、六二二	△
己斐	一、七三三	△	四、八七三	△
三篠	一、七四四	△	四、四四四	△
草津	一、五五五	△	三、三四三	△
計	二九八、五三一	△	七五、五二二	△

戸籍上の市勢 (昭和二十六年八月分)

種別	件数	同上		前年同差	引
		最大	最小		
婚姻	三三六	九二	二〇〇	二二六	四三
離婚	一九六	三三	二〇〇	一四	三三
出生	二九四	九三	二〇〇	一七六	一八
死亡	二〇四	二二	二〇〇	一〇	一〇
寄留届	三三	二	二〇〇	一七四	二四
出寄留届	一四三	一三	二〇〇	一三〇	一七
身分證明	一、〇七	九七	二〇〇	一〇三	一三
印鑑照査	三三六	九	二〇〇	一八八	一六
戸籍閲覧	二二二	一四	二〇〇	一〇八	一五

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分で、その他は二十六日分で計算したもの